

17

第 17 号
2005 February no.17

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集 成熟社会における 地域資源とまちづくり

低成長時代における自治体運営への示唆を求めて
座談会 成熟社会における地域資源とまちづくりの構想
金井利之／伊藤弘／木村純一／北沢仁美／
浜田哲郎／[司会] 木場田文夫

川崎市の地域資源の状況

川崎の地域資源を読み解く—地域資源にかかる17の事例をめぐって
政策情報かわさき編集部

かわさきのイメージアップを目指して 石川正嗣

わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流 小倉康樹

老人いこいの家 夜間・休日等の開放に向けて 湯場崎美枝

コミュニティ施設のまちづくりへの利用の可能性 津田耕

ごみは資源～処理センターにおけるごみの有効利用の現状 石井廣宣

市民参加による水道施設の有効活用の事例について 川口美紀

市民合意に基づく条例策定の実践と課題 袖山洋一

市民意見を活用した市政運営 渡邊タツ子

市民と市民・市民と行政のネットワークづくり 夏井美幸

市民が市民を支える仕組みづくり 早田清

川崎の農を助け農地を守る人材の育成 米川源人(主任)／勝田麻美子／山崎裕司

市政への参画意識の高揚を図る資金調達の多様化 渡谷雅彦

分権時代に求められる自治体職員像 山本昇二

地方分権一括法施行後の本市における条例策定状況について 鈴木孝

利便性の高い行政サービスの提供をめざして 深野正憲

本庁から区役所への分権の推進 猪俣聰

清口駅前の自転車対策をめぐって 明石憲孝

成熟社会を迎える、戦後社会を形成してきた
「成長型」の社会システムの転換が求めら
れています。こうした時代にあって、自治体
現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開
発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、
職員一人ひとりの課題となつてきています。
そのためには、職員個人の自由な発想による
創造的意見・提案がなによりも重要なことにな
ります。本誌の刊行の狙いもそこにあります
が、行政改革をうながす多様な意見の発表・
交流の“ひろば”として、本誌に発表された
職員の論稿は、原則として職員個人の意見・
提案であることをご理解ください。（編集部）

地域資源とまちづくり～持続可能な地域社会をめざして

川崎市長

阿部孝夫

平成一七年一月二四日から二六日にかけて、「都市と産業の共生に向けて」というテーマで、「第一回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」が川崎市産業振興会館で開催されました。これは、持続可能な都市の実現、川崎臨海部立地企業の優れた環境技術や市の環境保全の経験を活かした国際貢献をめざしたもので、国際連合環境計画（UNEP）などとの共催で行われました。

このフォーラムの議論の中心は、資源循環型社会の実現に向け、産業活動と環境の調和をいかに図っていくか、そして持続可能な社会をいかに構築していくかという点にあつたと思われます。

このように持続可能な社会の構築が叫ばれている中で、わが国の高度成長を牽引してきた川崎臨海部、そして同地域が位置する川崎には、大気汚染などの公害に対峙する中で培ってきた資源循環型社会を実現する技術や経験が多く蓄積され、その実現に向けた着実な取り組みが進められています。実際、装置型産業をはじめとした企業集積が生み出すネットワークを活用しながら、通常であれば処分されてしまう廃棄物を生産過程に再投入し、資源として活用するといったことが行われており、今後、本市のポテンシャルを活かし、国際連合環境計画などとの連携を深めていけば、国際環境特区構想の具現化とともに、本市の地域資源のさらなる活用が可能であると考えております。

ひるがえって、川崎市全体の地域資源に目を向ければ、一三〇万の市民が居住し、多くの人々が集うこの川崎の地には、自然、文化など様々な資源が存在しています。

自然という点では、多摩川や二ヶ領用水といった河川、そして多摩

丘陵の緑地などが位置し、生活にうるおいとやすらぎをもたらす重要な資源として、多くの市民に利用されています。

また、文化という点では、平成一六年にオープンしたミューザ川崎シンフォニーホールをはじめとした音楽資源、J1昇格をはたしたかわさきフロンターレをはじめとするホームタウンスボーツも川崎に都市の魅力と個性を与える重要な資源であります。

さらに、東京と横浜に挟まれているとして消極的に捉えられがちですが、交通利便性の点から捉えれば、川崎は首都圏の好位置にあるといえ、この利便性も重要な地域資源であると思います。

こうした地域資源を活用し、川崎市基本構想でまちづくり基本目標として掲げる「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現していくには、単に自治体が旗振り役を担うではなく、そこで暮らし、働き、学ぶ人たちとともに、地域の明日を考え、その実現に向けた着実な取り組みを積み重ねていく必要があると思います。

本号の特集テーマを、「地域社会の変化と地域資源」として、川崎の地域資源に係る議論を開いたのも、市民の皆さんとともに、川崎にある既存資源を有効活用していくとともに、新たな資源を創りだす中で、持続可能な地域社会を構築していくことが川崎のまちづくりに大変重要であると考えたからにほかなりません。

今後、川崎市基本構想の掲げるまちづくりの基本目標の具現化に向けて、市民の皆さんと必要な情報を共有し、参加・協働の実践を積み重ねる中で、市政運営に取り組んでいきたいと思っています。

特集企画にあたって ⑥

成熟社会における地域資源とまちづくり

低成長時代における自治体運営への示唆を求めて

座談会 成熟社会における地域資源とまちづくりの構想

東京大学大学院法学研究科助教授 金井利之／総務局行財政改革実施本部主幹・総合企画局企画調整課主幹
川崎区役所総務企画課主幹 北沢仁美／教育委員会事務局生涯学習推進課長 浜田哲郎／[司会] 総務局行財政改革実施本部参事・総合企画局政策部長
木場田文夫

川崎の地域資源を読み解く～地域資源にかかる17の事例をめぐって

政策情報かわさき編集部 23

I 地域資源の見直し

①川崎特有の地域資源の活用

かわさきのイメージアップを目指して～地域資源と民間活力の活用
わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流～「川崎環境特区への期待」

②減少しつつある自治体資源への対応

老人いこいの家 夜間・休日等の開放に向けて

コミュニティ施設のまちづくりへの利用の可能性～麻生まちづくり市民の会地域施設調査結果から

③自治体資源の有効活用

ごみは資源～処理センターにおけるごみの有効利用の現状

II 新たな地域資源の形成

①市民合意の形成とその意義

市民参加による水道施設の有効活用の事例について～鷺沼ブルーハーフ地における地域交流の拠点づくり

市民合意に基づく条例策定の実践と課題～川崎市自治基本条例検討委員会の軌跡

市民意見を活用した市政運営～市民提案の活用と課題

②協働の推進

市民と市民・市民と行政のネットワークづくり～市民館市民自主学級・市民自主企画事業について
教育委員会事務局生涯学習推進課振興係長

健康福祉局井田病院医事課 早田清 54
夏井美幸 52

水道局総務部経営企画担当 川口美紀 42
(検討委員会事務局)総合企画局政策部 袖山洋一 46
総務局秘書部報道・市民の声担当主査 渡邊タツ子 49

川崎市の地域資源の状況

総合企画局企画部広域企画課シティセーフティス担当主査

石川正嗣 26

JFEホールディングス(株)環境ソリューションセンター理事・企画部長 小倉康嗣 30

津田祺 37

健康福祉局高齢者在宅サービス課 湯場崎美枝 34

石川正嗣 26

麻生区まちづくり市民の会バッカアップ部会・市民活動の場の確保と情報提供関係する小委員会

小倉康嗣 30

津田祺 37

渡邊タツ子 49

環境局処理計画課副主幹 石井廣宣 40

木場田文夫 8

川崎の農を助け農地を守る人材の育成～「農(みのり)の寺子屋」を通じて

米川源人(主任)／勝田麻美子／山崎裕司 57

III 新たな自治体資源の調達

- ①外部からの資源調達
- ②分権改革の成果等を踏まえた資源の活用

市政への参画意識の高揚を図る資金調達の多様化～ミニ公募債の取り組みを通じて

利便性の高い行政サービスの提供をめざして(電子申請実証実験から)～情報技術(IT)を活用した電子市役所の充実に向けて

財政局財政部資金課主査
瀧谷雅彦 61

分権時代に求められる自治体職員像～人材育成の取り組みを通じて

総務局人事部人事課主査
山本昇二 63

地方分権一括法施行後の本市における条例策定状況について

総務局総務部法制課長
鈴木孝 66

③情報技術の活用

④自治体資源の配分の変更

本庁から区役所への分権の推進～地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざして

市役所企画課企画担当主査
猪俣聰 71

溝口駅前の自転車対策をめぐって

総務局情報管理部システム企画課
澤野正憲 68

『研修の窓』

政策形成研修の課題と意義

政策分野別基本計画事例研究報告①

川崎市地球温暖化対策地域推進計画《改訂版》をめぐって

政策分野別基本計画事例研究報告②

「第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をめぐって

政策分野別基本計画事例研究報告③

「川崎市住宅基本計画」をめぐって

政策分野別基本計画事例研究報告④

最新の自治体法務の課題を実戦的に学ぶ

オーストラリア通信

川崎市議会事務局調査課 松本聰／川崎区役所保健福祉センター保健福祉サービス課 真田良子 83

川崎市企業等合同(産学連携)研修報告

高津区役所建設センター管理課 澤田充生 82

町田智子 85

地域に開かれた「連携研修」の試み

選挙権のない住民が垣間見たオーストラリアの選挙

財団法人自治体国際化協会シードー事務所勤務 総合企画局広域企画課

川村昌子 88

編集後記 107

一年の研修から垣間見た韓国と日本の文化のちがい

韓国富川市と川崎市との交流
総務局人事部職員研修所 日笠健二 77

沖縄県那覇市と川崎市との交流

川崎市での派遣研修をふり返つて
総務局政策課専門調査員研究

川崎市政策課専門調査員研究
李廷植 90

英國の文化政策による都市づくりと地域管理

川崎市政策課専門調査員研究
石川宏之 94

市民の目 矢上川の再発見～幸区「さいわいバーカウツチング」から広がる

川崎市政策課専門調査員研究
庄司佳子 98

記者の目 地域力の重要性～新潟県中越地震被災地の取材から

川崎市政策課専門調査員研究
荒井康弘 100

現場の目 「地域資源」としての公園を活性化するには

環境局総務部中部公園事務所主査
渡辺真衣子 101

川崎元気企業紹介⑥ 新ものづくりベンチャーズの時代「有限会社伊藤工業」

共同通信社横浜支局川崎通情報 渡辺真衣子 102

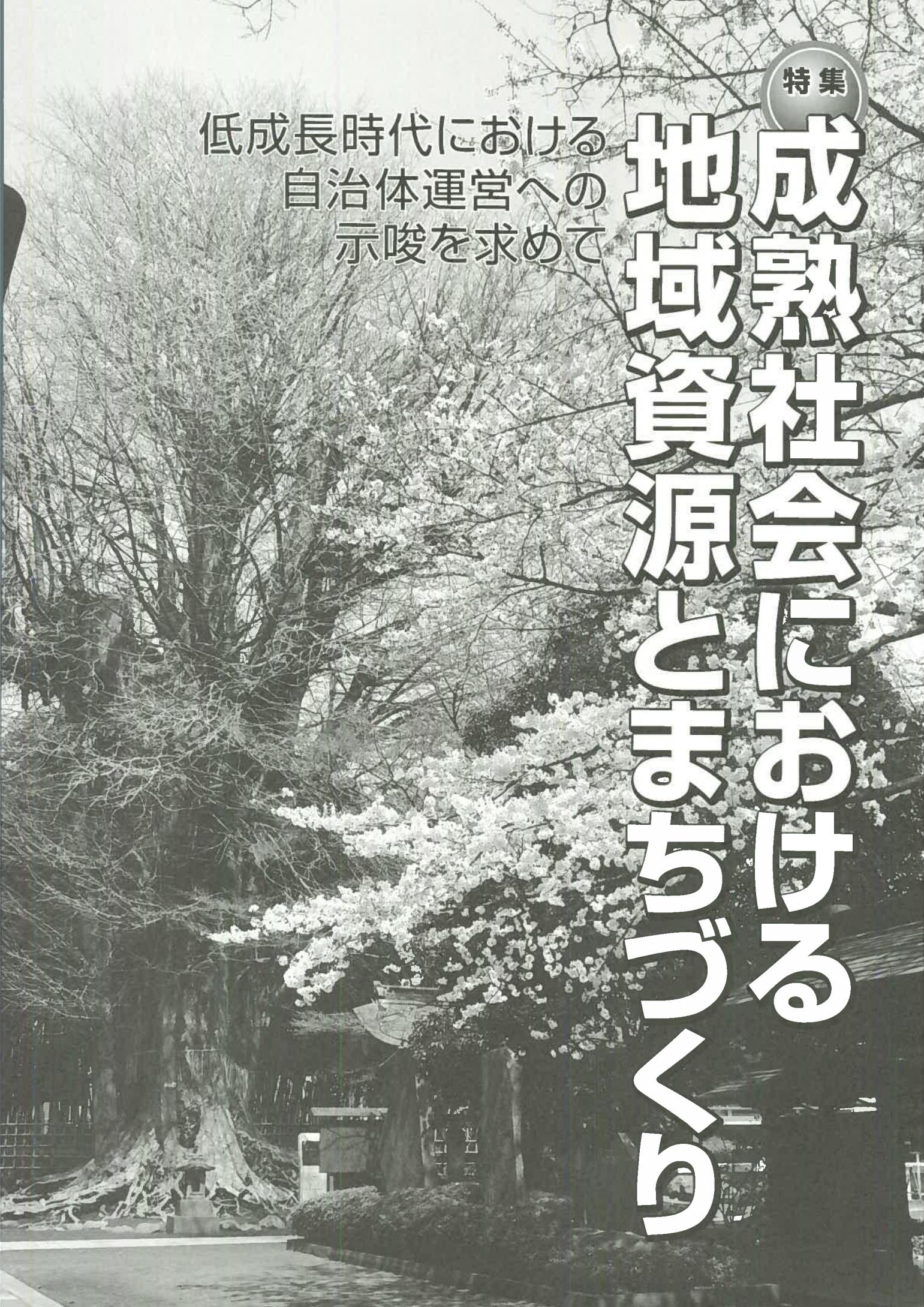
川崎市市政白誌(2004年1月～6月) 104

編集後記 107

特集

低成長時代における
自治体運営への
示唆を求めて

地成 域熟 資社 源会 とにお ちづけ くら



特集企画にあたつて

わが国の行政運営は、「最大動員」という言葉に代表されるように、様々な資源を活用しながら行われ、高度経済成長を達成してきたとされます。地域を担う自治体についても同様に、宅地開発指導要綱に基づく開発負担金の仕組みをはじめとして、様々な地域資源を活用しながら、地域経営が行われてきました。

しかしながら、低・負成長経済への移行の中で、自治体の財政状況は厳しく、財政出動による地域資源の涵養は困難な状況にあることから、既存施設の有効活用などとともに、地域からの新たな資源調達手法も模索されています。

また、新しい公共の担い手の出現がいわっている中で、地域社会にはこれまで行政が担ってきた公共サービスの提供を自ら担う人材が増加しており、地域の重要な資源として認識される状況も生まれつつあると考えられます。

こうした状況の中で、地域資源、そして自治体資源を取り巻く状況を報告し、自治体と市民の役割分担、今後の課題について探っていきます。



草木寺・藤村詩碑（原田正路撮影）

影向寺の春（原田正路撮影）



誰か旧き生涯に安んぜむと
するものぞ。おのがじ、新し
きを開かんと思へるぞ、若き
人々のつとめなる。

生命は力なり。力は聲なり。
聲は言葉なり。新しき言葉は
すなはち新しき生涯なり。

（『藤村詩集』序より）



座談会

成熟社会における 地域資源と まちづくりの構想

低・負成長社会への移行、都市の成熟など、自治体をとりまく環境が変化していく中で、自治体は、どのように市民とともに地域を運営していくべきなのでしょうか。パートナーシップに基づく自治体運営、参加・協働型の自治体運営の必要性が叫ばれて久しいですが、自治体側からの一方的なプロポーザルに終始すれば、地域の営みが疲弊し、地域経営自体が機能不全に陥ってしまう危険性もはらんでいると考えられます。

ここでは、川崎市における自治体資源、地域資源をとりまく状況、そして計画策定過程での市民からのプロポーザルの内容などを紹介する中で、自治体運営、地域経営の示唆を提供していきます。

(総務局行財政改革実施本部主幹・総合企画局企画調整課主幹)

金井利之
(東京大学大学院法学政治学研究科助教授)

伊藤弘
(まちづくり局都市計画課長)

木村純一
(川崎区役所総務企画課主幹)

北沢仁美
(教育委員会事務局生涯学習推進課長)

浜田哲郎
(総務局行財政改革実施本部参事・総合企画局政策部長)

木場田文夫

自治体資源と地域資源

報告



木場田文夫氏

木場田 本日は、東京大学大学院法学政治学研究科助教授の金井利之先生をお招きして、「成熟社会における地域資源とまちづくりの構想」というテーマで議論を進めていきたいと思います。

木場田 金井先生は、ご著書の中で資源管理の側面からみた自治について述べられています。そこでは、自治体とそれを取り巻く環境に存在する資源を自治の資源、そして自治体に調達された自治の資源を自治体資源として位置づけられています（註一）。また、経済の低・負成長や少子高齢化という

自治の資源と自治体資源

木場田 本日は、東京大学大学院法学政治学研究科助教授の金井利之先生をお招きして、「成熟社会における地域資源とまちづくりの構想」というテーマで議論を進めていきたいと思います。資源が少なくなっていく場合、資源をいかに有効活用していく、自治体運営、そして地域経営を行つて、いかは重要な課題であると考えられます。こうした認識は、川崎市を含めた自治体共通のものであると考えられますので、今日はこうした金井先生の論文をモチーフにしながら、今後のまちづくりについて考えていくたいと思っています。ただ、自治の資源については、この座談会では地域資源という言葉を用いて進めていきます。

高度成長期からの変化

木場田 こうした資源を考えていく前提として、金井先生もご指摘されているように、高度成長から低・負成長という社会経済状況の変化を押さえておく必要があります。環境から資源を調達して、自治体資源として活用していく自治体の運営は、当然ながら社会経済環境の変化を直接に受け、それに対応した自治体運営が求められます。

たとえば、高度成長期には市民の関心は、主に経済成長というところにあり、自治体が地域の課題を解決する必要性はあまりわからなかったように思います。実際、三種の神器ともいわれた家電製品の購入に興味をもたれていたことからも、市民の方々の

「右肩下がり」の状況では、資源の希少性が高まつており、資源管理の効率化への要求は強く、新たな発想で資源を認定、調達していくような取り組みが必要であるとされています。

ここで、自治体の運営を考えると、自治の資源を調達し、それを自治体に取り込み、活用しながら、政策目標を達成していくことを捉えることができます。資源が少なくなっていく場合、資源をいかに有効活用して、自治体運営、そして地域経営を行つて、いかは重要な課題であると考えられます。

こうした認識は、川崎市を含めた自治体共通のものであると考えられますので、今日はこうした金井先生の論文をモチーフにしながら、今後のまちづくりについて考えていくたいと思っています。ただ、自治の資源については、この座談会では地域資源という言葉を用いて進めていきます。

低・負成長における自治体資源

木場田 このような社会経済環境の変化の中で、川崎市の自治体運営において資源を捉える視点も変つてきています。たとえば、今回の総合計画では、川崎市域を東西に流れ、多くの市民が利用している多摩川についても、川崎市民の財産として位置づけ、関連施策を推進していくこととしています。これまでであれば、一級河川であり、国の管理下にあるため、市政運営上あまり大きな資源として捉えられてこなかつたものが地域という視点にたつて資源として位置づけられるようになつたわけです。また、これまでであれば自治体資源を用いて、川崎市を中心とした道路などの基盤整備を行つていく発想だったわけですが、これを転換し、首都圏の中で川崎市をどの様に位置づけていくか、そして都市基盤を整備していく

関心が、地域社会に生じる様々な課題の解決というよりはむしろ、収入を得て、生活水準を向上させていくことにつながったことは明らかだと思います。そこで、自治体運営の中心は、市民の方の関心に応じて、右肩上がりの成長に伴う税収増加に依拠した施設建設、そして福祉の充実などにあつたことはいうまでもありません。

しかしながら、社会経済環境という前提条件の変化で市民の関心も変化し、自治体の政策運営も変つてきました。市民アンケートなどからも明らかですが、現在の市民の関心は成長よりも、むしろ安全、安心な生活を営むことなど、地域社会の課題に移行しつつあるといえます。

地方分権改革・規制緩和と地域資源

木場田 こうした社会経済環境の変化とともに、地方分権改革の動向を捉えておく必要があります。国・地方の三位一体改革については、昨年、補助金を通じた地方への権限を保持しようという中央省庁の動きと、補助金削減案を取りまとめる地方レベルの動きが交錯する中で、具体的な議論が進められ、平成一八年度までの補助金改革、税源移譲については一定の決着をみたことになっています。ただ、国・地方を通じて、七〇〇兆円を超える借金の存在をどうしていくかは大きな課題であるといえます。さらに地方の視点でいえば補助金改革、税源移譲に注目が集まる中で、来年度についてはおおむね今年度並みの水準が確保されました。これまで地方財政計画作成においてはおおむね今年度並みの水準が確保されていましたが、これまで地方財政の縮小と地方交付税総額の削減が行われてきました。不交付団体の本市でも地方交付税の削減の中で臨時財政対策債の発行の抑制を余儀なくされており、今後はさらに厳しい財政運営を強いられることがあります。

ただ、基礎的自治体として、地域住民に身近なところで行政運営を行う川崎市には、

とかということを課題としてあげています。さらに、身近な地域環境のあり方が課題となっている中では、コミュニケーションなど地域社会の資源に着目しながら、自治体運営を行つていく必要性が高く、政令指定都市という規模の中で資源を捉えるとともに、区やコミュニティといった単位で資源を捉えていくことも重要なことです。

国・地方といった政府間関係に基づく資源配分やそれに伴う自治体財源のあり方といった課題のみならず、地域社会の資源に着目し、それを活用しながら政策目標を達成していく、市民との協働や参加を通じて、地域経営をしていく必要があると考えられます。

自治の資源を取り巻く四つの動き

木場田 本日は、こうした前提をおきながら、川崎市の資源について資源配分の事務やその運用を担当する課長さんにお集まりいただき、現在の資源を取り巻く状況を報告いただいた上で、金井先生からご意見をいただき、どうかたちで進めていきたいと思います。

木場田 ここで、川崎市の動きについて概観すれば、自治体資源、そして地域資源について様々なものがあり、大きなものとして三つを上げることができます。

一つ目は、阿部市長就任後の平成一四年九月に、危機的な財政状況に対応して策定された行財政改革プランです。この中では、大規模事業の凍結などが行われ、現在第2次行革プランの策定作業が進められています。

二つ目は、新総合計画の策定です。既に基本構想については平成一六年第四回議会で議決をいただいておりますが、現在平成一七年度から三か年の実行計画の策定が進められており、今後のまちづくりの方向性とそれに伴う自治体資源の配分を定めていくことになります。

三つ目は、市民合意の中で川崎市のローカルルールを作つていて、その動きです。平成一六年第四回議会で可決成立した自治基本条例については平成一七年四月から施行されますし、関連して本庁を中心ともいわれてきた行政のかたちを見直し、財源や権限の分権を進め、市民に身近な区役所で地域の課題を解決できる仕組みをつくっています。

こうした動きの前提には、市民活動の活発化があると思われますが、地域社会の変化と自治体の動きをいかに接合させていくかが今後問われていくと考えられます。

川崎市の新総合計画

もとに、エイジエンシー化、外部委託などが進められています。本市でも、公設民営方式、市民協働による施設管理などが模索されており、公・行政がすべてを担うとした概念が流動化し、その境目があいまいになりつつある、つまり融合化しつつある。これが二つの視点です。

三つ目が結合化、ネットワーク化です。

情報化の進展の中、施設の情報を結びつけるといった視点とともに、団体間の情報交換が今後問われていくと考えられます。本市でも、場の提供を行う中で、里山保全の活動を行なう、まちづくりを行うといった各区の類似団体の間で自律的なネットワークが形成され、情報とともに、問題や課題を共有し、活動が活発化していくような場合もあると思います。

最後の視点が動態化です。これまでと施設を建設すればよいという視点が強く、時間軸の中で維持更新費用をも含め、トータルで考えるといった視点はあまりなかつたように思います。また、施設建設への参加についても、運営や管理を含めて行われることには少なかつたと考えられます。ただ、施設についてはライフサイクルの中でコストを考えたり、参加による市民合意を資源として捉え、施設建設計画に関する市民合意を前提として、その運営を市民の方々とともに進めていくというように、時間軸の中で資源を捉えていく視点も重要な要素です。

こうした四つの視点を踏まえながら、議論を深めていきたいと思います。はじめに、行政が丸抱えで行ってきたものを、企画と執行を分離していくという考え方の

伊藤主幹よろしくお願ひします。

川崎市の新総合計画

伊藤 私は、川崎市政運営の基本方針ともいうべき総合計画、そして行政改革プランの策定に携わっています。

現在策定している総合計画は、基本構想と実行計画という二層構造からなっており、このうち基本構想は、昨年一二月一六日に議会で可決成立しました。また、実行計画の内容については二月中旬に発表の予定となっています。

この計画の前提として、先ほどもありましたが、社会経済環境の変化に伴つて、社会経済全般の枠組みが転換期を迎えており、このあります。このため既に成立した基本構想は、こうした変化への適切な対応を基本として策定されています。

この基本構想は、図1のとおり、市が進めらるまちづくりの基本目標として「誰もがいきいきと豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を掲げ、まちづくりの3



伊藤弘氏

つの基本方向、基本政策に取り組む4つの視点、基本目標を達成する7つの基本政策を掲げています。そして、この7つの基本構造になっています。

この基本構想に基づき、今後三か年の実行計画を策定し、具体的な事業を進めいくとともに、第2次行財政改革プランを策定し、市政全体の運営を行っていく予定です。

総合計画と行財政改革

だきたいと思います。

自治体は、市民生活の安全や安心を確保していくために、公務員という多くの人的資源を抱えています。当然ながら、安定的

していくためには、行財政改革を推進していく中であっても、一定のマンパワーを確保していくことも必要です。

伊藤 総合計画と行財政改革は、しばしば「ばら色と痛み」、「足し算と引き算」、「水と油」など全く正反対のものとして捉えられることが多いわけですが、まちづくりの基本目標達成のためには、実行計画とともに進行財政改革は不可欠であり、いずれも市政運営の指針として一体のものであると理解しております。

特に、今後の行財政運営は、これまでのようない新規・拡充施策の推進、つまり「何を増やし、何をつくる」という発想ではなく、活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくかという「地域経営の視点」に立つことが重要であり、こうした方向性は総合計画でも行財政改革プランでも求めているところであると認識しています。

一方、地域社会に目を向けて、個々の市民の状況や価値観が大きく異なつてきたり、社会のニーズが非常に多様化している現状では、自治体が自治体資源を用いて、すべてに対応していくというのは困難となつてきています。

こうした中で、行政の執行体制を見直し、「民間でできることは民間で」という原則のもと、民間事業者のほか、新たな公共の担い手としてのNPOやボランティアなど地域の方々と手を携えながら、民間活用型公共サービス提供システムを構築していくことが必要ではないかと思います。

ここで重要なのは、ムラ社会のような、地縁や血縁に依拠した社会を復活させるのではなく、あくまでも「自助」「公助」「公助」といった考え方を基本としながら、新たな地域コミュニティ、そして共助社会を創造していくことです。川崎市の場合は、知識や経験を地域社会に還元している市民も多数存在しているわけですから、地域社会を構成する自治体と市民が一緒に社会を創つていくことが必要だと思います。

特に、今後、団塊の世代が定年を迎える、いわゆる「ヒト」、「モノ」、「カネ」について少し述べさせていた

図1 まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」

まちづくりの3つの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

基本政策に取り組む視点

新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

7つの基本政策

安全で快適に暮らすまちづくり

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

人を育て心を育むまちづくり

環境を守り自然と調和したまちづくり

活力にあふれ躍動するまちづくり

個性と魅力が輝くまちづくり

参加と協働による市民自治のまちづくり

伊藤 次に、地域資源としての構成要素である、いわゆる「ヒト」、「モノ」、「カネ」について少し述べさせていた

特に、今後、団塊の世代が定年を迎える、それまで川崎に居住し、都内に勤務する「川崎都民」であつた方々が地域に帰つてくるわけですので、シニアの方々がご自身

の市民パワーを自発的な活動につなげていくことを支援していくような仕組みが求められているのではないかと思います。

こうした取り組みを媒体として、協働して支えるような「二世紀型地域コミュニティ」を構築していくような取り組みが必要だと思っています。

施設管理の発想転換 総合的活用

伊藤 次に、「モノ」という資源についてです。自治体の物という点では、様々な施設が一番大きいと思いますが、これまでには公物管理の視点に立つて、行政としての管理のしやすさや、行政責任の明確化という点から、さらには補助金獲得、そしてその後の補助金適正化法に基づく運用の制約などもあつて、中央省庁の縦割りに沿つた自治体の縦割りの視点から、管理がされていることも否めません。

ただ、市民の価値観やニーズが多様化した状況ですとか、現在の財政制約のものとの対応となりますと、従来の発想を転換し、これまでのストックとしての施設を有効活用し、機能面を充実させ、施設利用の総合化を図ること、あわせて協働による施設管理など運営の融合化も検討していく必要があります。

特に、川崎市の場合、高度成長期を中心におおむねの施設を整備しており、一定のストックは既に存在しているわけですが、新規の施設建設を全否定するものではありませんが、新たな需要に対応して積極的に施設をつくつていくというよりは、むしろ、単体の目的別施設をどのように活用していくか、そして老朽化した既存施設をどのように

に更新していくかが重要なことがあります。

今後、交通利便性も考慮した施設配置、機能転換、民間による拠点整備、民間賃借の視点にたって、不要な施設については、施設を更地にして売却することも含めて検討していくこととしています。

さらに、法的な課題、安全面での課題などあるうと思いますが、既存施設の活用などいう点で、学校施設が重要な地域資源として期待されています。後ほど、浜田さんからもあるとと思いますが、これまでの学校開放から一步進んで、学校を地域の資源として活用していくような取り組みが必要だと思います。

伊藤　さいごに「カネ」を取り巻く状況です。先ほどの人、物と比較して、金は人を調達することができるし、物を作り出すことは異なる性格を持つているとも考えられます。ただ、自治体運営においては重要な資源ですので、自治体資源ということで、川崎市の財政状況について説明したいと思います。

高度経済成長期には、極端な言い方をすれば必要性、有効性を訴えれば計画にも位置づけられ、予算が付き、事業として成立してきました。しかしながら、バブル経済が崩壊し、長引く景気の低迷や、地価の下落等の影響を受けて、市税収入は平成九年度をピークに低迷し、歳入の制約が厳しくなる一方、高齢化などの影響を受けて歳出は拡大基調になりました。

このように収入と支出の乖離が増大し、危機的な財政状況にある中で、現在の阿部市長が就任し、平成一四年九月に行財政改革プランができたわけです。現在の状況では、かつてのようにニーズや必要性だけで予算措置や計画への位置づけは困難となつていています。

木村　私は、都市計画法の運用を担当しているセクションですので、川崎市のまちづくりについて、都市計画マスター・プラン区別構想区民提案の動きなども紹介しながら、お話をしたいと思います。

まちづくりを考える場合、昭和四三年に制定された都市計画法が重要なと思います。

都市計画法と建築基準法

めには、スクラップ＆ビルトや手法の転換などを基調として、最小の経費で最大の効果をうみだすような行財政運営が必要となるわけです。

今後は、既存資源の有効活用を組みあわせて、公平・公正で持続可能な財政基盤を確立していく必要がありますし、区役所を中心として、地域で課題を解決していくことが必要だと思います。

木場田　人的資源という視点からは自治体と市民の協働というような融合のお話、そして既存施設の総合化のようなお話をいたいだいたいと思います。次に、木村さんお願ひします。

川崎市の場合には、昭和四五年に線引きの決定、昭和四八年に用途地域の決定が行われました。ただ、南北に細長い川崎では、決定時には既に、第三京浜国道までは市街地が形成されており、臨海部、そして南武線沿線の内陸部には大規模な工場が立地しており、多摩川に沿つて中小工場と住宅の混在地域が既に広がっていたわけです。

地域資源としての音楽、スポーツ

伊藤　全市レベルでというと、川崎市は地理的な条件に恵まれており、地域資源として、市内には魅力あるものが多く存在しています。

伊藤　私は、川崎市は地元の研究開発機関、そしてものづくり企業など、川崎の地域資源は数え切れません。こうした資源を活用しながら、まちづくりの基本目標として、基本構想に掲げられている「市民が愛着と誇りを持てる」まちづくりを進めていく必要だと思います。

入るを計りて出を制す

木村　私は、都市計画法の運用を担当しているセクションですので、川崎市のまちづくりについて、都市計画マスター・プラン区別構想区民提案の動きなども紹介しながら、お話をしたいと思います。

まちづくりを考える場合、昭和四三年に制定された都市計画法が重要なと思います。

高度成長期における人口急増への対応

木村　その後、都市計画法にあわせて、いろいろな法律が制定され、新市街地の形成をコントロールするような制度もできました。

昭和五〇年代、人口が急増した時代に行われた田園都市線沿線および小田急線沿線での土地区画整理による市街地形成では、こうした制度を用いて、丘陵地の宅地化とあわせて、道路、下水、公園という都市基盤を同時に確保することが行われてきました。

ただ、市の財政上の制約から、公共施設の整備が追いつかない中で、団地造成等施行基準（宅地開発指導要綱）に基づき、開發負担金や公共用地の提供といったことを事業者にお願いし、道路、公園、小学校、中学校などを事業者の負担でつくるような、そして開発を計画的にコントロールしなが

木村純一氏



ら、人口を抑制するようなことも行われてきました。

川崎の拠点整備の転換

木村 このように、住宅地の形成においては民間開発をコントロールするかたちで進められてきたのですが、拠点地区の形成という点では、市が直接自前主義で行つてきました。地下街、東西自由通路といったJR川崎駅周辺整備、そして武蔵溝口駅の再開発事業などは自前主義の典型であろうと思います。

ただ、こうした状況は、バブル崩壊後、変化しております。現在、進められている川崎駅西口、武蔵小杉駅はこうした事例となります。

また、川崎市は、平成九年に業務核都市（注2）の指定を受け、自律的な都市圏の形成、そして拠点の整備を進めてきましたが、東京の吸引力は強く、細長い地形という都市構造上、勤務地は都内、居住地は川崎という「川崎都民」が多い構造は変わっていません。

ただ、自律的な都市圏形成を目指し、拠点整備を進めた結果として、日常生活圏としての利便性は高まり、都市としての活性化が図られた側面もあるように思いました。

都市計画マスター・プランとまちづくり

木村 これまで比較的大きなまちづくりに

ついて述べてきました。こうした必要な基幹的都市整備は今後も継続していく必要がありますが、身近なまちづくりを進めていく必要性も高いと思われます。

こうした身近なまちづくりについて、平成四年の都市計画法改正で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として創設された、いわゆる都市計画マスター・プラン（注3）の取り組みを紹介したいと思います。

この都市計画マスター・プランは、住民に最も近い立場にある市町村による策定が義務づけられたもので、議会の議決を経て定められた「基本構想」と、都市計画の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に即して定めることとされています。その内容は、市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映させて、おおむね二〇年後の都市像や都市づくりの整備の方針などを明示するものです。

川崎市の場合、平成二〇年に全体構想、そして区別構想の策定作業を開始し、これまで進めてきました。川崎市の進め方の特徴として、区ごとに三〇から四〇人の区民からなる委員会を設置し、一年半程度かけて、区民提案を作つて、提案するというスタイルを取つた点をあげることができます。

区の総務企画課や地域振興課（旧区政推進課）が窓口となり、まちづくり局・都市計画課がともに事務局を担い進めていくことになりますが、行政としては情報提供を行ふことを基本として、委員長を中心まとめて、区民提案を行政に出してもらうスタイルを取っています。

この提案を受けて、政策領域別のマスター・プランと整合性をとり、行政計画をつく

るという二段階の構造をとっています。

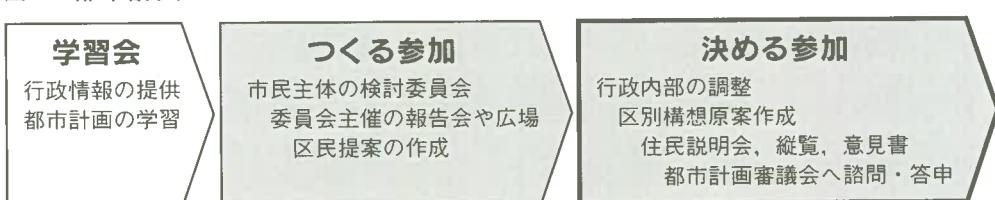
この「まちづくり」は、現在あるストックをうまく修正しながら、利便性の高いものにしていくことを表現したもので、今後のまちづくりのあり方を象徴しているものといえます。

まだまだ、これまでのような拠点整備を進めていく必要性も高いといえますが、今後のまちづくりでは、地域に根ざしたまちづくりを行う「まちづくり」の中で、都市の将来像をベースとして、うまく市民の活動をネットワーク化する必要性が高まるといえ、地域資源がうまく使えるよう、すべての区民提案を都市計画マスター・プランに描けるわけではなく、できなかつた点について市民に説明していくことが必要です。この「決める参加」について、区民提案をあげることができます。

木場田 木村さんからは、自治体と市民が将来的な都市像を共有する、民間の開発を誘導して市の目標すまちづくりを達成するといった融合化の視点とともに、まちづくりのまちづくり、つまり動態化の視点にたつたお話をいただいたと思います。

次に、浜田さんよろしくお願ひします。

図2 都市計画マスター・プランプロセス



ととなっています。

まちづくりとまちづくり

木村 こうした区民提案を作成するプロセスで、面白い提案も出てきています。たとえば、多摩区の区民提案には、将来像とし

人を資源と捉える妥当性

浜田 教育委員会で生涯学習を担当しております。教育委員会というと、教育という視点から、人づくりということが中心であると思われがちですが、小学校、中学校などの学校施設、市民館、図書館などの社会教育施設など、教育委員会は市役所の中でも最大の施設を持つている部署でもあります。

このため、今日は人づくり、そして施設の管理・運営という二つの視点からお話をしたいと思います。

私が市民館に勤務していたころ、全国的に「生涯学習によるまちづくり」ということが言われはじめました。当初は、生涯学習でどのようにして「まち」をつくるのか

と思いましたが、生涯学習によつて、「人づくり」を進め、その方が「まちづくり」を進めていくのであり、そのことを「生涯学習によるまちづくり」というのかと、自分なりに理解したことを見えています。

ただ、そういう市民の方々を人的資源として捉えることが本当に妥当性を持つことなのか、特に資源という表現に正直なところ違和感を覚えています。



浜田哲郎氏

表1 常住地による従業地、職業（大分類）別15歳以上就業者数及び流出率

職業（大分類）	総数	市内		市外	
		総数	割合	総数	割合
A 専門的・技術的職業従事者	121,067	49,314	15.7%	71,753	21.4%
B 管理的職業従事者	18,263	7,360	2.3%	10,903	3.2%
C 事務従事者	148,688	54,885	17.5%	93,803	27.9%
D 販売従事者	108,517	43,706	13.9%	64,811	19.3%
E サービス職業従事者	57,380	36,965	11.8%	20,415	6.1%
F 保安職業従事者	6,186	2,660	0.8%	3,526	1.1%
G 農林漁業作業者	3,265	2,943	0.9%	322	0.1%
H 運輸・通信従事者	21,680	12,951	4.1%	8,729	2.6%
I 生産工程・労務作業者	153,457	95,589	30.5%	57,868	17.2%
J 分類不能の職業	10,900	7,312	2.3%	3,588	1.1%

出典：平成12年国勢調査

図3 市民の定住意向

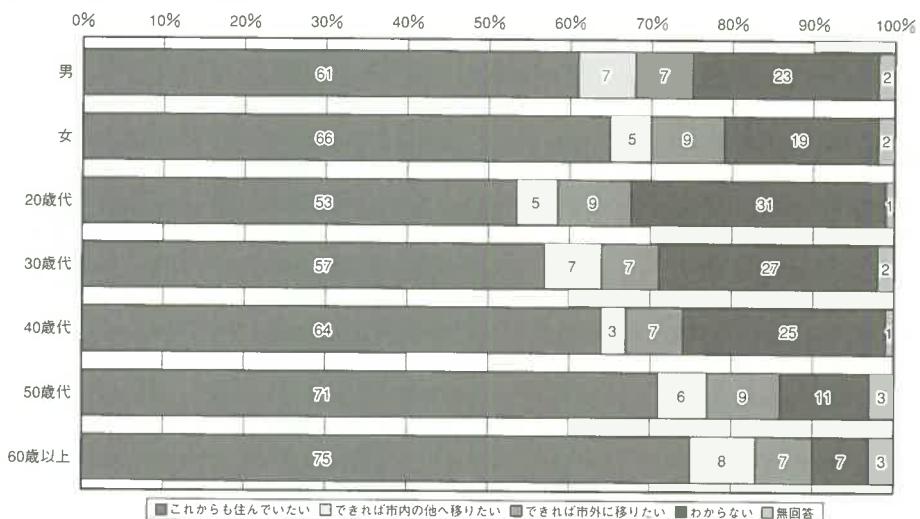


図4 市への愛着度

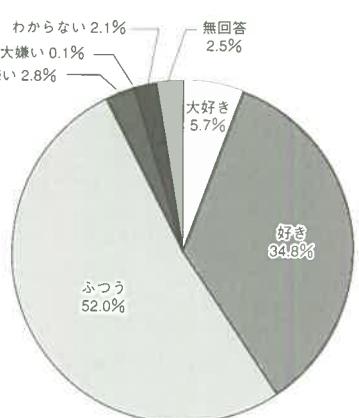


図3・4の出典：『川崎市民意識実態調査』(平成16年3月)

四%を占め、管理的職業従事者も含めると二四・六%と、市外就業者、いわゆる「川崎都民」のおよそ二五%が専門的な力量をもつた人であることが分かります。

また、平成一六年三月に出された川崎市民意識実態調査の中で市民の定住意向（図3）をみると、六〇歳以上の方では、実際に七五%の方が「これからも住んでいたい」と回答されています。同様に、市民意識実態調査で市への愛着度（図4）をみると、大好き、好きと回答した方が四〇%を超えて

ふつうも加えると九〇%以上となります。このように、専門性が高い住民の方が「川崎都民」として市外で働いている状況にありますが、定住意向、市への愛着度も高くなり潜在的 possibility は非常に高いと考えられます。特に、昭和三二年から二六年に生まれた団塊の世代が今後定年を迎える中では、地域に帰つてくるような状況もみられ、その潜在的 possibility はさらに高まると考えられるのです。

この点でいえば、教育委員会が各区にある市民館を活用しながら、生涯学習を行い、地域とつないでいくような仕組みが必要であるといえます。

生涯学習の転換 参加協働型プログラム

浜田 これまで市民館の生涯学習は、市の職員が中心となり、子育てを行うお母さん方、定年を迎えた方々など、ライフスタイルに応じた講座をつくってきました。

ただ、先ほど申し上げた川崎市民の特性、そしてまちづくりを地域で行つていくという点を踏まえて、この間、市民の参加協働という視点を踏まえたものへと転換してきており

具体的には、平成一五年から市民の自主的な企画提案・運営で行う「市民自主学級」^(注4)という事業を展開しております。

ここでは、地域や社会の課題解決に向けた学習の場を作り、市民の主体的な生涯学習、地域の市民活動の推進を目的として、市民の提案を選考委員会で決定するなど参加協働をベースに運営を進めています。

既に、地域では、市民館の生涯学習プログラムを受講し、グループを立ち上げ、地域のまちづくりを進めている人たちも多くいらっしゃいます。中には、多摩区にある「ままとんぎつず」^(注5)のよう子育てのNPOを立ち上げたものもあります。

また、平成二五年には川崎市でも五〇歳以上の人口が、五〇歳未満人口を超えることが予測されており、先ほども申し上げた團塊の世代とともに、地域に帰つてくる人たちは増えてくるものと思います。

これまで、市外で勤務していた人たちが定年を迎えたからといって、すぐに地域に戻つてこられるということにはならないと思ひますので、「川崎都民」から「川崎市民」への転換を促すような、シニア能力を地域で活用できるような仕組みを作つてくことが必要だと思います。

学校施設の活用

浜田 最後に、施設の活用という点を述べておきたいと思います。教育委員会には、小学校一一四校 中学校五一、高校五校等があり、こうした学校施設の活用が重要であるといえます。

これまでも、小学校、中学校の施設については、各学校に学校施設等開放運営委員会を設置し、利用団体が協議しながら学校施設を利用してきており、昨年度は約一〇七万人の市民の方々が利用されています。

今後は、地域の重要な施設としての学校に注目が集まる中で、さらなる活用が求められており、教育委員会のみで学校を管理するということの限界もあるように感じています。

木場田 浜田さんからは、参加協働によつて生涯学習講座を作つていくような融合化、そして施設の総合的な活用という意味で総合化のお話をいただきました。

次に北沢さんお願いします。

地域の課題を解決できる区役所

北沢 川崎区役所で、地域の課題に関する企画・調整などを行つています。

川崎市では、平成五年から区のあるべき姿として各区の「区づくり白書」^(注6)を策定してきており、その後も先ほどお話のあつた「都市計画マスター・プラン」区別構想づくり、そして「地域福祉計画」^(注7)など区民との参加・協働で区のまちづくりの基本方向を作り上げてきています。こうし

た中では、参加・協働で策定してきたまちづくりの基本方向をどのように実現していくか区民と協働で取り組んでいます。

ただ、これまでの区役所には、予算要求権がなく、地域課題の解決にあたっては、本庁の所管局に要望していくことしかできませんでした。結果として局の意向に沿つた場合には、予算要求がなされ、事業化されますが、沿わない場合には時間を要しただけで、実現されない場合もありました。

当然ながら、各局の所管する基本計画に位置づけられたりしなければ、事業の優先順位は低くなってしまうわけです。

先ほどから、コミュニティ、学校区など

が話題に上つていますが、全市域でなく、より小さな地域での課題を解決していくには、地域により近い区役所が区民、関係機関とともに解決に向けた取り組みをしていくことが不可欠です。このため、現在区行政改革がすすめられており、区役所の機能強化や関係局との取り組みに向けた仕組みを構築するため、区長の総合行政調整機能の強化などが検討されています。予算要求についても、平成一五年度からは区役所が地域課題の解決のための予算要求をする仕組みがその具体的な制度化に向けて試行されています。

歴史的遺産の活用

東海道川崎宿

北沢 今日は、区役所という立場から、四つほど事例を紹介し、区における資源を取り巻く状況をお話したいと思います。

はじめの事例は、歴史的資源である「東海道川崎宿」を活かしたまちづくりです。川崎区には旧東海道が走つており、東京か

ら京都に向かつて、多摩川を渡つたはじめの宿場町である川崎宿の面影が今でも一部残っています。二〇〇〇年前後には東海道制定四〇〇年を記念するイベントなどが各宿場などで繰り広げられましたが、そういう動きも契機となり、川崎宿は二〇一二年に制定四〇〇年を向かえることから、こうした歴史、そして面影を後世に伝えていくために、市民と行政の協働による取り組みの必要性が言われ、町内会、川崎区まちづくりクラブ、商店街、かわさき大師観光ガイドの会（現NPO法人「かわさき歴史ガイド協会」）の方たちが中心となり、「東海道川崎宿を活かした地域活性化方策検討委員会」が立ち上げされました。

この中では、行政との協働といつても、市民ができることからはじめるという認識をもつて、案内看板の設置や、沿道保存への働きかけなどを行つています。また、参加された委員の方たちは市民が変われば行政も変わるとの感想を述べられています。ここで、重要なのは、ややもすると見過ごされてしまう地域資源に対して、人的資源ともいえる、歴史的資源の案内や地域の活性化につなげていこうという意思を持つた人達のさまざまな活動を通して、資源が地域の宝として認められるようになつてきしたことだらうと思います。

産業遺産の活用 融合化

北沢 二つ目の事例は、工都川崎の産業文化財を活かしたまちづくりの事例です。川崎区は、日本の高度成長を支えてきた京浜工業地帯に位置しており、数多くの産業文化財が残されています。区内に散在するこ



小田公園野球場を活用した小田新春のつどいの様子

うした産業文化財をネットワーク化し、区域全体を博物館のようにみたてて、市民が見学したりできるような仕組みを作つてい取り組み、これが「かわさき産業ミュージアム構想」になります。

このベースには、企業、市民、そして区役所の協働があります。川崎区では、平成四年度から「企業市民交流調査事業」を推進し、「企業市民の情報をもつと知りたい

「生活市民の声をもつと聞きたい」という要望をたくさんいただきました。こうした声を受けて、「インカラクティブかわさきネットワーク」^(注8)という組織を立ち上げるに至っています。この中では、川崎区の企業市民と、生活市民、そして川崎区役所が一緒に活動を行っています。

具体的には、二つの部会を設置し、川崎区の宝物探しとともに、川崎産業ミュージアム構想を推進していくような取り組みが展開されてきています。

まだ実験の段階ですが、企業の協力を得ながら、親子で楽しんでもらうバスツアーなどを実施し、まちづくりを進めていきます。

自治体資源の有効活用

北沢 三番目が小田公園の事例です^(注9)。小田は、JR川崎駅からバスで南に約一〇分のところに位置する地域です。高度成長期には、工都川崎の発展に伴い多くの人口を受け入れてきましたが、現在は高齢化率が一九・一%^(注10)と市の中でも高い地域の一つとなっています。ただ、工場跡地にマンションが建つなど、人口は微増しています。

川崎区では、先ほど述べました区づくり

白書の実現に向けて、中学校区を基本としたまちづくりクラブを設置し、取り組んでいます。

小田公園の事例は、小田まちづくりクラブが利用率の少ない、市営の小田公園の目的施設である野球場について、平日の利用を行っているものです。

この事例は、広々とした外野の芝生で安心してこどもたちに遊ばせてあげたいという住民の方の声を、区が管理者に目的外使用を申請して実現したもので、まちづくりクラブ、町内会、母親クラブの方たちが借受けた場所の安全を確保するための清掃や管理など自主的な活動を展開する中で、こどもたちの遊ぶ場として活用することができ、さらに、保育園やこども文化センターなども加わり、活動の輪が広がる中で、地域のコミュニティづくりにつながっていると思います。

用途廃止施設の利用転換

北沢 四番目が用途廃止となつた施設を地域の声を反映させて有効活用しようという取り組みです。

昭和四〇年代後半には二三万人を超えた川崎区の人口も、バブル崩壊以後、二〇万人をも下回る状況になりました。いまは、工場跡地のマンション建設などで再び増加しておりますが、高齢化が進展するなど人口構成が変化する中で、区内には建設当初の目的を達成した施設もあり、用途廃止後の利用が課題となつております。

これに対し、地域の交流機能をもつた施設として有効活用することが地域の要望と

して届いておりまして、具体的には未だ検討の途上ですが、行政財産を普通財産として切り替え、建物を活用し、地域と川崎市がメリットを享受できるような仕組みを検討しています。

普通財産とした後は、川崎区が所管することが明らかになつております。市でははじめとなる本事例の取り組みでは多岐に渡る調整が必要とされています。

これまでであれば、こうした局間にわたる調整は企画・調整を担う総合企画局で行なわれましたが、この点では、この事例は、区民、関係機関とともに解決に向けた取り組みを行う区役所の今後の方針性の一端を示したものであるともいえます。

木場田 北沢さんからは、協働でまちづくりを進めるといった融合化、そして市民、企業のつながりという結合化の視点からお話をいただきました。また、区を中心とした資源管理という新たな取り組みについてもお話をいただきました。

ここで、金井先生から中間のとりまとめとしてご意見をいただきたいと思います。

人的資源の意味

金井 私のほうからは四つほどコメントさせていただきたいと思います。

はじめに「人」という資源をどのように捉えていくかという点です。浜田さんからもありましたが、自治体として「人」を本当に資源として捉えることが妥当なのかについては議論があるところだと思います。

まちづくりに関連して、人づくりというお話もありましたが、人はつくるべきものなのか、社会教育の分野でいえば、大人を教育の対象としてみるとこの是非はあります。自治体が市民をどのようにみるかという視点はまだまだ議論の余地があると思います。

また、木村さんから川崎のまちづくりについてお話をありがとうございましたが、都市計画の分野でいえば、高度成長期には人口流入に対していくに応じて、対応するか、または抑制するかという点で、市民は対象、客体であったと思います。このように客体だった市民、住民が、主体として、現在、まちづくり、まちづくりの担い手となつてきています。この指摘がありま

金井利之氏

した資源管理という新たな取り組みについてもお話をいただきました。

金井 先ほど伊藤さんからもありましたが、「力ネ」の場合には、税金や補助金などと地域資源も、主体としての人がいてこそ、宝になるという話がありました。資源というよりは、「もとで」と

いう意味での「資本」なのかもしれません。当然自治体の側からは、人を資源として捉たいということは分かるのですが、このことの意味を一つ目の課題提起とさせていただきたいと思います。

自治体資源と地域資源のズレ

金井 二つ目が自治体資源と地域資源のズレということです。通常、改革の世界で「人」といえば、自治体職員のことをいいますが、自治体運営の中で「市民」をどのように扱うのか、当然、市民は自治体資源ではないわけですので、協働ということで行政サービスの提供を担つてもらうことの意味をどう捉えるかは重要な視点です。

自治体資源は、川崎市政府の手元にある、または獲得できた資源のことですから、協働ということで地域資源を捉えていくと、川崎市政府がうまく協働できれば、都市経営に効果的・効率的であるが、川崎市政府の自由に処分できるものではない。そこに地域資源と自治体資源のズレがあるわけです。川崎市政府の外には資源はあるけれど、うまく連携できないとき、地域資源への過剰な期待の結果として幻滅が起ることもありえるでしょう。

協働の資源は青天井なのか

金井 先ほど伊藤さんからもありましたが、「力ネ」の場合には、税金や補助金などとして、自治体資源として自治体が調達できただけです。

ただ、協働ということで人的資源を議論

していくと、極端な話、川崎市の二三〇万市民を都市経営に使えるような錯覚にも陥ってしまうわけです。

ここで、総枠が分からぬ協働領域における人的資源の潜在性をどのように捉えるかが課題になるわけです。もしかしたら、協働領域における「人的資源」は、公務員という人的資源の投入も必要なわけで、もしかしたらマイナスになるのかもしれません。可能性も持っているわけです。行政改革の観点からすれば、協働は総枠が明瞭でない点で、危険性を持ちます。

キーパーソンと集合行為

金井 三つ目がキーパーソンについてです。しばしば指摘されるように、キーパーソンがいる地域ではまちづくりが進む、いない地域ではまちづくりが進まないということが起こります。さらに、ここでは、キーパーソンが地域でまちづくりのために頑張る一方で、他の住民はキーパーソンに任せっきりで、まちづくりの成果を享受するだけといった構図も見受けられるわけで、公共財の議論でいわれるような集合行為問題^{注11}も起こるわけです。

当然、キーパーソンは自分の資源を活用して、ある意味では自己犠牲して、まちづくりに携わるわけですから、キーパーソンのなり手がないといった公共財としてのキーパーソンの過小供給といった問題も生じてくるようになります。

して、ある意味では自己犠牲して、まちづくりに携わるわけですから、キーパーソンのなり手がないといった公共財としてのキーパーソンの過小供給といった問題も生じてくるようになります。

地域間格差と

ソーシャルキャピタル

金井 キーパーソンがいる地域でまちづくりが進むこと、こうした地域格差を自治体としてどう捉えるかは重要です。自治体としてキーパーソンのいない地域にも拠入れをして同様なまちづくりを進めるのか、それとも地域間格差を容認していくのか、さらには、キーパーソンのいる地域に市が施策を開発することで地域間格差を結果として拡大することをやむを得ないとするかは重要な視点だと思います。

最近、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」を思わせるようなソーシャル・キャピタル（「社会的な繋がり（ネットワーク）とそこから生まれる規範・信頼」^(注12)）に関心が集まっており、「眞の社会資本」たるソーシャル・キャピタルのある地域では、経済発展や自治運営に好影響を及ぼすといったことも指摘されています。地域のネットワークという資本が逆に地域間格差を生み出すといった状況を川崎市政府としてどう考えるか、キーパーソンの存在も含めてどのように捉えていくかという点も重要な点だと思います。

「コーディネーター 縁を取り持つ

市民から使われることの意味

金井 さらに、コーディネーターという点でいうことも必要かも知れませんが、教育ワークという話がありましたが、四つ目が関連して、縁を取り持つ、つまりコーディネーターの存在の意味です。

金井 先ほど木場田さんから結合、ネットワークという話がありました。四つ目が関連して、縁を取り持つ、つまりコーディネーターがいます。コーディネートが上手くいなかったとえば、臓器移植であれば、移植コーディネーターがいますし、職業紹介でも同様なわけです。コーディネートが上手くいなかなれば、ドナーがいて臓器の提供が行われても、その臓器を必要とする患者にはわからないわけです。

つまり、地域資源などが使える状況にあります。それをコーディネートすることができます。それをコーアイネートすることができなければ有効に活用されないわけです。

こうした意味では、自治体が地域資源を取り持つような役割を持つ必要があるのかかもしれません。また、地域間格差とも関係しますが、意見の対立が多く、コーディネートを行つても、マッチングしない、対立するような部分もあるので、その管理も重要な点だと思います。

ただし、先ほどの総枠の話とかかわりますが、マクロ的な資源への需要供給がアンバランスなときには、コーディネートだけでは済みません。いくら職業紹介をしても、求人がそもそも無ければ話になりません。その意味で、コーディネーターの大前提是、マクロ的な資源の需要に関する見取り図（通常は計画の形態をとる）の作成と、需給調整です。介護保険などは、そうした仕組みが考慮されています。

地域資源の状況と動き

討議

自治体資源と地域資源

が、この是非について、いろいろ議論がなったように思います。

二つ目が一つ目とも関連しますが、地域資源と自治体資源のズレということです。

金井先生から協働は青天井かという指摘がありましたけれども、協働ということばの持つ語感が鮮烈であるがゆえに、様々な課題を見えなくしてしまうような効果をもつておらず、協働すれば何でもできるような印象を抱いてしまった可能性も否定できないよう思います。ただ、協働でも自治体資源の投入が必要ですし、自治基本条例でも明確にしていますが、何でもかんでも協働すればいいということにはなりません。さらに、協働が行政側からのアプローチにとどまつた場合には、動員といった側面が前面に出でてしまふことも否めません。

木場田 これまで地域資源、そして自治体資源についてお話し、そしてコメントいたしました。はじめに述べた総合化、融合化、結合化、動態化という視点に基づき、いくつか現在の動きや論点をご提示いただいたように思います。総合化という視点では、区役所が総合的に地域の課題を解決していく意味、目的別の施設を総合的に活用していく方向性、融合化という点では市民と自治体の協働の可能性、結合化という点では地域にある資源を結びつける、動態化という点では生涯学習講座に参加した市民がさらに地域に入っていくといったことが指摘されたように思います。

自治体資源と地域資源 新しい公共

金井 さういふて、コーディネーターといふ点でいえば教師が無理やり教え込むというのではなくて、自治体側からみて、積極的にしていくということも必要かも知れませんが、教育資源と自治体側からみて、積極的にしていくということも必要だと考えていました。

木場田 こうした視点以外にも、いくつか面白い論点が議論の中で出されていましたが、だいたい五つぐらいにまとめることができると思います。一つ目が人的資源に関する視点です。自治体として、地域資源として人を見てしまうような傾向にあります

す。四つ目が資源を見るユニットという点です。伊藤さん、木村さんからは二一世紀型コミュニティというお話が出ていましたし、浜田さんからは学校区みたいな話、そして北沢さんからは区役所を中心とした行政運営についてお話をありました。このように小さなユニットに注目が集まる一方で、指定都市である川崎市の場合は、まだ不十分な

基幹的なまちづくりをどのように進めるべきかという課題もあるわけです。

五つ目が市民からみた行政の位置づけと

いう視点です。市民から使われる行政とい

う指摘がありましたが、どのような行政が

使われやすいのかという問題もあるよう

思います。

こうした視点は主に人的資源と関連して

いるように思いますので、少し人的資源に

について議論を深めていきたいと思います。

はじめに浜田さんいかがですか。

結びつけることの意味

浜田 生涯学習の現場において、市民の方が

地域課題をよく知っていると感じる

ことがあります。当然、地域で生活されているわ

けですから、ここには、こういう課題があ

るということをわれわれよりも深く知つて

いるのです。

また、定年を迎える、地域に戻ってきた方

たちが企業で使つてきた能力というか、知

りで持つてないものも多く、それを地域で

発揮していただければ、よりよい地域がで

きていくという側面もあるやに思います。

さらに、自治体として、地域課題や地域

ニーズと市民の能力のマッチングを行ひな

がら、まちづくりを進めることも重要なだと

思います。

そこでは、先ほど金井先生からあつたよ

うに、川崎市が地域社会から使われる資源

となることが必要で、生涯学習の場でいえ

ば、市民自主学級のように、協働して学習

の場を作り上げ、そしてまちづくりの実践

の場で活用してもらうことが必要だ

と思います。

このためには、自治体側も総合性をもつ

て対応していくことが必要で、区役所の地

域振興課などとともに、市民に使われなが

ら、コーディネートしていく必要があります。

木場田 木村さんからは、先ほど都市計画

マスター・プラン・区分別構想区民提案の策定に

ついてお話をいただきましたが、人的資源

として捉えること、地域資源と自治体資源

のズレ、地域間格差の三つについてどのよ

うに考えますか。

客体としての市民 主体としての市民

木村 地域に入つていって市民の方たちと

計画づくりをしてみると、地域の人材を資

源として捉えたくなる瞬間があるのは事実

ですが、市民と自治体の両者が間違った方

向にいって不幸な結果になつてしまふ可能

性も否定できず、慎重に扱う必要性がある

ことは認識しています。

ただ、市民の方の中にも、自治体資源の

有限性を前提として、すべてを自治体だけ

任せるのでではなく、自分たちのできること

は自分たちで行つて、より良い、より豊か

な生活をしていきたいと活動している方が

多くいることも事実です。

都市計画マスター・プラン・区分別構想区民提

案でいえば、自分たちの生活実態に基づき、

将来像を描く中で、区民提案はできましたが、

自治体に渡してもすべてができるわけでは

ない。このため、自分たちでできることは

自分たちでやろうという動きが出てきてい

る前には、自分たちで解決できるものは、既に自分たちで解決していくという、一定の経験を市民側は積み重ねてきているわけです。また、自治体資源とは別に、市民の立場からしても、さまざま地域資源があるわけで、自治体がコーディネートすることで、北沢さんが報告されたような、企業が有する資源が使えるようになるケースもあるのです。企業側の実態としても、地域の活動に貢献したいという意向は持っているので、主体としての市民と自治体、そして地域資源を持つている人（企業）の協議の場をつくりしていくことで、地域資源がまちづくりに生かされていくことは可能だと思います。

キーパーソンの意味

木村 地域でまちづくりを行つていく上で、

キーパーソンの存在は非常に重要だと思います。

都市計画マスター・プラン・区分別構想区民提案の策定では、男性については退職された方たち、女性については子育てが少し落ち着いた人たちが重要な役割を担つていて

いると思います。それ以外の世代が継続的に

キーパーソンとして活躍する事例はまだ少

ないと感じています。

まちづくりクラブの存在 川崎区の特性

北沢 川崎区の特性として、川崎市の北部

地域と比較した場合に、自治会・町内会組織

がしっかりとしていることが上げられると思います。北部の地域では、民生委員のなり手がないというお話を聞いてい

ますが、川崎区では今のところ出てきていません。

これは、一部工場跡地でのマンション建設も見受けられます、川崎区民の大部分

が高度成長期に都市部に流入した人たちに

積み上げていって、それが地域にいきわたるようなことが重要だろうと思います。はじめからすべての地域で行うのは無理ですから、可能性を少しづつ広げていくことが重要なわけです。

また、キーパーソンがいるからこそ、逆に自治体側が専門性を持つてまちづくりを行なうことができるかが問われているとも思います。キーパーソンだけでは解決できない部分について、自治体の人的資源、財源、そして制度を使ってどのようにまちづくりを進めていくかが大きな課題なのです。たとえば、古いまちなみを改変して、災害に強いまちづくりを行うといったことは自治体が主体的に担つてていく必要があるわけです。

都市計画法が制定される以前に市街化の進んだ川崎では、こうしたまちづくりが二世紀の大きな課題であると考えています。都市計画法が制定されると考えていました。強いまちづくりを行なうといつたことは自治体が主体的に担つていく必要があるわけです。都市計画法が制定される以前に市街化の進んだ川崎では、こうしたまちづくりが二世紀の大きな課題であると考えています。

木場田 次に、金井先生からはソーシャル・キャビタルというお話をありました。地域の特性などについて、区の現場でまちづくりを行つていている北沢さんいかがですか。

木場田 次に、ソーシャル・キャビタルとい

うお話をありました。北西部の地域では、

地域の特性などについて、区の現場でまち

づくりを行つていている北沢さんいかがですか。

北沢さん、次に、ソーシャル・キャビタルとい

うお話をありました。北西部の地域では、

地域の特性などについて、区の現場でまち

づくりを行つていている北沢さんいかがですか。

北沢さん、次に、ソーシャル・キャビタルとい

うお話をありました。北西部の地域では、

地域の特性などについて、区の現場でまち

づくりを行つていている北沢さんいかがですか。

北沢さん、次に、ソーシャル・キャビタルとい

うお話をありました。北西部の地域では、

地域の特性などについて、区の現場でまち

づくりを行つていている北沢さんいかがですか。

よつて構成されていることや、戦災復興区画整理事業によって形成された街並みや、

一部耕地整理の区割りが残るなど、比較的古い街並みが残っていることに起因していると考えられます。

こうした自治会・町内会組織の存在の上に、中学校区を単位としたまちづくりクラブが団結白書の策定から六年を経ても継続されている理由があるのかもしれません。

このように継続的な活動がなされているまちづくりクラブの事例でも、まちづくりクラブが単体で活動を進めていたりではなく、町内会・自治会の組織力を活かし、異なる年齢層の団体などとの接点を持つ一人、二人のキーパーソンの存在がネットワークを広げるなど、まちづくりの活性化のキーを握っていると思います。

木場田 総合計画の策定過程においても、公募市民による総合計画市民会議を設置して議論を進め、節目にはタウンミーティングを開催するなど、様々な市民参加の機会を設けています。また、基本構想における基本政策の七つの柱の一つに「参加と協働による自治のまちづくり」が位置づけられています。キーパーソンも含めた参加の問題などについて伊藤さんはいかがお考えですか。

市民参加の風 その可能性と課題

伊藤 総合計画の策定にとどまらず、先ほどから様々な事例が挙げられています。市政運営をみつめる中で、市民参加の風は感じています。

ただ、自治体として一つ考えておかなく

てはいけないのは、そうした市民の方がすべてではないということです。「自治体に税金を支払っているのだから、自治体がすべてをやるのは当たり前」、「財政が厳しいので、安上がり行政をめざすために市民労働を進めている」といった認識をもたれている市民の方々も数多くいらっしゃいます。この点を認識した上で、参加を捉えていく必要があると思っています。

また、市民参加といつても行政の側も担当部署によって、許認可権限をもつていているところ、市民サービス提供の窓口を担っているところなどさまざまであり、認識の温度差、そして市民参加を取り入れる範囲の格差があるのも事実です。

このように考えていくと、より地域住民に近い区役所で、参加を市民と一緒にやるべきを広げるなど、まちづくりの活性化のキーを握っていると思います。

木場田 総合計画の策定過程においても、公募市民による総合計画市民会議を設置して議論を進め、節目にはタウンミーティングを開催するなど、様々な市民参加の機会を設けています。また、基本構想における基本政策の七つの柱の一つに「参加と協働による自治のまちづくり」が位置づけられています。キーパーソンも含めた参加の問題などについて伊藤さんはいかがお考えですか。

まちづくりとストック

木場田 人的資源を中心として、ご議論いただきました。

木場田 人的資源を中心として、ご議論いただきました。

木場田 人的資源を中心として、ご議論を設けています。また、基本構想における基本政策の七つの柱の一つに「参加と協働による自治のまちづくり」が位置づけられています。キーパーソンも含めた参加の問題などについて伊藤さんはいかがお考えですか。

木場田 人的資源を中心として、ご議論を設けています。また、基本構想における基本政策の七つの柱の一つに「参加と協働による自治のまちづくり」が位置づけられています。キーパーソンも含めた参加の問題などについて伊藤さんはいかがお考えですか。

木場田 この点については、市民側からは縦割りと揶揄されたりするわけですが、それでも、一方で、自治体の有する施設といつても、何

人材の資源をどう捉えるか、そして地域資源と自治体資源のズレという点については、木村さんから都市計画マスター・プランの取り組みについてお話をありました。そこで、地域の課題を市民側も認識し、それに対応した計画を策定していく中で、できるところは市民でやつていこうというような認識が生まれてきている。つまり計画自体が単なる自治体の計画でなく、社会計画といふか、協働型の計画としての位置づけを持ち、目的が共有化される中で、個々人や企業が有する地域資源と、自治体資源との

間に、新しい公共ともいわれる領域が生まれ、自律的な活動が行われていることを感じました。この点を一つ司会として指摘させていただきたいと思います。

時間もだいぶ経過してきましたので、人間資源から次に施設といったストックの話にうつっていきたいと思います。

はじめに金井先生コメントをお願いします。

総合的な活用と既得権の調整

金井 ストックとしての施設に関して、二点ほどコメントさせていただきます。一点

目が自治体として政策領域別の壁の存在についてです。自治体総体としての施設はストック（資産）としてあるのですが、そこには自治体内部の行政側の縦割りが存在し、資源分配のルール化が図られています。

この点については、市民側からは縦割りと揶揄されたりするわけですが、それでも、一方で、自治体の有する施設といつても、何

人材の資源をどう捉えるか、そして地域資源と自治体資源のズレという点については、木村さんから都市計画マスター・プランの取り組みについてお話をありました。そこで、地域の課題を市民側も認識し、それに対応した計画を策定していく中で、できるところは市民でやつていこうというような認識が生まれてきている。つまり計画自体が単なる自治体の計画でなく、社会計画といふか、協働型の計画としての位置づけを持ち、目的が共有化される中で、個々人や企業が有する地域資源と、自治体資源との

くインセンティブについてです。浜田さんから学校施設の開放についてお話をあります。しかし、施設開放が最低限、教育にマイナスの影響を与えないことは当然ですが、さらに教育への付加価値をもたらすかということも重要です。単にこどもが少なくなることで、あまつているから開放するというのではなく、教育側として施設開放のインセンティブをどう捉えているかお聞きしたいと思いました。

木場田 金井先生からコメントをいただきましたが、はじめの事例報告もあわせて、三つほど論点を提示させていただきたいと思います。一つ目が総合的な施設の活用についてです。先生からは、自治体における行政の縦割りの壁が資源分配のルールを与えているといったお話をありました。川崎市では、現在目的別施設の壁を低くして総合的に活用していくこうという動きがあります。ここでは、資源配分ルールということもとに、法的な問題、国からの補助金に

関する問題などが存在しています。

二つ目が施設の利用調整の問題です。地方自治法の改正によって指定管理者制度の導入がなされ、川崎市でも対応を進めているところですが、そこではこれまで公物管理の枠組みの中で行ってきた公平性、公正性の担保、そしてそのルール化といった課題があるようになります。総合化を進めていく上で、既得権との調整、そして公平性、公正性の担保を二つ目の論点としてあげておきます。

三つ目が金井先生からコメントのあつた開放のインセンティブについてです。所管する事業局が事業運営においてメリットを感じないようであれば総合化は難しいとい

金井 二点目が、目的別施設を開放してい

施設開放のインセンティブ

二点目が、目的別施設を開放してい

うことですですが、実際には開放ありきで、この点についての議論が全くされていないようにも思います。

はじめに、施設の総合的な利用という点について、伊藤さんいかがですか。

施設活用の課題

伊藤 川崎市の公の施設に関して、現状では条例や規則でその利用について縛りがあり、依然として目的施設としての性格を強く有していると思います。このため、あまり利用されなくなつた施設、空いている施設であつても、地域で他の用途に利用する、地域活動の拠点にするといったことが柔軟にできない状況です。こうした状況にふたをして、仮にニーズの高い他の目的施設を整備するとしたならば、いかに規則といえども、社会的には大きなムダを生み出していくことになります。

一方、少しずつですが、児童の健全育成を目的としたこども文化センターや、高齢者的心身の健康増進を目的とした老人いっこいの家などについて、その設置目的を大きく逸脱しない範囲で、総合的な活用を行なうような取り組みが進められています。

まだ、解決すべき課題は多く存在していますが、資源を有効に活用するという意味でも、さらに柔軟な対応や多目的化を進めていく必要があると考えています。

木場田 学校開放のインセンティブ、施設での調整という点について、教育委員会では既に学校開放に関して様々な取り組みをしていると思いますが、浜田さんいかがですか。

虹ヶ丘ミニユーティルーム

浜田 川崎市では、七〇年代に日本住宅公団（現在の「都市再生機構」）によって開発された虹ヶ丘地区で、小学校校舎の一部をコミュニティルームに改造し、地域管理による運営を行っています。

そこでは、①高齢者と子どもの交流が生まれ、子どもたちは高齢者に対して優しくなつた、②コミュニティルームの管理にあたる大人たちに接する中で、挨拶やあそんだ後の後片付けが言われなくて済む子が増え、コミュニケーションが増えたなどの小学生側の変化という教育上のメリットも報告もされています（註13）。

また、地域住民が運営に参画していく中で、利用団体間で調整を行なながら、一定の責任を分かちあえる開放のルールづくりがなされています。

この事例では、学校にも一定のメリットがあり、地域住民が運営に参画することで利害の調整ができるともいえます。ただ、先ほども地域間格差というお話をありましたけれど、今後こうした事例が他の地域で活用できるのか、検討していく必要性が高いといえます。

木場田 もう時間もなくなつきましたので、さいごに皆さんにコメントをいただいて終わりにしたいと思います。はじめに金井先生いかがですか。

金井 今日のタイトルは、成熟社会における地域資源とまちづくりの構想というタイトルですが、通常のライフサイクルでいえば、成長から、成熟、そして爛熟・衰亡・末期という構造をとるのだろうと思いません。

今後は、腐朽しない、あるいは、次世代更新的なまちづくりをどのように行なうかは大きな課題だろうと思いました。

人口減少時代のまちづくり

木村 いま金井先生から成熟から今後どのような社会になつていくかという指摘がありました、いま盛んにいわれているように、今後少子高齢化、人口減少の時代を迎えるわけです。国立社会保障問題研究所の推計によれば、全国では、二〇〇六年、つまり来年には一億二七〇〇万でピークを迎え、減少基調に転じるとされています。

川崎市将来人口推計によれば、川崎市の人口は依然として増加基調にありますが、二〇二五年には一三八万九千人でピークを迎え、人口は減少基調に転じます。そのとき、つまり人口が減少し、需要自体が減退しているときに、根幹的なまちづくりをどのように進めていくか、現在あるストックをどのように活用していくかは大きな課題であると感じました。

また、今回の議論の中で、団塊の世代の方たちが地域に帰つてくるという話がありましたが、次の団塊ジュニア、そして今の学生たちというような世代間の自立をどのように捉えるかということも重要なことです。

木場田 もう時間もなくなつきましたのよ。今の世代がやりたいことをやって、後世代に負の遺産を残すようなことはあってはならない、資源を考える上では世代間の平等も考慮する必要があると思います。

木場田 学校開放のインセンティブ、施設

ありました、区の立場でいうと、まちづくりというお話や施設の課題など、今日提示されたものは区役所が取り組むべき身近な地域の課題というものも多いように思っています。

そこで、区役所が区民や関係機関とともに、解決に取り組み、市民に使われるようになつていくとすれば、区役所だけではなく自治体が有する職員という資源の質みたいなものも問われてくるのかなと思いました。

総合性の意味

浜田 キーパーソンが重要ということでしたが、教育委員会は生涯学習の場を通じて、そうした人たちを見つけ出し、育てていくことも重要な役割だと思います。これまでも区のレベルでは、市民館と区役所地域振興課の連携は行なっていましたが、今日、まちづくり局も地域のまちづくりというソフトも積極的に行なっているというふうに捉えていましたが、連携しながら進めることを知りましたので、連携しながら進めていくことが今後の課題であると思いました。

汗を流すことの意味

伊藤 地域資源と自治体資源のズレという点については議論がありました、やはり今後の地域社会を展望すると、シニアの方たちが定年を迎え、地域に帰つてくることは疑う余地がありませんので、今から地域に入つてこれるような仕組みを作つていくことが重要だと思いました。

また、地域によつて差が出てくることはある程度やむを得ないと思います。むしろ

職員側の資質の重要性

自治体資源

北沢 先ほど資源を見る単位というお話を

いい意味での「地域間競争」みたいなものが促し、汗を流したところは、流した汗の

分だけ地域がよくなつていく、地域に還元されるというようなインセンティブも必要だと考えています。

さいに、今日は議論されませんでしたが、資源を考えていいく上では当然ながら「持続可能性」という視点が不可欠だろうと思っています。

木場田 最後に司会としてすべてをまとめることは出来ませんが、三つほど感じたことをコメントさせていただき、締めとさせていただきたいと思います。

一点目が自治体と地域の関係です。地域資源と自治体資源のズレというお話があ

りましたが、計画や目的を共有する中で自ら地域課題の解決に取り組む市民も増えてきている。彼らにとつても地域資源は活動の中に取り込みたい対象なわけで、そこに自治体資源と地域資源の中間領域のような、新しい公共の空間が広がっているのかもしないと思いました。

二点目が資源を捉えるユニットについてです。川崎市はこれまで市域を「一体」として捉え、フルセット型のまちづくりを進めてきましたが、社会環境の変化の中で、首都圏という中に位置づけ、そのまちづくりを考えいく必要があります。さらには、コミュニケーション、区という単位について議論がありました。が、政令指定都市という「一体性」を保ち、基幹的なまちづくりを進める一方で、より小さい単位でまちづくりを考えていく必要性がある。そのバランスは非常に難しいと思いますが、道州制など現在の地方制度を取り巻く動向を視野に入れながら、川崎市としての舵取りを行つていく必要性

が高いと感じました。

二点目が社会環境の変化についてです。

少子高齢化、人口減少という、人口にかかる構造的な変化と量的な変化があわせてやつてくるわけです。この中で、一点目とも関連しますが、自治体資源と地域資源の関係がどのようになるのか、金井先生の言葉でいえば、協働への期待が幻滅になつてしまわないのかといった危惧も感じました。

今日は、みなさんお忙しい中、本当にありがとうございました。

注1 金井利之「自治の資源とその管理」森田朗編『新しい自治体の設計1 分権と自治のデザイン』ガバナンスの公共空間》有斐閣、(2003年)

注2 「業務核都市」とは、東京圏における大都市問題の機能の適正配置の受け皿となるべき都市のこと。第四次首都圏基本計画(昭和61年決定)において、その基本的な考え方が示され、多極分散型国土形成促進法(昭和63年制定)において制度化されています。

都県(又は政令指定都市)が、首都圏基本計画に位置づけられた地域ごとに、多極分散型国土形成促進法に基づき、業務施設集積地区や中核の施設等を定めた「業務核都市基本構想」を作成し、主務大臣の同意を得た場合、税制上の特例措置、政策投資銀行による無利子融資などの各種支援措置が受けられる。

注3 「都市計画マスター・プラン」は、第一八条の二に基づく制度で、同様は、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の区域に關する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の基本方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める」とされている。

注4 「市民主導級」は、地域や社会の課題解決にむけた学習の場を作り、市民の主体的な生涯学習、地域の市民活動の推進を目的とした継続的な学習を目的として、市民の自主的な企画提案・運営で行う講習のこと。内容は課題解決のための知識・情報・生活文化・技術に関する学習となつていて。(五二ページ)参考

注5 ままどんきつずは、一九九三年に多摩市民館の子育てネットワークプランナー講座を通じて知り合った。子育て中のお母さんの思いからはじつたという。

佐保田裕司「子育てボリシー(云達のための情報誌)成」「政策情報かわさき」(一四期、2003年)

バツクナンバー紹介

【特集】これからの地域「ミニユーティを探る】◆「バネルディスクッション】まちを耕す

「小さなまちづくりとコミュニティ・デザイン」「コーディネーター」延藤安弘「バリスト」川崎泰之/梶谷有華/武道子/阿部孝夫

●都市部における地域社会を考える(棚橋匡)●学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について(虹ヶ丘小学校コミュニティームの取り組みを踏まえて)(武田拡明)

●地域で取り組む子育て支援の現状と課題(中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践)(美馬和子)

●公園づくりを通した地域コミュニティ(大谷雄二)

●地域で取り組む子育て支援の現状と課題(中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践)(美馬和子)

●総合型地域スポーツクラブによる地域づくり(高橋勝美)

◆地域コミュニティ実態調査(五つの地区における地域活動を通じて)●【川崎区小田地区】まちづくりクラブを中心とした地域コミュニティのすがた(荻原圭一)

●ソーシャルキャビタルは、社会的な繋がり(ネットワーク)とそこから生まれる規範・信頼を言う。パートナムは、イタリアの州政府を対象として、民主主義の伝統がある北部とそうでない南部のバフォーマンスの相違をソーシャルキャビタルから説明している。

Robert D. Putnam with Robert Leonardi and Raffaella Y. Nanetti, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1993(河田潤一訳「哲学する民主主義:伝統と改革の市民的構造」NTT出版、2001年)

注13 武田拡明「学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について」「政策情報かわさき」(第一六号、2010年)

◆「市民主導級」は、地域や社会の課題解決にむけた学習の場を作り、市民の主体的な生涯学習、地域の市民活動の推進を目的とした継続的な学習を目的として、市民の自主的な企画提案・運営で行う講習のこと。内容は課題解決のための知識・情報・生活文化・技術に関する学習となつていて。(伊藤和良)

川崎の地域資源を 読み解く

川崎市の
地域資源の
状況地域資源にかかる
17の事例をめぐって

政策情報かわさき編集部

自治の現場における地域資源、そして自治体資源はどのような状況にあるのか。そして自治の実践を積み重ねていく中でその状況はどのように変化していくのか。こうした資源を取り巻く状況、そして方向性を認識した上で、今後の地域経営にかかるシナリオを描いていくことが求められています。

ここでは、川崎における地域資源、そして自治体資源をめぐって、はじめに「川崎の地域資源を読み解く」として、その見取り図を提供した上で、実際の資源にかかる17の事例を紹介し、地域経営にかかるシナリオ作成に向けた方向性を提示していきます。

本特集では、今後どのようなまちづくりを進めるべきかについて、単に自治体として川崎市が管理する「自治体資源」のみならず、これをも含んだ、地域社会に存在する「地域資源」にも着目しながら検討を行っている。また、資源の概念についてもヒト、モノ、力、情報といった通常の概念を拡張して議論を展開している。

これは、多様な主体が自治を担う状況について、新しい公共の出現と指摘されるよう、公共の概念が流動化しつつある中で、単に「自治体資源」のみから地域の営みを捉えるのではなく、さらにそこでは市民、自治体のネットワークが重要な役割を果たすなど、既往の資源の枠組みでは把握しきれない状況にあることに起因している。

実際、本誌では、これまでNPOが単に事業者としてサービス提供を行うのみではなく、地域社会の主体をつなぎながら、まちづくりを進めている事例や（注1）、登戸地区において地域住民、商業者、行政といった主体が連携するなかで、地域の資源を結びつけながらまちづくりが行われている事例（注2）が報告されている。ここでは、人との地域資源を結びつけることで、相乗効果が生まれている、つまりネットワーク自体が資源として機能しているのだともいえよう。さらに、麻生区について良好な住環境が資源として機能し、終の棲家としての市民への住居選択に影響を与えていたといつた報告（注3）もされており、様々な地域資源の存在が地域社会の暮らしに大きな影響を与えているとも考えられるのである。

こうした状況を踏まえ、本稿に続く一七七

本特集では、今後どのようなまちづくりを進めるべきかについて、単に自治体として川崎市が管理する「自治体資源」のみならず、これをも含んだ、地域社会に存在する「地域資源」にも着目しながら検討を行っている。また、資源の概念についてもヒト、モノ、カネ、情報といった通常の資源とともに、市民間の合意も含め資源の概念を拡張して議論を展開している。

これは、多様な主体が自治を担う状況について、新しい公共の出現と指摘されるよう、公共の概念が流動化しつつある中で、単に「自治体資源」のみから地域の営みを捉えるのではなく、さらにそこでは市民、自治体のネットワークが重要な役割を果たすなど、既往の資源の枠組みでは把握しきれない状況にあることに起因している。

実際、本誌では、これまでNPOが単に事業者としてサービス提供を行うのみではなく、地域社会の主体をつなぎながら、まちづくりを進めている事例や（注1）、登戸地区において地域住民、商業者、行政といった主体が連携するなかで、地域の資源を結びつけながらまちづくりが行われている事例（注2）が報告されている。ここでは、人との地域資源を結びつけることで、相乗効果が生まれている、つまりネットワーク自体が資源として機能しているのだともいえよう。さらに、麻生区について良好な住環境が資源として機能し、終の棲家としての市民への住居選択に影響を与えていたといつた報告（注3）もされており、様々な地域資源の存在が地域社会の暮らしに大きな影響を与えているとも考えられるのである。

自治体資源と地域資源

自治体は政策目標を掲げ、その達成のために自治体資源を投入する。教科書的にいえば、そこでは自治体の有する①法的資源などを用いながら地域資源に働きかけていく規制活動、②経済的誘引などを提供する

表1 資源の動きと方向

	I 見直し	II 形成	III 調達	IV 変更
総合化	②		②③	①
融合化	①②	①②	①③	①
結合化	①②		③	①
動態化	③	①②	②	

の事例報告では、本市の自治の実践にかかる地域資源の取り組みを紹介していくこととなるが、冒頭に述べたとおり、本特集の地域資源の範囲が広範にわたつたとおり、個々の事例報告の論点も非常に多岐にわたっている。が故に、川崎の地域資源を読み解くポイントを提示し、今後のまちづくりへの課題提起を行うこととした。

特に、座談会で提示された総合化、融合化、結合化、動態化という視点とともに、事例報告で提示されるⅠ既存資源の見直し、Ⅱ新たな自治体資源の形成、Ⅲ新たな自治体資源の調達、Ⅳ自治体資源の配分という二つの軸からなるマトリックス（表1）を下敷きにしながら、地域資源をみつめる中で、今後のまちづくりに向けた示唆を提示できればと考へている。

ことで地域資源に働きかけていく助成活動、
③不足する公的サービスを自治体が供給す
る補完活動、④消防など民間では提供でき
ないような公共サービスを直接供給する活
動などがある。

自治体の掲げる政策目標の中心は、こう
した様々な活動を行なながら、地域社会の
すがたをどのように描いていくかというところ
にあり、行政が直接供給するのみでなく、企
業等の活動を規制・誘導する、協働しながら
地域社会の課題を解決するなど、地域
社会を担う主体に働きかけていく必要があ
る。ここでは、相互関係性の中で活動が行
われているのであり、この相互性ゆえに地
域資源の中の自治体資源の位置づけは非常
にあいまいであるが、ここでは自治体が有
している資源を自治体資源として扱つてい
る。

I 既存資源の見直し

既存資源の見直しは、これまで地域社会
に存在していた資源を掘り起こしたり、有
効活用を図るといった動きである。本特集
で取り上げる事例では、既存資源を結びつけ
ることで、相乗効果を生み出す、また既
存の目的別施設の総合化を推進し、施設を
有効活用する、行政運営過程の中で廃棄さ
れてしまふものを有効活用するといった動
きがみられる。

①川崎特有の地域資源の活用

石川(26頁)は、シティセールスの取り組み
を取り上げ、「知られていない地域資源を掘
り起こし、磨き、組み合わせ、市内外に戦
略的に情報発信していく」必要性を指摘し、
旅行業者とともに、川崎の地域資源を伝え

る取り組みや、大学とのコラボレーション
によるイメージアップCM作成を紹介して
いる。また、小倉(30頁)は、「首都圏の中に
あり、マーケットに近く、流通コストが安
く済む」、地方のエコタウンとは異なり、
企業が集約しているコンビナートでは(資
源循環にあたって)企業連携を強力に進め
ている」といった川崎臨海部の特性を指摘
し、企業間のネットワークとともに、産官
学の協調を図り、環境特区の枠組みの中で
規制緩和を進めていく重要性を指摘する。

ここでは、川崎に現存する地域資源の特
性を踏まえ、地域資源を結びつけ、それを
アピールすることで、相乗効果を生み出し
ていくような結合化や、産学官の協調とい
つた融合化の動きをみることができる。

②目的別の自治体資源の有効活用

湯場崎(34頁)は、目的別の施設である老
人いこいの家について、身近な拠点を望む
市民の声に対応して、活用されていない時
間帯を開放し、その有効活用を図る試行的
な取り組みを紹介している。津田(37頁)が
指摘するように市民活動では、「定期的に
集まって会合や活動をする場所の確保が難
しい、チラシや会報を安く印刷できる場所
はないかななど、いわゆる『場所』探しが一
苦勞である」。この点からすれば、場所の
確保は、市民活動という地域資源を涵養し
ていく上で重要であり、新たな施設建設が
困難な状況では、目的別施設の垣根を下げ、
より広範な活動を許容していくような総合
化の取り組みが求められているのである。

ただ、津田は、老人いこいの家の試行的
な開放の取り組みについて、自主管理のわ
ざらわしさから利用が進まないため、職員
が閉館までいる子ども文化センターとの合

築施設については、自主管理のわざらわし
さを解消するような取り組みを管理主体間
で調整・検討すべきと指摘しており、施設
利用のみならず、施設の運営面でも総合性
を確保していく必要性が高い。また、津田
が指摘するように、老朽化の顕著な施設も
ある中で、総合化によって有効活用を図る
としても、その保全をどのように行うかも
大きな課題であるといえよう。
③行政運営過程で生み出される自治体資
源の活用

石井(40頁)は、ゴミを焼却するという過
程の中で、見過ごされがちな熾熱を自治体
の資源として取り込み、発電を行い、それ
を売却することで自治体資源を調達してい
く手法を紹介している。ごみ焼却にかかる
る発電自体は多くの自治体で取り組まれて
いることであるが、焼却益によつて施設改
修費用以上が捻出されていることは特筆す
べきであろう。本市では、水道事業におい
ても配水池に至る送水管に水力発電機を設
置するなど同様の取り組みが開始されてい
るが、自治体の行政運営の過程を捉え、そ
の中でもやもすれば見過ごされがちな資源
に着目する取り組みは今後も拡大していく
必要がある。

II 新たな自治体資源の形成

新たな自治体資源の形成は、自治体が現
に働いている資源を活用しながら、地域社会
に働きかけ、さらに資源を作り出していく
ような過程である。そこでは、市民と一緒に
資源をかたちづくっていくような融合化、
時間軸の中で資源を捉えていくような動態
の動きを読み取ることができる。

①市民合意の形成とその意義

市民の合意を形成することの意義につい
て、川口(42頁)は市民合意で整備してきた
公園の供用開始後にも、「市民を巻き込んで
で管理運営の方向性について検討していく」
ことで、「コミュニティの形成、ひいては
まちの活性化に貢献していく」方向性を示
している。同様に、袖山(46頁)も自治基本
条例の策定過程を通じて議論を重ねてきた
ことについて、「自治基本条例の関心から
スタートした市民委員は……自治を主体
的に担う市民としての姿を表すこととなつ
た」ことを指摘した上で、さらに「検討委
員会の市民三〇人の合意から生まれた自治
に関する財産を市民の皆さんと共に育てて
いく」必要性を述べている。
一方、渡邊(49頁)は、市長への手紙など
の数が増加傾向にあり、こうした意見を最
も多く寄せた年代は三〇歳代であることを
指摘する。このことから、市民参加の場
には通常では出席できない市民層が市政へ
大きな期待を寄せてはいるといえよう。ただ、
不動産価格の下落が顕著な首都圏の住宅事
情の中で、持ち家の転売による住宅取得が
難しく、「足による投票」のように容易に
住居を変え、居住地から退出することが困
難であるため、居住地を担当する地方政府
が変わるように自分の声を届けてはいるとも
考えられるのである。この点では、今後の
少子・高齢・人口減少社会の到来の中で、
不動産市場が変化すれば、人々の居住地選
択が流動化していくことも想定され、「地
域生活者の豊富で無尽蔵な声」を資源とし
て捉え、「市民の立場に立った事業の見直
しや事務改善につなげる」ような取り組み
が必要となるのである。

こうした事例からは、市民合意、市民意見などを政策運営という時間軸の中で捉え、動的に考えていく必要性を指摘することができます。ただ、その前提として重要なのは、川口が指摘するように「府内の調整を確実に行い、きちんと整理した形で、ものごとの可否や市民と行政の役割分担を明確に提示」することであり、こうした手続を欠けば合意形成手続が逆に不信感のみを残したり、参加疲れといった状況を生みかねないのである。

さらに、一三〇万都市川崎において、個人が寄せる意見や一部の市民による委員会での合意をどのように捉えるかも大きな課題となる。袖山は、市民委員自体が「市民委員三〇人で一三〇万人の住民の意見を交代できるか」という問題意識を持つていたことを指摘しており、そもそも自治体として市民合意や市民意見といった自治体資源をいかに政策決定に反映させていくかという判断が今問われているのである。

②市民と行政の協働の推進

夏井^(52頁)は、市民の方々が社会や地域の課題の解決をめざした学びの場づくりに直接参加していく仕組みとして参加・協働で進めていく市民自主企画講座等について、創造、発信、蓄積、共有の循環が生まれ、より深みのある学習資源が形成されるとを指摘する。また、早田^(54頁)は、病院におけるボランティアの活動が「患者のQO-Lの向上に寄与している」という。このように協働によって、様々な主体が融合化する、時間軸の中で自治体運営を捉えることで、よりよい運営が可能となったり、資源循環がつくられていくといった側面も有しているのである。

III 新たな自治体資源の調達

新たな自治体資源の調達は、自治体の外部から人材や財源などを新たに調達する動きである。ここでは、外部に現存する技術資源等を自治体運営と結びつけていく結合化などをることができる。

①外部からの資源調達

これまで、自治体における公債は地方財政計画上に位置づけられ、政府資金による

田が「無理なく続けられる範囲」でボランティアをお願いしているというように、持続可能な運営方法を模索していくことが重要であり、ボランティアの高齢化がいわれる中では、その必要性はさらに高いといえよう。

逆に自治体の側から協働を捉えれば、早田が病院側のボランティアに関する業務は時間外等で行っていると指摘するように、協働事業を多く抱える職場ではボランタリーナ位置づけなど非常にあいまいな立場で、当該事業へ参加する場合も少なくない。今後、さらに協働型の事業運営を進めていくとすれば、自治体職員側の持続可能性も問われていくことになる。その点では、協働型事業を自治体運営の中でのどのように位置づけていくかを検討することが必要であろう。さらに、米川ほか^(57頁)が「農家と援農ボランティアをどのように結びつけるかが課題」と指摘するように、自治体と市民の協働のみならず、市民と市民が協働していく上では、農業といった専門分野でマッチングを行う仕組みをつくっていくことも今後の課題といえよう。

②分権改革・規制緩和等の成果の活用

分権改革や規制緩和の推進によって、自治体による新たな制度構築が可能となり、新しい資源調達につながる場合もある。川崎市では、人件費として毎年一〇〇〇億円超のコストをしており、その有効活用は自治体運営上の大命題となる。山本^(63頁)は、職員育成、組織目標達成の視点から導入された新人事評価制度、そして内部では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の登用などを企図した任期付採用職員制度を紹介している。特に、任期付採用職員は外部の資源に期間を定めてアクセスできるものであり、効率的な自治体資源の運用につながるともいえよう。

IV 自治体資源の配分変更

権限移譲を進めること、つまり内なる分権の推進によって、自治体資源の組織内配分を変更することも可能である。猪俣は、この内なる分権について、「市民たどつて身近な行政はできるだけ生活の場に近い行政機関で」行われるように、「地域の課題

消化とともに、民間資金については銀行シンジケート团により引き受けられてきた。この民間資金について、個人を対象として資金調達を行うものがミニ公募債である。

発売初日にして完売してしまった川崎のミニ公募債について瀧谷^(61頁)は、「市民の市政への参画意識の高揚を図り、市民との協働による都市づくり」へ向けた重要性を指摘している。資金調達という点だけを捉えれば、通常の起債と何ら変わらない、逆に「募集の手間や事業PRに経費がかかる」ミニ公募債であるが、政府資金の減少、金融環境の変化の中で、資金調達の多様化を図るのみならず、「市と市民の間に資金を介しての双方向コミュニケーション」を生み出していくとすれば、資金にとどまらない地域資源を涵養していく取り組みとして捉えることができよう。

③技術資源の調達

科学技術が著しく発展している中で、自治体においても情報技術等を活用して利便性の高い市民サービスを提供することが求められるようになってきた。ここでは、澤野^(68頁)が現在の川崎市のIT化の取り組みについて紹介しているように、ITを基盤とした業務間連携を図り、システムの最適化を行うとともに、コンタクトセンターによって受付窓口を一元化し、総合化するような取り組みが必要となる。ただし、こうした利便性は、個人情報の保護などとの両立が難しい側面もあるといえるのであり、ここで重要なのは、ややもするとプログラックボックス化しがちな科学技術について、利便性と危険をどのように考えていくのかということであろう。このように自治体において新しい技術という資源を調達するにたっては、メリットとともに、デメリットも検討しておく必要性が高いのである。

依然として、「法に反しないかぎり」制定できるにすぎない。こうした中で、鈴木^(66頁)が指摘するように「ほかの自治体と同じではない」という川崎の地域資源の状況を踏まえ、分権改革の成果を生かしながら、ローカルルールを作つていくことが求められているのである。

を自ら発見し、解決できる市民協働拠点としての区役所を実現させる取り組みを紹介し、本庁の局による「縦割り」行政から、各地域の課題に区役所が対応できる、横断的な「地域割り」行政へと変えてゆく必要性を指摘している。

一方、明石は、区の最重要課題として、放置自転車問題を位置づけ、区役所の限られた権限の中で、身近な行政機関として

「何ができるか」を検討し、区長のリーダーシップのもと、区民や関係の機関とともに課題解決に取り組んだ事例を報告している。そこでは、「口先だけではない」、実際に地域課題の解決に取り組む区のあり方が報告されており、それが契機となって「商店街、警察などが自主的に取り組む」など、地域への輪を広げるような動きを見ることができる。さらに、本事例は区行政改革を通じて自治体の制度として資源配分を変更しなくとも、区役所で地域資源を結びつけ、総合的に地域課題の解決に取り組むことで、その解決が可能なことを示唆しているとも考えられる。

まとめ

ここでは一七の事例に関する地域資源の動きをみるポイントを提示してきた。このような資源をめぐる動きからは、磨耗・減耗といった資源が減少していく動きとともに、調達、形成、見直しを含めた資源を取り巻く循環を的確に捉え、資源を総合化したり、結合化したりするなかで、資源の最適化を図り、政策目標の達成を目指す必要性を指摘できよう。そこでは、単に自治体資源を用いた取り組みを行うのみならず、

地域社会への働きかけという視点も必要なのであり、厳しい財政状況下で、自治体資源の希少性が高まっている中では、地域資源と自治体資源の相互関係を捉え、地域経営を行っていくことが特に重要といえよう。眞の分権型社会を創造していく上では、自治の現場での実践を通じて、地域社会の

変化の兆候をつかみ、自治体資源とともに、地域資源を取り巻く環境、課題を共有しながら、自治体と市民が対等な立場で、ともに暮らしやすい地域を築いていくことが求められているのである。本特集で提示する自治の現場での実践、そこでの課題などがこうした社会の実現へ向けた示唆を小さい

注1 伊藤和良ほか「NPOによる地域福祉の取り組みをめぐって」「政策情報かわさき」(第一六号、二〇〇四年)

注2 平井孝「商業から見る市民のくらし」「政策情報かわさき」(第五号、二〇〇三年)

注3 入口茂「終の棲家の居住選択と地域活動」「政策情報かわさき」(第一五号、二〇〇三年)

特集 成熟社会における地域資源とまちづくり——低成長時代における自治体運営への示唆を求めて

① 川崎特有の地域資源の活用

かわさきのイメージアップを 目指して——地域資源と 民間活力の活用

総合企画局企画部広域企画課
シティセールス担当主査

川崎市の
地域資源の
状況

石川正嗣

● 川崎の都市イメージは…

「若い年代や、来訪頻度の多い人ほど良いイメージ！」…

川崎市は市外に住む人からどのように思われているか？表1は、平成一六年一月に市としてはじめて実施した近隣他都市における川崎市に対する都市イメージ調査の結果である。

調査の中でも川崎の「まちの色は？」と尋ねたところ、「灰色」という回答が四四・二%で一位、以下「緑」が一二・六%で二位、「青」が一〇・三%で三位という結果であった。また、「まちのイメージは？」(複数回答可)では、「産業のまち」が六三・一%で一位、以下「公害のまち」が四〇・

に二〇年も前の昔の公害や、それから連想すると思われる「灰色」というまちのイメージを持つているようである。

● 川崎の姿を知つてもらう

ここでは一七の事例に関する地域資源の動きをみるポイントを提示してきた。このように資源をめぐる動きからは、磨耗・減耗といった資源が減少していく動きとともに、調達、形成、見直しを含めた資源を取り巻く循環を的確に捉え、資源を総合化したり、結合化したりするなかで、資源の最適化を図り、政策目標の達成を目指す必要性を指摘できよう。そこでは、単に自治体資源を用いた取り組みを行うのみならず、

川崎市は市外に住む人からどのように思われているか？表1は、平成一六年一月に市としてはじめて実施した近隣他都市における川崎市に対する都市イメージ調査の結果である。

どちらも「灰色」が一位であつたが、特に市外における調査では、高年齢層や川崎への来訪頻度が少ない人ほどこうした芳しくないイメージを連想する比率が高い傾向にあり、逆に若い年齢層や来訪頻度の高い人は「青」や「緑」という明るい色や「娛樂のまち」というイメージを抱いていた。どうやら川崎に来たことがない人や川崎をよく知らない人は、川崎＝公害というステレオタイプのイメージに引きずられ、未だ

実際の川崎はどうだろう…、今ではむしろこうした公害を克服する過程で培った環境技術をはじめ、世界に誇る先端技術や南武線沿線を中心に二〇〇を超える学術・研究開発機関の集積する「先端技術産業のまち」、日本一の映画観客数を誇るシネコンや映画制作専門の学校がある「映画のまち」、国際的な音楽ホールや音楽教育機関など音楽関連の資源があふれる「音楽のまち」へと大きく変貌を遂げつつあり、さらには多摩川や多摩丘陵など自然も豊かで、

ながらも提供することができるのではない

かと考えている。

今日では産業と様々な文化や自然が融合する国際的な都市となっている。しかし、こうした様々な地域資源や全国・世界に誇れる魅力が知られていないのが現状であり、これらを市内外に積極的に情報発信し、イメージアップや都市ブランドの向上を図る取り組みが大変重要であるといえる。

このような中で、本市は平成一五年度から、都市の魅力づくりと、それを国内外に向け積極的に情報発信することを両輪に、目的にシティセールス事業をスタートさせた。殊に平成一六年度は、市制八〇周年

●シティセールスの取り組み

音楽のまち・かわさき

● 芸能劇場ホール
「音楽のまち」を実現するための音楽施設として、市立芸能劇場ホールが開場。音楽祭典やコンサート、演劇公演など、多様な文化活動が行われています。

● 音楽祭典
市立芸能劇場ホールにて定期的に開催される音楽祭典。クラシック音楽、ジャズ、ポップスなど、幅広いジャンルの音楽が楽しめます。

● 市民オーケストラ・西座
市民によるオーケストラ演奏会。音楽愛好家たちが自ら楽器を持ち、音楽を楽しむイベントです。

● 「音楽のまち・かわさき」推進協議会
音楽振興のための組織。音楽教育、音楽祭典運営、音楽施設運営など、音楽活動を支援しています。

● 音のまち・かわさきコンクール
音楽才能のある子供たちが競う音楽コンクール。音楽教育の発展と音楽文化の活性化を目指しています。

映画のまち・かわさき

● 市立文化大使
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● シネマコンプレックス
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● KAWASAKIカルムの映画祭
映画祭の開催地として、KAWASAKIカルムにて開催される映画祭。国内外の最新映画が上映されています。

● ロケーション映画祭
映画祭の開催地として、KAWASAKIカルムにて開催される映画祭。国内外の最新映画が上映されています。

芸術 文化 スポーツのまち・かわさき

● 市立文化大使
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● 3つのサーキュレーションパーク
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● ハイテクライン【堺武蔵】
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● ときめきの街・かわさき
音楽が響き、先端技術が光るまち

● 川崎フロンターラ
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● 高一
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

● お城のまち・かわさき
市立文化大使として、映画鑑賞会などを通じて映画文化の普及活動を行っています。

先端産業技術のまち・かわさき

● 音楽が響き、先端技術が光るまち

● saki City

このパンフレットは、川崎市が持つ多様な魅力と、その先端産業技術をアピールするためのもので、音楽、映画、文化、スポーツ、先端産業技術などの分野で、市内に位置する施設やイベント情報を紹介しています。

表1 川崎の都市イメージの実態は？

他都市から見た川崎のイメージ調査結果（抜粋）

※回答結果一覧（各設問に対する回答割合の上位3位まで）

質問項目	順位	母数1,902人	件数(人)	構成比(%)
Q. 川崎と言えば、どのような「まち」をイメージしますか。	第1位	産業のまち	1,200	63.1
	第2位	公害のまち	767	40.3
	第3位	労働者の集うまち	683	35.9
Q. 川崎の色を表現するとしたら、何色だと思いますか。	第1位	灰色	840	44.2
	第2位	緑	240	12.6
	第3位	青	196	10.3
Q. 川崎のイメージを、どのように思いますか。	第1位	どちらともいえない	660	34.7
	第2位	やや悪い	617	32.4
	第3位	ややよい	352	18.5
Q. 川崎のイメージは、今今までよいと思いますか。	第1位	変えたほうがよい	835	43.9
	第2位	どちらともいえない	670	35.2
	第3位	今までよい	357	18.8
Q. 川崎の主要な施設および自然スポット等の認知状況	第1位	川崎大師	1,828	96.1
	第2位	多摩川	1,621	85.2
	第3位	よみうりランド	1,561	82.1
Q. 川崎のイベントの認知状況	第1位	市制記念花火大会	525	27.6
	第2位	川崎大師風鈴市	520	27.3
	第3位	かわさき市民まつり	353	18.6
Q. 川崎の名品・名産の認知状況	第1位	久寿餅	1,029	54.1
	第2位	多摩川梨	831	43.7
	第3位	とんこ飴	543	28.5
Q. 川崎と言えば何を思い浮かべますか。	第1位	川崎大師	1,532	80.5
	第2位	京浜工業地帯	822	43.2
	第3位	よみうりランド	514	27.0

「平成15年度都市イメージ調査」より

◆調査対象：東京都大田区、世田谷区、町田市、横浜市鶴見区、港北区の5地域 合計約2,000人

◆調査実施時期：平成16年1月

という記念すべき節目の年にあたり、市内

では様々なイベントや記念事業が実施され、各局・区と連携のもと、こうした記念事業等を通じて本市が元気に躍動している姿や

特に民間が主体で音楽のまちづくりを推進する組織「音楽のまち・かわさき推進協議会」の設立やミューザ川崎シンフォニー

ホールのオープンなど音楽をはじめとした文化の振興、あるいは、Jリーグの川崎フロンターレをはじめとしたスポーツのトッ

ームタウンスポーツの振興、観光サービス

の充実・情報発信の拠点として川崎駅や川

崎大師駅へ観光案内所の設置などによる觀

光事業の振興により、市民のみならず他都

市の方にも川崎に足を運んでいただけるよ

うな魅力づくりとその情報発信に取り組ん

できたところである。

● 地域資源の掘り起こしと民との連携による取り組み

市のイメージアップを図るために、全

国、そして世界で活躍する多様な人材、世

界に誇る先端技術や産業、音楽をはじめと

する多彩な芸術文化や伝統、さらには多摩

川・多摩丘陵などの自然や観光施設など、

本市の多彩な魅力や資源を掘り起こし、磨

き、組み合わせ、これらを市内外に対して

戦略的に情報発信していく必要がある。こ

うした取り組みは、行政のみならず市民の

方々や民間の事業者との連携が重要であり、

川崎に係る多様な主体とともに川崎発のム

ーブメントを作り上げていくことが、イメ

ージアップを成功させる鍵といつても過言

ではない。

こうした観点に立ち、民との連携に

よりシティセールスを開催するため、これまで新聞・テレビ・ラジオなどの報道機関をはじめ、出版業界、文化・

スポーツなどの関係者に対して積極的に働きかけを行ってきた。その結果、

テレビやラジオによる情報番組の放送や日刊新聞各紙への記事掲載など、様々なマス・メディアを通じた情報発信に結びつき、また、観光関連各社や観光協会との連携による大川崎まつりの開催、川崎フロンターレとの連携による市制八〇周年記念マツチや国際バレーボール連盟との連携による女子バレーボールワールドグランプリの実施、さらには、飲料メーカーの協力による八〇周年記念缶ビールの発売などにつながったところである。

こうした民との連携による取り組みの中で、市民の方々や報道関係者などから特に反響の大きかつた二つの事例について紹介したい。

一つは、地域の総合情報誌『るるぶ

川崎市』(写真)の発刊である。

これは、本市からの働きかけにより、昨年一〇月、国内旅行業最大手の㈱JTBから市制八〇周年を記念し発行されたもので、

川崎の様々な魅力が「見る、食べる、遊ぶ」

の基本コンセプトのもと、ジャンル別、あ

るいは地域別にわかりやすく掲載されてい

るるものと考えている。

首都圏を中心とした大手書店の月間

に構成され、幅広い年代の方々に充分楽し

んでいただける内容となつており、川崎の

イメージが変わる大きな起爆剤の一つか

るるものと考えている。

トキヨーとヨコハマの間にある未知数エリアを探検しよう
るるぶ情報誌
引あらぶ
川崎市

Rb
るるぶ

家の中でも過ごす休日
生田緑地で歴史&アート学習
多摩川サイクリングロードを走ろう

使える情報 800件

川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩川区 麻生区

地元お墓付きのレストラン
ゆかりの人に聞けば絶対
実は、音楽のまちなんですよ
近所にある全国区
かわさき生まれのスイーツ＆名産品
大人の中になる
産業ミュージアムへGO!
ならではのかいつけい
かわさきのツボ!

地域の総合情報誌『るるぶ川崎市』

今後も柔軟な対応を心がけ、それぞれの

国際広告祭」への出品である。



水質改善が進む多摩川が
アザラシ密集地帯に

多摩川流域
中継

早稲田大学広告研究会とのコラボレーションによるCM



地域で川崎の新たなまちづくりに向けて活動している市民の方々と連携を図るとともに、こうした若い感性や発想などを生かしながら、民との連携により話題性のある取り組みを開いていきたいと考えている。

● 戦略プランの策定と今後の取り組み

これまでも本市では市制七〇周年時などにイメージアップ事業に取り組んできたが、イベント事業の終了とともに立ち消えとなりあまり効果あがらなかつたのが実状である。このことを踏まえて、シティセールスの取り組みは一過性のものとして終わらせることなく、継続的・反復的に取り組むことが重要であり、中長期的な視点に立ってシティセールスに取り組むための戦略が必要である。このため、学識経験者をはじめ、放送・出版、産業、映像、自然・歴史、都市景観、観光、エンタテイメントなどの様々な分野で活躍している委員で構成する「シティセールス推進懇話会」を立ち上げ、市内の現地視察等も踏まえながら、新しい川崎の都市イメージの基本コンセプトや本市の魅力を重点的・戦略的に国内外に効果的に情報発信する方策、あるいはマス・メディアの活用方策などについて議論が重ねられ、その結果を「シティセールス推進懇話会報告書」として整理していただいた。

この懇話会からの報告書をもとに、現在、新総合計画とも連携を図りながら今後一〇年を見据えた「シティセールス戦略プラン」を策定中である。

平成一七年度以降はこのシティセールス戦略プランに基づいた具体的な取り組みを展開していくことになるが、新たに民間主

動している市民の方々と連携を図るとともに、こうした若い感性や発想などを生かしながら、民との連携により話題性のある取り組みを開いていきたいと考えている。

● おわりに

地方分権の進展に伴い都市間競争が進む中で、これからまちづくりには住民の参加がますます重要なになってきており、そのためにも都市の魅力づくりやイメージアップにより、市民一人ひとりが川崎に愛着や誇りを持ち、より良いまちにしようとする意識を醸成することが大切である。

シティセールスの取り組みは、こうした住民としての一体感や帰属感を形成し、市民が地域課題の解決や地域文化の創造の担い手となるための重要な役割を担っているとともに、また、産業立地や観光・コンベンション誘致など地域経済の振興にも寄与することが期待される。

シティセールスはまだ新しい取り組みであるが、イメージアップや都市ブランドの向上を図るために、行政だけでなく、市民一人ひとりが広報マンになつて地域を挙げて川崎の魅力を発信し、一人でも多くの市民が川崎ファンをつくることが必要であり、引き続き、市民、地域、企業などのご協力をいただき相互に連携を図りながら、「個性と魅力が輝き、活力にあふれる都市の創造」に向けて、シティセールスを開いていくたい。

体による地域の魅力づくりやイメージアップや都市ブランドの向上につながる事業を募集し、これを認定・支援する制度の創設など、民間活力を引き出し活用するための仕掛けづくりも手がけていきたいと考えている。

I 既存資源の見直し

① 川崎特有の地域資源の活用

わが国の素材産業の資源循環産業化 の潮流—『川崎環境特区への期待』

環境ソリューションセンター理事・企画部長
JFEホールディングス(株)

小倉康嗣

川崎市の
地域資源の
状況

ークの整備を約束した上で和解となつた。インフラとしての道路網は横浜羽田線の混雑緩和のため湾岸道路が開通し、アクアラインが開通した後、それに続く川崎縦貫道路が開通した。しかしながら臨海部においては二〇年あまりこれ以外の一般道路網の大きな変化はない。

空洞化空洞化と呼ばれているが、本当に他の地域よりも空洞化しているのだろうか。地方の工業団地やコンビナートをみてみると、決して潤っているところはなくどこも街の活性化に躍起になっているところがほとんどである。一歩川崎駅に足を踏み入れるとそこには日本最大級の映画館があり、く地方へ移転することによって規模を大きくしていった。残った古くなつた工場は今再投資すべきかどうかを迫られている。一方、京浜の立地条件の良し悪しを整理するト

川崎臨海部のありみ

京浜工業地域は浅野総一郎による埋め立て事業を開始し、様々な工業を誘致し日本での今の製造業の歴史を築いてきた。京浜工業地域はかつて日本の産業を成長・活発化させてきた牽引車であった。一方、京浜工業地域は公害を発生させた歴史も併せ持つ。現在では、京浜臨海部は日本で最も公害規制の厳しい地域となつたが、その規制に絶えられずに移転した企業もいれば、多大なコストをかけ省エネルギー・大気汚染防止対策などの環境保全を徹底して行つてきた。

企業など様々である。その結果として公害を克服した企業が高コストながら、この地で操業を継続している。なぜこの地にこだわるのか。それは首都圏に位置し、マーケットが多く存在しており、安価な物流コストが逆にメリットとなつてきているからである。

経済活動がグローバル化し、日本経済が迷する中、京浜臨海部の空洞化がさらに進んできているのも事実である。現在、京浜臨海部に立地しているどの企業も過去の活性化した産業の復活を望んでいる。わが国

の産業拠点である京浜臨海部においてものづくりが復活するということは産業空洞化しつつある日本のものづくりが復活するといつても過言ではない。ただ、それには従来型の重厚長大型産業ではなく、都市に立地しうる工夫を凝らした産業でなければならぬ。二〇〇一年には川崎臨海部再生リエゾン研究会(主¹)がスタートし臨海部に位置する企業一八社が集まり、川崎臨海部の再生計画を策定した。二〇〇三年には研究会で策定した計画を実行するために川崎臨海部再生リエゾン協議会となつて再スタートを切つている。

○好立地条件

- ・首都圏の中にありマーケットに近く、流通コストが安く済む。
- ・羽田に近く将来の羽田拡張と国際化に貢献できる可能性がある。

・土地が高く、新たに起業しようとする

と固定資産コストの負担が大きい。

・環境規制が厳しく、環境アセスに時間

を要し事業機会を逸する可能性がある。

・臨海部までの交通の便がバスしかなく、かかる。

○京浜臨海部の現況

京浜臨海部において過去から現在に至るまでに築いてきた資源・インフラは

・製造工場(コンビナート&中小企業)

・バース(プライベート&公共バース)

・発電所(自家発電&公共用)

・低未用地&遊休地

かつて製造業は工業三法(工場立地法・工業等制限法・工業再配置法)と日本で最

た企業群は一九九六年に和解を、NOxを訴えられた国と道路公団は一九九九年に和解したが、NOxについては道路ネットワークが整備を約束した上で和解となつた。インフラとしての道路網は横浜羽田線の混雑緩和のため湾岸道路が開通し、アクアラインが開通した後、それに続く川崎縦貫道路が開通した。しかしながら臨海部においては二〇年あまりこれ以外の一般道路網の大きな変化はない。

空洞化空洞化と呼ばれているが、本当に他の地域よりも空洞化しているのだろうか。地方の工業団地やコンビナートをみてみると、決して潤っているところはなくどこも街の活性化に躍起になっているところがほとんどである。一歩川崎駅に足を踏み入れるとそこには日本最大級の映画館があり、く地方へ移転することによって規模を大きくしていった。残った古くなつた工場は今再投資すべきかどうかを迫られている。一方、京浜の立地条件の良し悪しを整理するト

○川崎エコタウン

川崎エコタウン(川崎市)はエコタウンの制度がスタートした一九九七年、当時の通産省により「エコタウン地域」として承認を受けた。中小企業を中心としたゼロ・エミ

ツション工業団地や使用済みプラスチックの高炉原料化が補助事業として採択された。その後補助は受けていないが、家電リサイクル工場やベットボトルリサイクル工場が域内に建設された。臨海部にはそのほか、公共セクター（クリーンセンター）が事業を行つてある焼却処理事業や自動車リサイクルを行つてある企業、土壤浄化を行つている企業など多くの環境産業が成長しはじめた。

川崎臨海部の特徴は地方のリサイクル事業を集めたエコタウンとは異なり、企業が集約しているコンビナートで企業連携を強力に進めていることである。元々この地域はエネルギー配管が企業と企業を結び連携を図っているが、資源循環においても鉄鋼スラグや硝子磨き砂をセメントに持つて引きセメントを製造し、缶屑や廃プラスチックを用いて鉄鋼を製造し、従来は産業ガスからアンモニアを作っていたのを廃プラスチックからアンモニアを作るようになるなど、製造業が連携して資源循環型産業に変革してきている。各地域が展開しているリサイクル産業などの環境産業を誘致してエコタウンを形成しているのとは全く異なるものである。

また、この地域は様々な形で整備方針や都市計画が定められていた。京浜臨海部を三つの地区（三層）に区分けし、その中で市街地に近い「第一層」（南渡田地区・塩浜地区）を研究開発拠点に、「第二層」はすでに基盤のある様々な産業を中心に入間環境ネットワークをベースとしたエコタウン（環境の街）などの新産業育成ファイナルドに、最も海側に位置する「第三層」は、鉄鋼素材・エネルギー・物流・集客を核と

した街づくりの土台となる拠点として位置づける活性化構想を打ち出した。『サイエンスシティ一かわさき』戦略においても臨海部を環境シティに位置づけ、過去の公害というマイナーなイメージから一転し、積極的な環境のまちづくりを目指す方向を打ち出した。

二〇〇一年小泉内閣において都市再生が叫ばれるようになり、この地域の環境モデル事業が都市再生と結びつき経済産業省の強い協力を得てさらなる大きな補助事業を追加した。ベットボトルからベットボトルに再生する事業、容器包装プラスチックからアンモニアを作る事業、容器包装プラスチックからコンバネ（ベニヤ板の代替のプラスチック）をつくらんモニアを作る事業、容器包装プラスチックからコンクリート型枠材）をつくる事業などである。二〇〇三年には国土交通省が提唱するリサイクルポートにも認定され、川崎港も含めた環境事業の基盤が整いつつある。

● サイエンスシティ一かわさきの形 成

川崎市には大企業の研究所が数多く存在し、研究者の人口もどの自治体よりも多いといわれている。川崎市の手には、ベンチャーエンタープライズ（N

ベンチャーエンタープライズ（N）企業は川崎に多く存在しており、これから広がるマーケットを求めてアジアへの展開を検討しはじめている。大企業においてもグローバルな企業群がアジアのマーケットに注力をしている。川崎市は一九八九年に瀋陽市と姉妹都市関係を結び、交流を図っている。さらに二〇〇四年には上海市、上海交通大学との友好関係を結んでいる。そうした中でアジア起業家村構想を打ち出し、中国などのアジアの研究者や企業をアジア起業家村に誘致し、生活のための支援センターを設置することや、日本の企業が中国で活動しやすい環境を作ることを提案している。すでに川崎市在住企業には中国などのアジアに拠点を持つている企業もあり、中国に技術供与している企業も多く存在する。

● 産業・環境リエゾンセンター（NPO）の設立

環境都市形成にあたり頭脳となる開発拠点形成を中心として環境にも配慮した合理的な生産体制を作り上げ、企業間のネットワークをはじめとして産・官・学の強力な協調体制をつくることが大切である。企業が協調体制をつくることが大切である。企業の車を作つても、台数が増えてしまえばCO₂が減るどころか増加の一途をたどつてしまふ。その意味で環境都市を形成する

数の研究所が立地している。南武線沿線の電子産業の研究所や臨海部の企業の研究所と併せてサイエンスシティ一かわさきが形成されつつある。臨海部である南渡田には民間企業によりテクノハブノバーシヨン（THINK）が作られ、多くの企業を誘致している。

● アジア起業家村

ベンチャーエンタープライズ（N）企業は川崎に多く存在しており、これから広がるマーケットを求めてアジアへの展開を検討しはじめている。大企業においてもグローバルな企業群がアジアのマーケットに注力をしている。川崎市は一九八九年に瀋陽市と姉妹都市関係を結び、交流を図っている。さらに二〇〇四年には上海市、上海交通大学との友好関係を結んでいる。そうした中でアジアの研究者や企業をアジア起業家村に誘致し、生活のための支援センターを設置することや、日本の企業が中国で活動しやすい環境を作ることを提案している。すでに川崎市在住企業には中国などのアジアに拠点を持つている企業もあり、中国に技術供与している企業も多く存在する。

● 環境都市への変革

地球温暖化に関する京都会議（COP3）以降、日本におけるエネルギー問題は危機を迎えており、その解決策として、京都プロトコルでは一九九〇年に対してもCOP2を六%削減することで約束しているが、二〇〇三年においては一九九〇年に対しても八%増加しており、二〇二〇年までに一四%も削減しなければならない事態となつていて。特に問題になつてるのは民生・運輸部門での削減である。産業分野では企業の自主努力や規制によるコントロールが比較的容易であるが、一般市民のコントロールは困難である。すなわち、生活の豊かさ故に省エネの電気製品を作つても、省エネの車を作つても、台数が増えてしまえば

營を持続する『産』の三位一体体制である。二〇〇一年に民間により環境エネルギー創造研究所が設立され、ものづくり・新産業の軸となる環境・エネルギーに関する研究開発拠点としての役割、環境ネットワーク形成のための産官学リエゾン拠点としての役割を果たし、臨海部環境シティ構想の中核をなすべく開放型の研究開発拠点の機能を果たしてきた。二〇〇四年にはこれが母体となつて企業一三社を集めNPOとして再組織された。昨今の産業再生には一社だけでは限界があり産業間連携がますます必要となつていて、規制緩和を求める意味でも企業群として要望することが必要となる。そうしたニーズを受け、循環型社会の形成・エネルギーの有効活用・特区への提案などを目的に検討を開始している。

京浜臨海部国際環境特別区

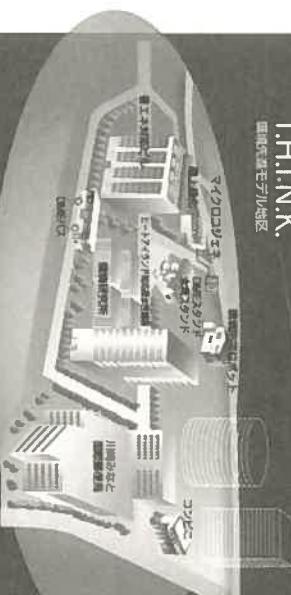
1

「資源循環型社会が生まれる！」

ここ京浜に、環境先進都市が生まれる！
企業の競争力を高め、資源循環型社会へとつなげていく。

- 資源循環社会が生まれる！
- 省エネルギー社会が生まれる！
- ロコモーション社会が生まれる！
- 自然共生社会が生まれる！
- スマート社会が生まれる！

T.H.I.N.K.



2

「省エネルギー社会が生まれる！」

- 省エネ社会
- 自然共生社会
- 省エネビル
- コンビネーション空間
- 地盤強化
- 屋上緑化
- 省エネナビの設置



3

「エココンビナート社会が生まれる！」

- エココンビナート社会
- エココンビナートエコナビ
- 未使用工場エネルギー活用
- 廃棄物効率活用
- コンビナート資源有効活用



4

「住公署自働車社会が生まれる！」

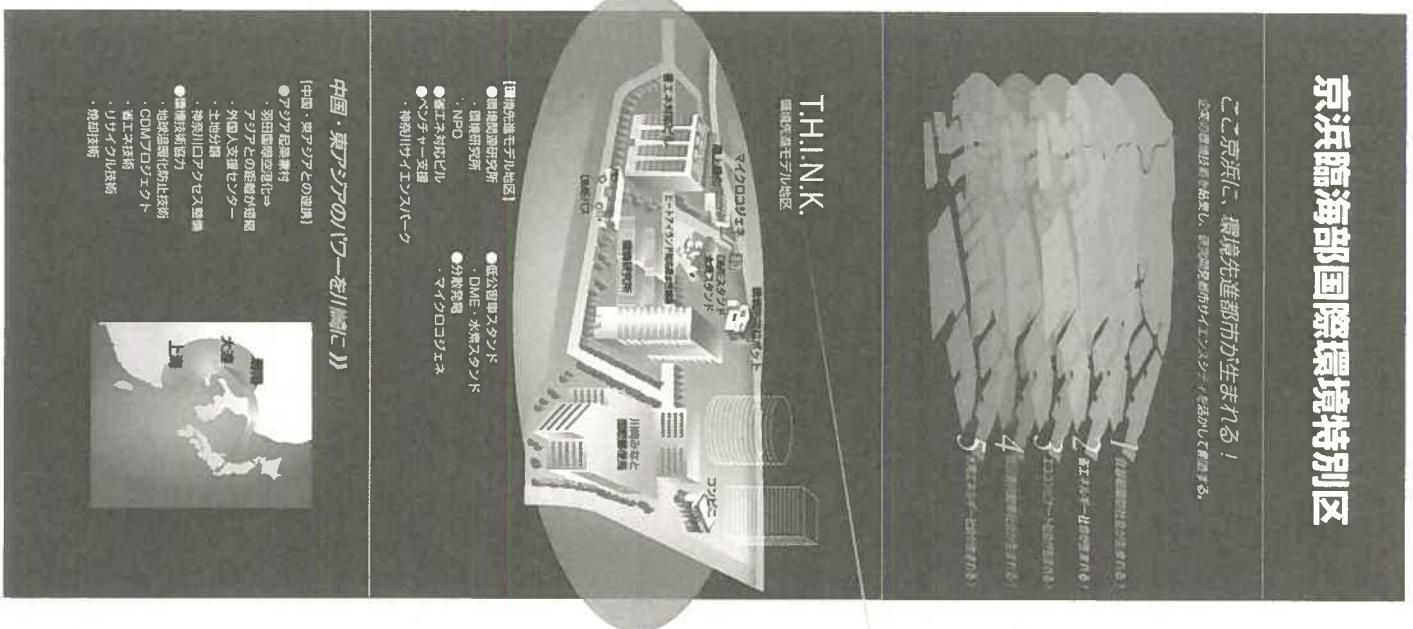
- 住公署モービル研究所
- DME 水素スタンド
- 分離発電
- ベンチャーアイデア
- 横川サイエンスパーク



5

「水系エナジー社会が生まれる！」

- 中国・東アジアのパワーゾリューム
- 地中・東アジアとの連携
- アジア起業センター
- 外国人支援センター
- 羽田空港センター
- アシアとの連絡会議
- 土地区画整備
- 横川アーバン整備
- 環境技術能力
- 地政測量技術研究
- CDMプロジェクト
- 省エネ技術
- リサイクル技術
- 燃却技術



ことが最重要課題となつてゐる。

●特区の条件

こうした周辺環境にかんがみ、国際環境特区を考えてみたい。特区制度は内閣府が提案し現在全国一七六件の改革が進み、二五〇の規制改革が進みつつある。しかしながら、特区の内容は各種様々であり、わずかな規制の緩和もあれば根本的な緩和まで結びついているものもある。さらに特区から進み、そもそもその法律を改正し、全国で可能となつたケースもある。規制緩和のためには緩和された後のメリットが世の中はどう役に立つかを示す必要がある。この地域で何を改革する必要があるのかを明確にし、特区としての条件を検討することが重要である。また、中国などの特区と異なり税金等の金銭面での特別な扱いはない。

●環境特区

まずこの地域が『環境にいい街』であることが必要である。その上で環境関連産業の拡大や将来來るべき水素社会に備えるなどの整備が必要である。

クリーンな未来製造業の都市を目指して
「あそびのある環境の都市」
【環境の街】

- 廃棄物の削減とともにリサイクルの先進都市
- ・ごみの分別の推進（すでに実施中）
- ・容器包装リサイクルの実施
- ・ペットボトル・家電・自動車リサイクルなどリサイクル拠点形成（すでに有り）
- 省エネ推進都市
- ・ビルの省エネ推進（太陽光発電などは学

・省エネ商品の拡販（販売店での表示義務付けなど）

・グリーン購入の推進（自治体のみならず企業においても実施）

- ・省エネナビの全ビル・工場へ設置普及（省エネナビ→川崎市発祥の地）
- ・家庭・産業 個々の省エネ目標管理
- 自動車排ガス（特にディーゼル車）の少ない都市
- ・燃料によるすす公害の低減（天然ガス・DME・バイオエタノールなど）
- ・道路拡張による渋滞緩和（臨海幹線道路などの東西道路及び東海道を渡る道路）
- ・自家用車の一人乗りの禁止、駐車禁止の罰則強化及び公共バスの専用レーン化
- 積極的な環境都市の形成
- ・自治体における燃料電池車の導入
- ・水素ステーションの設置（すでに有り）
- ・定置型燃料電池による分散発電の実施
- ・コンビナートにおける水素製造の可能性追及
- 水素社会への準備
- 自然エネルギーの積極的活用
- ・太陽熱・地中熱の利用
- ・コンビナート各社のエネルギー・資源の融通
- 産業間連携による効率化
- ・COP2対策
- 環境問題の解決
- ・自動車排ガス対策
- ・CO2対策
- ・環境都市の形成
- ・緑地の効果的な活用
- 既存産業・新産業への支援
- ・産業継続のための環境改善投資への優遇
- ・環境産業の育成

校更新時に実施)

・省エネ商品の拡販（販売店での表示義務付けなど）

・グリーン購入の推進（自治体のみならず企業においても実施）

・省エネナビの全ビル・工場へ設置普及（省エネナビ→川崎市発祥の地）

・家庭・産業 個々の省エネ目標管理

○自動車排ガス（特にディーゼル車）の少ない都市

・燃料によるすす公害の低減（天然ガス・DME・バイオエタノールなど）

・道路拡張による渋滞緩和（臨海幹線道路などの東西道路及び東海道を渡る道路）

・自家用車の一人乗りの禁止、駐車禁止の罰則強化及び公共バスの専用レーン化

○積極的な環境都市の形成

・自治体における燃料電池車の導入

・水素ステーションの設置（すでに有り）

・定置型燃料電池による分散発電の実施

・コンビナートにおける水素製造の可能性追及

○水素社会への準備

○自然エネルギーの積極的活用

・太陽熱・地中熱の利用

・コンビナート各社のエネルギー・資源の融通

○産業間連携による効率化

・COP2対策

○環境問題の解決

・自動車排ガス対策

・CO2対策

・環境都市の形成

・緑地の効果的な活用

○既存産業・新産業への支援

・産業継続のための環境改善投資への優遇

・環境産業の育成

増えつつある）

・インターネットによる情報共有

○資源循環産業

・リサイクル産業（すでに充実）

・製造業における循環資源の積極活用（産業間での循環資源活用の規制緩和）

○環境ハード産業

・資源分別機器、溶融炉・焼却炉、空気淨化機器など多数

○環境ソフト産業

・環境計測・環境コンサルティング

○環境浄化産業

・土壤・海浜・河川浄化

○省エネ産業

・ESCO（エネルギーサービスカンパニー）

○アジアとの連携

○アジア地域への技術販売

○アジア研究者・アジアベンチャー企業の受け入れ

○京浜臨海部→クリーンな工業都市を目指して

○アジアへの企業進出

○自治体における燃料電池車の導入

○水素ステーションの設置（すでに有り）

○定置型燃料電池による分散発電の実施

・コンビナートにおける水素製造の可能性追及

○自然エネルギーの積極的活用

・COP2対策

・環境都市の形成

・緑地の効果的な活用

○既存産業・新産業への支援

・産業継続のための環境改善投資への優遇

・環境産業の育成

る。

【循環型社会】

・コンビナート内で循環資源は廃棄物ではなく原料としての取り扱い（廃掃法除外）

・コンビナート内の他企業への熱供給などの販売手続き緩和

【製造業立地】

・工場立地時に分散緑地もカウントし緑地確保できるよう緩和

【アジア連携】

・特定地域限定（アジア起業家村など）で外国人起業家のビザを延長

【アフリカ連携】

・特定地域限定（アフリカ起業家村など）で外国人起業家のビザを延長

【おわりに】

環境特区はまず環境にいい街づくりが前提となり、世の中の地球温暖化やエネルギー・資源循環などの環境問題に対応することをベースとし、その上で規制緩和を通じてより早く達成できるために特別地域を設定し推進することが大切である。また、規制緩和を行つたあかつきには世の中にどんなメリットを与えるのか、さらにいい規制緩和は日本全国に広がるべきであろう。



② 減少しつつある自治体資源への対応

I 既存資源の見直し

老人いこいの家 夜間・休日等の開放に向けて

川崎市の
地域資源の
状況

健康福祉局
高齢者在宅サービス課

湯場崎美枝

II 既存資源の見直し

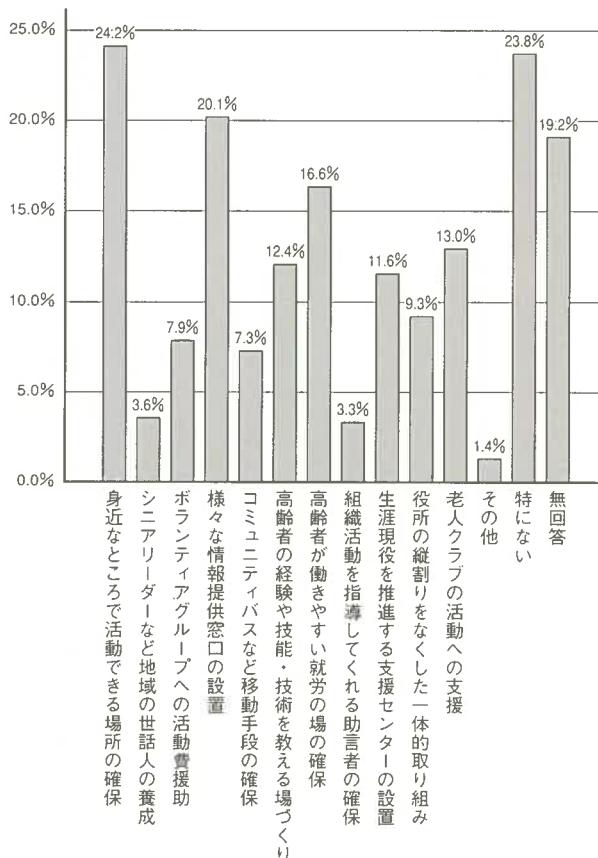
はじめに

平成一四年九月に策定された「川崎市行財政改革プラン」では、市民サービスの再構築の具体的な施策として「市民利用施設

のネットワーク化」の推進が掲げられている。これは、小・中学校区程度のエリアを対象として、地域に根ざした運営が行われている老人いこいの家や子ども文化センターなどのコミュニティ施設と、行政区を単位とした比較的規模の大きい市民館、図書館等の施設を有機的に連携させ、市民と行政が協働しながら施設を運営することで、市民にとって利用しやすい施設としていくことをめざすものである。

こうした施設推進の背景には、身近な活動拠点を望む市民ニーズがある。実際、五歳以上の市民を対象として、平成一三年度に実施された実態調査においても、地域活動をする際に希望する市からの援助策と回答したもののが最も多く、身近な活動の場の確保が重要な課題となっていることがわかる（図1参照）。

図1 地域活動をする際に希望する市からの援助策（平成13年度高齢者実態調査より）



このような状況を踏まえ、平成一五年一月に策定された第二期高齢者保健福祉計画では、老人いこいの家の有効活用に向

けた取り組みが位置づけられ、その具体的な検討を行う組織として、「老人いこいの家夜間・休日等開放検討委員会（以下「開放検討委員会」という。）」が設置され、ここ

での検討を踏まえ、平成一六年度には夜間・休日等開放のモデル実施が行われるに至っている。

本稿では、老人いこいの家の夜間・休日等開放のモデル実施に至る経過を中心として紹介することで、市民利用施設のネットワーク化や市民利用施設の活用に関する課

題を提示することができればと考えている。本市では、高齢者福祉施策の生きがい対策として、昭和四七年に「川崎市老人いこいの家条例」が制定され、翌年一月に第一号の老人いこいの家として「神明町老人いこいの家」が開所され、現在までに四六か所で整備されている。この運営については、住民の手による自主的な運営を基本としており、施設管理については川崎市社会福祉協議会に委託がなされ、各老人いこいの家の所在地の地区社会福祉協議会メンバーを中心に運営委員会を組織し、この委員会によつて日常的な運営が行われている。

すでにその設置から三〇年以上を経た老人いこいの家のあり方については、これまでに様々な検討が行われてきたが、ここでは、地域社会の中での老人いこいの家のあり方を検討した(1)コミュニケーションバス配置基準調査（平成八年度）、(2)川崎市における老人いこいの家（長寿ケアホーム）のあり方－新たな地域福祉を推進するシステムの構築に向けて－（平成九年度）、(3)地域拠点施設のコミュニケーションバスにおける役割を再考する（老人いこいの家の地域での役割の再考をもとに）（平成一四年度）の三つの報告について取り上げる。

(1) コミュニティ施設配置基準調査（平成八年度）

福祉、環境等、様々な地域課題に積極的かつ自立的に対応する市民活動の増加や、市民の「生涯学習」ニーズの高まりに対応するための一つの方策として、市民が身近で気軽に利用できる場の整備について調査

● 老人いこいの家に関するこれまでの検討内容

題を提示することができればと考えている。

が行われた。この中では、既存施設の利用状況等を踏まえながら、コミュニティを基礎とした施設配置基準を策定すること、既存施設の有効活用・多目的活用を図ることなどが検討されている。老人いこいの家については、従来から担つてきた「高齢者の余暇活動」の場としての機能だけでなく、後期高齢者等が孤独に陥つたり、寝たきりになることを予防する「地域福祉サービスの拠点としての機能」をあわせ持つた施設として活用することが提言され、具体的なプログラムとして、簡単なりハビリテーション等も含めた健康づくり講座や小規模なふれあい型ミニデイサービス等の実施があげられている。この提言に沿つて、現在では、ボランティア団体の協力を得ながら、ミニデイサービスなどが実施されるにいたつている。このほか、提言では、老人いこいの家の多目的利用の可能性についても検討していく必要性が指摘された。

(2)川崎市における老人いこいの家（長寿ケアホーム）のあり方－新たな地域福祉を推進するシステムの構築に向けて－（平成九年度）

前述の「コミュニティ施設配置基準調査」と並行しながら、高齢者福祉を推進する地域拠点としての老人いこいの家のあり方にについて検討されたものである。それまで健康な高齢者のための施設として活用されてきた老人いこいの家について、地域福祉の視点から、虚弱な高齢者等も利用する施設として位置づけられ、また、施設の運営においては、市民の多様なニーズを反映させるため、全市的な管理体制ではなく、行政区を単位としたものを構築する必要性が指摘されている。

(3) 地域拠点施設のコミュニティにおける役割を再考する／老人いこいの家の地域での役割の再考をもとに（平成一四年度）

地域社会におけるコミュニティ施設としての老人いこいの家のあり方を具体的に検討したもので、高津区の「長寿ケアホーム祭り」や古市場老人いこいの家で実施されている「ふれあい福祉バザー」等といった地域の拠点として活用されている具体的な事例を掲げながら、今後の地域コミュニティ像を踏まえた老人いこいの家のあり方にについて検討が行われた。

そして、コミュニティにおける地域拠点施設の必要性が高まっているものの、厳しい財政状況にありコミュニティ施設の新設が困難な中では、老人いこいの家が目的別施設としての機能を果たしながらも、高齢者に限定されない夜間、休日の利用ニーズに対応していくことが提言されている。

このように、当初、健康な高齢者の余暇活動の場として開設された老人いこいの家は、各種の提言を踏まながら、今後の高齢化社会の到来へ対応するため、虚弱な高齢者も活用できるよう整備がなされ、リハビリやミニデイサービスが実施され、一定の成果を挙げている。さらに、近年、市民活動の活発化などの中で、一部で地域拠点としての利用がみられるようになり、地域拠点としての施設運営が求められるようになってきた。こうした状況を踏まえれば、老人いこいの家の夜間・休日等の地域開放を行い、地域の拠点施設として、様々な地域の活動に利用できるようにしていくことが必要であり、平成一五年度には開放検討委員会が設置されるに至った。

● 老人いこいの家の夜間・休日等の施設開放に向けて

施設開放に向けて

開放検討委員会は、日ごろから老人いこいの家の運営に携わる運営委員会の代表の方等に参加いただき、老人いこいの家の夜間・休日等の開放スキームの具体的な検討を行つた。その内容は次のとおりとなつてゐる。

(1) 自主管理による開放について

老人いこいの家は、地元の地区社会福祉協議会を中心とした運営委員会によつて、

住民による自主運営が行われているため、この委員会を中心として、夜間・休日等における施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）を組織することが適当であると考えられた。また、施設開放委員会の役割については、利用団体の登録の可否や、利用団体からの利用申請に対する決定を行うものとし、自主的な運営についても検討していくこととされた。

(2) 利用団体・利用日・利用時間について

利用団体については、現行の「川崎市老人いこいの家団体要綱」に沿つて、会員制の活動や、月謝および会費を徴収する活動、営利を目的とする活動、政治・宗教に関する活動については除外することとし、さらに市民活動の拠点として活用する趣旨に鑑み、趣味のサークルも除外することとした。また、あくまでも試行段階であることから、運用の詳細については、安全面等も配慮しつつ、地域の実情にあわせ、施設開放委員会で判断することが望ましいとされた。

さらに、利用日については、年末年始（二月二九日から一月三日）を閉館とするほか、全市一律の基準を設けて対応する委員会が設置されるに至つた。

● 夜間・休日等の施設開放における具体的な方法

具体的な方法

これまで、老人いこいの家の夜間・休日等の施設開放に向けた基本的な考え方について述べてきた。こうした考え方は、図2のとおりまとめることができる。最後に、これに沿つて、今後のモデル実施に向けた具体的な実施方法を紹介する。

(1) 施設開放委員会の構成

施設開放委員会の構成については、現行の各老人いこいの家運営委員会を読み替える方法と、現行の各老人いこいの家運営委員会とは別に、運営委員会の下部組織として、施設開放委員会を設置する方法が考えられる。

(2) 利用団体の申請手続き

利用団体は、所定の用紙に記入した上で、利用団体としての登録申請を施設開放委員会に行い、前述の基準に基づき、施設開放委員会が登録の可否を判断する。利用団体登録を行つた団体は、以後、施設の利用申請を行い、施設開放委員会が利用の可否を決定していくことになる。

(3) 安全管理の手法について

利用団体は、事前に老人いこいの家の管理人から、鍵と機械警備システムのカード

のではなく、地域の実情に応じて運用することとした。利用時間については、通常の開所時間が午前九時から午後四時のみでとし、休日については、通常の利用時間と同様に、午前九時から午後四時までとした。この利用時間についても、利用日同様、地域の実情に応じて弾力的に運用されることが想定されている。

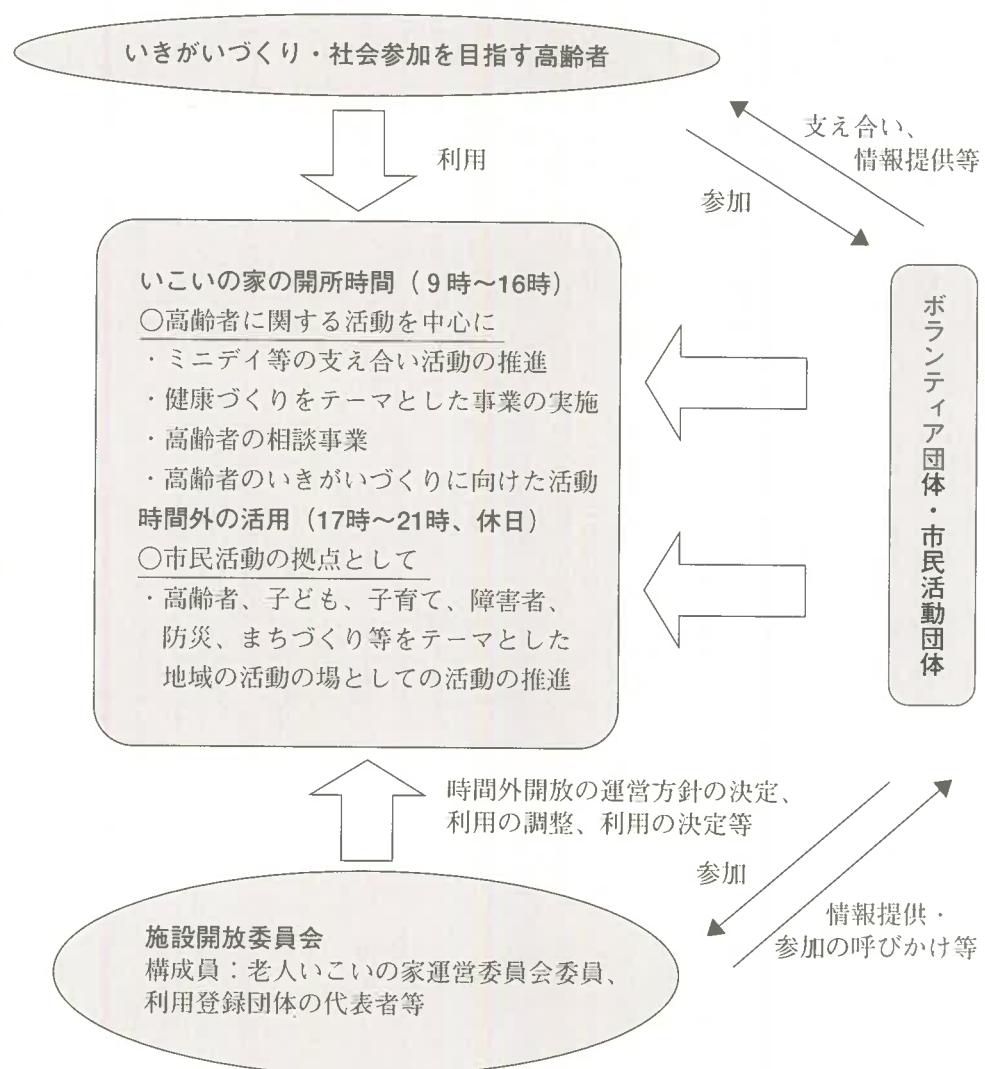
を預かり、施設利用後、点検票に基づき、施設の最終点検とともに、施錠と、機械警備のセットを行い、原則として翌日に鍵とカードを返却し、点検票を提出することとしている。ただ、夜間休日開放にともない施設開放委員会に市から支払われる若干の事務費を原資として、最終確認を近隣の人等にお願いすることも今後検討していく必要があると考えている。

● おわりに

老人いこいの家の夜間・休日等開放は、未だモデル実施の段階ではあるが、すでに施設の責任者の配置や空調、警備等の施設管理のあり方が運用面での課題としてあがつている。さらに、今後本実施に移行していく上では、地方自治法の改正にともない導入された指定管理者制度への対応、施設

のセキュリティ問題や責任の所在、管理についての細微な問題を解決していく必要がある。今後は、そういう問題点を洗い出した上で、再度、夜間・休日等開放のスキームを検討し、川崎市全体で調整を図りながら、老人いこいの家に限らない市民利用施設の有効活用につなげていく必要があると考えている。

図2 老人いこいの家の有効活用に向けたイメージ



渡田老人いこいの家のミニデイサービス

I 既存資源の見直し

② 減少しつつある自治体資源への対応

コミュニティ施設のまちづくりへの利用の可能性

——麻生まちづくり市民の会 地域施設調査結果から

麻生区まちづくり市民の会バッカアップ部会
市民活動の場の確保と情報提供に関する小委員会

津田 祢

川崎市の
地域資源の
状況

幼稚園、空き店舗などです。また、調査の方法は書面によるアンケート、電話による照会、現地に赴いての現地調査などの方法を探ることにしました。

事前調査と調査票の作成

平成一六年は活動の主力を施設の調査に充てるため、「調査票」の作成に着手しました。どのような「調査票」を作れば各施設共通に調査が出来るのか、また、効果的な調査結果を得ることができるのか、という視点から事前調査を行いました。はじめに、いくつかの施設を抽出し、三～四月にかけてメンバーが手分けをしてそれぞれ数箇所を訪問し、聞き取りと施設の設備等について調べました。その後これらを持ち寄り、調査の項目とフォーマットを決め、実際の調査に入ることにしました。

や活動をする場所の確保が難しい、チラシや会報を安く印刷できる場所はないかなど、いわゆる「場所」探しが一苦勞という声を多く耳にしてきました。こうした区民の声に少しでも応えられないかという観点から、いわゆる「場所探しの調査・収集を行い、「その情報を提供する」ことが市民活動を支える一つの環境整備につながるのではないかと考え、これを小委員会の活動目的として設定しました。

● バックアップ部会の活動、組織

● 麻生まちづくり市民の会（以下「市民の会」）は、市民が行政とともに、麻生区の会の課題を解決し、住み良いまちづくりを進める目的として、平成一五年五月に発足しました。行政との連携を図りながら、三つの部会と運営委員会を設置し、設立目的を達成するための活動や組織の運営に関する活動を行っています。

● 市民活動の場の確保と情報提供に関する小委員会の目的

三つの部会は機能別に組織され、①まちづくりの課題を重点化し、それらに対応した市民によるまちづくりの実践活動を行う実践部会、②市民と行政が連携して実施するパートナーシップ型事業など市民参加の企画を推進するパートナーシップ推進部会、③市民活動を支える環境の整備を行うバックアップ部会に分かれ、それぞれが活動を行っています。

私達が所属しているバックアップ部会は、当初、会議の中で部会の機能として、「まちづくりの担い手となる活動グループ等を

● 市民活動の場の調査対象施設の選定及び調査方法

● 麻生区にはまちづくり活動や文化・体育活動などをを行うさまざまな団体がたくさんあります。これから活動をしたいと考えている人も多くいますが、定期的に集まって会合

活動などを行なう団体がたくさんあります。これから活動をしたいと考えている人も多くいますが、定期的に集まって会合

平成一五年度は調査の前段として、調査対象施設の選定、リストアップ、調査方法などについて検討しました。その結果、調査対象を便宜上①公的施設、②地域施設、③民間施設に分類しました。①は、こども文化センター（以下「こ文」）、老人いこいの家（以下「いこいの家」）、小中学校、保育園、郵便局、税務署、休日急患診療所など、②は、町内会や地域住民が管理・運営している自治会館・町内会館・集会所など、③は、民間企業の会議室、（以下「会館」）、③は、民間企業の会議室、

● 民主会館・町内会館・集会所・公民館などに関する調査結果

麻生区には会館が大小合わせて四四箇所あります。小委員会が調査の対象とした公的施設六〇箇所と比べて、その数の多さ

に注目しました。普段これらの施設がどのように使われているのか、管理などはどうなっているのか、一般に開放されているのか、今は開放していないが要請すれば開放する余地があるのか、これらの点に注目し調査を行うことにしました。しかし、市民の会が事前の説明もなしにこのような調査を行うことは先方に失礼ではないか、理解が得られないのではないかなどの意見が小委員会で出されたことを踏まえ、この調査の趣旨と目的について、市民の会として麻生区町内会連合会への説明と協力依頼を行いました。これを受け小委員会は九月に全会館へ書面によるアンケート調査を開始しました。

● 調査結果と分析

書面による調査を開始して一か月半後の一〇月半ばまでに回答のあった会館は、二箇所、回答率は約四八%でした。半数以上が未回答だったため、一一月には直接電話による照会を行い、一八箇所から新たに回答をもらうことが出来、最終的には四箇所のうち四一箇所（九三%）から何らかの回答を得て、数字的には十分な結果となりました。

当初回答率が低かつた理由としては、憶測になる部分が多いのですが、①普段は会館が閉まつていて人が居ない。②会館の管理を自治会の役員が持ち回りでやっているため、単独では回答できない、③居住者専用の施設を開放したくないなどが考えられます。

次に回答の内容（別表参照）については、「町内会の居住者に限るため、一般には開放しない」とするところが最も多く三五箇

所（六一%）ありました。また、何らかの条件付であれば一般にも貸出しをするという会館は一六箇所（三九%）で、数的には予想していたよりも多かったのですが、①居住者が借りる側の会員になつてること、②会館に空きがあること、③役員会などの了承が必要などいろいろな制約があるうえに、ほぼすべてが有料となつていて、利用料金にも差があります。

次に一般開放をしない理由としては、①規約に決められているからが最も多く、②今でも一杯で余裕がない、③管理上問題（防災など）がある、④管理人が居ない、⑤余計な手間がかかるなどとなっています。

こうした居住者以外の使用制限を設けた背景については私達の調査項目に入つていませんが、数箇所の会館を訪問したり、電話で照会した折にそれとなく尋ねたりしたところ、各会館ともその原因として固有の事情があることが分かりました。

その一つは会館設置の経緯などから所有形態がそれぞれ異なつているということです。たとえば①町会自体が建設し、所有・管理しているもの、あるいは②宅地造成時に財団等が建設し、組合が管理しているもの、または③個人や企業が建設し、町会が運営しているものなどさまざまな形態があり、それらの経緯や事情を踏まえて会館の使用規約を作つてあるため、簡単に一般開放へ踏み込めないという実態があることも分かりました。しかし、比較的新しい会館は埋め尽くされていて利用頻度が高いことがわかりました。一方、鍵がかかっていてあまり使われていない会館もあります。いずれにしてもその会館の設備面や管理上の問題が大きく左右している結果だと思われます。

このように会館によって大きな差が出でます。会館の通常の使われ方（稼働率）は、そ

別表 自治会館・町内会館・集会所・公民館などに関する調査結果（抜粋）

1. 会館の貸し出し可否

	回答数	回答率
① 貸し出し可	16	39%
② 貸し出し不可	25	61%
計	41	

2. 貸出しに当たっての条件

	回答数	回答率
① 居住者が優先であるが、空きがあれば貸出し可	11	69%
② 居住者が団体のメンバーに入っていたれば貸出し可	3	19%
③ 役員会、理事会などの承認があれば貸出し可	2	12%
計	16	

3. 貸出しを行わない理由

	回答数	回答率
① 規約などで居住者以外には貸出しを行なっていない。	19	76%
② 居住者の利用だけで一杯で余裕が無い。	4	16%
③ 管理上の問題があるため、貸出しは行なっていない。	2	8%
計	25	

* 麻生区内の会館44箇所に対して、アンケート用紙を送付し、41箇所（91%）の回答を得た。

くるのは、前述のような建設時の経緯に加え、財政上の問題や管理、設備など、それが有する固有の事情にあると考えられます。そのため、一つでも多くの会館が区民のコミュニティの場として解放されるためには、こうした問題の整理を行い、一つひとつ解決していくことが不可欠です。それに、町内会連合会、市民団体、さらには行政も取り込んだ協働で多方面から検討していくことが望まれます。

「市民活動の場」調査票

名称	○○会館	
所在地	麻生区○○1-1-1	
アクセス	電車	新百合ヶ丘駅南口下車
	バス	○○行きバスで○○下車 徒歩3分
問合せ先	名称	○○会館 麻生太郎
	電話	044-123-4567
施設の内容	F A X	044-123-4567
	会議室等	①和室会議室（1階） ②洋室会議室（2階）
	定員数	①15~20名 ②50名程度
	机・椅子	①②とも使用可能
	利用時間	9:00~22:00
	冷暖房	有り（300円）
	休日	年末年始、旧盆の3日間
	利用料金	午前 2000円 午後 3000円 夜間 4000円 終日 6000円
	駐車場	6~7台可能
その他		
1階に調理場あり		
利用条件	申込開始日	・使用の5日前までに申し込む。
	申込方法	・会館備え付けの用紙に記入する。
	登録	・定期的に使用する場合は団体登録が必要
	その他	・町会が使用するときは、これを優先する。
注意事項等	・周辺居住者に迷惑となるような騒音を出さないこと。	
	・使用者は責任を持って最後まで後始末をすること。（清掃、備品の整理）	
	・器具、備品の破損を生じさせた場合は、その損害に応じた弁償をすること。	

○ 施設利用の可否、利用条件等について

・町内会居住者の施設であるため、原則として一般開放はしていない。

・ただし、①使用者がメンバーに入っている団体は使用できる。

②自治会の役員会で承認した団体は使用可

調査メモ 調査日・調査員・相手方・施設公開の可否等

○ こども文化センターと老人いこいの家の状況

この文が部屋は図書室、学習室、ホール、クラブ室、遊戯室などに区分されていますが、市民活動の場として活用できる部屋は限られている感があります。施設を本来目的に供する部分と市民活動に使う部分に分け、環境を整える必要があるのではないかと感じました。

②いこいの家は、麻生区内に六箇所あり、年間六万六千人以上もの高齢者が利用しています。利用者数の多い箇所では月に一三〇〇~一四〇〇人以上の人が利用しています。利用者数は年を追つて増加し、この傾向は今後も続くと思われます。老人の余暇活動の場であり、高齢者活動の拠点であるいこいの家が本來目的に十分使われていることは喜ばしいことなのですが、この施設を市民活動にも開放してもらえないか、という発想から調査の対象にしました。

この文が子どもの健全育成と子どもサークルのための施設という本来目的のほかに、平成一五年四月から広く市民活動の場として若干触れておきます。

①麻生区にはこ文が一〇箇所ありますが、卓球などの運動グループ、子育てを中心とした団体、絵画など趣味のグループなどが多く利用していることが分かりました。

ある箇所で施設の中を見せてもらうと、壁のクロスが剥がれたり、板壁が壊されたり、カーペットの一部がかなり磨り減っているなど老朽化している箇所もありました。財政的に逼迫しているためか、職員やボランティアで補修をしているという切実な話もありました。子ども中心に利用する施設ゆえ、あちこちで傷みが生ずるのと日常茶飯事のことと思いますが、財政面での対応が一層望まれるところです。

あるこ文では一七団体が登録しており、運営協議会を設置し、月一回の定期的な会合でスケジュール調整や交流を行い、施設を開放されるようになりました。いくつかの団体が活動していることが分かりました。

効率よく使っているという話を聞きました。利用団体の活動内容を区分すると、体操・卓球などの運動グループ、子育てを中心とした団体、絵画など趣味のグループなどが多くの運動グループ、子育てを中心とした団体、絵画など趣味のグループなどが多く利用していることが分かりました。

ある箇所で施設の中を見せてもらうと、壁のクロスが剥がれたり、板壁が壊されたり、カーペットの一部がかなり磨り減っているなど老朽化している箇所もありました。財政的に逼迫しているためか、職員やボランティアで補修をしているという切実な話もありました。子ども中心に利用する施設ゆえ、あちこちで傷みが生ずるのと日常茶飯事のことと思いますが、財政面での対応が一層望まれるところです。

この文が部屋は図書室、学習室、ホール、クラブ室、遊戯室などに区分されていますが、市民活動の場として活用できる部屋は限られている感があります。施設を本来目的に供する部分と市民活動に使う部分に分け、環境を整える必要があるのではないかと感じました。

②いこいの家は、麻生区内に六箇所あり、年間六万六千人以上もの高齢者が利用しています。利用者数の多い箇所では月に一三〇〇~一四〇〇人以上の人が利用しています。利用者数は年を追つて増加し、この傾向は今後も続くと思われます。老人の余暇活動の場であり、高齢者活動の拠点であるいこいの家が本來目的に十分使われていることは喜ばしいことなのですが、この施設を市民活動にも開放してもらえないか、という発想から調査の対象にしました。

この文が子どもの健全育成と子どもサークルのための施設という本来目的のほかに、平成一五年四月から広く市民活動の場として若干触れておきます。

①麻生区にはこ文が一〇箇所ありますが、卓球などの運動グループ、子育てを中心とした団体、絵画など趣味のグループなどが多く利用していることが分かりました。

ある箇所で施設の中を見せてもらうと、壁のクロスが剥がれたり、板壁が壊されたり、カーペットの一部がかなり磨り減っているなど老朽化している箇所もありました。財政的に逼迫しているためか、職員やボランティアで補修をしているとい

● おわりに

私達の小委員会は、前にも述べたように活動をはじめてまだ一年少々で、調査活動も中途段階ですが、書面による初期調査を踏まえ、実際に現場を訪ね、現地を見、話を聞くことにより、その実態や問題点が少しづつ分かつてきました。

一小委員会だけでは解決できない諸々の問題もありますが、まちづくりの一端として今後も進め、市民活動に寄与できればと考えています。

この文の部屋は図書室、学習室、ホール、クラブ室、遊戯室などに区分されていますが、市民活動の場として活用できる部屋は限られている感があります。施設を本来目的に供する部分と市民活動に使う部分に分け、環境を整える必要があるのではないかと感じました。

②いこいの家は、麻生区内に六箇所あり、年間六万六千人以上もの高齢者が利用しています。利用者数の多い箇所では月に一三〇〇~一四〇〇人以上の人が利用しています。利用者数は年を追つて増加し、この傾向は今後も続くと思われます。老人の余暇活動の場であり、高齢者活動の拠点であるいこいの家が本來目的に十分使われていることは喜ばしいことなのですが、この施設を市民活動にも開放してもらえないか、という発想から調査の対象にしました。

この文が子どもの健全育成と子どもサークルのための施設という本来目的のほかに、平成一五年四月から広く市民活動の場として若干触れておきます。

①麻生区にはこ文が一〇箇所ありますが、卓球などの運動グループ、子育てを中心とした団体、絵画など趣味のグループなどが多く利用していることが分かりました。

ある箇所で施設の中を見せてもらうと、壁のクロスが剥がれたり、板壁が壊されたり、カーペットの一部がかなり磨り減っているなど老朽化している箇所もありました。財政的に逼迫しているためか、職員やボランティアで補修をしているとい

③自治体資源の有効活用

I 既存資源の見直し

ごみは資源

処理センターにおける ごみの有効利用の現状

環境局処理計画課副主幹

石井廣宣

川崎市の
地域資源の
状況

●川崎市浮島処理センター発電所とは？

本市四処理センターの内、浮島処理センター、堤根処理センターそして橋処理センターではごみ発電を行っていることはご存知でしょうか。

さらに、知つていただきたいことは、浮島処理センターおよび橋処理センターでは余剰電力を東京電力に売却しており、相当額の収入を得ていることです。

●ごみ処理と発電の必要性

(1)ごみ処理から発生する熱

「ごみは資源」であることを理解している

ただくためにも、ごみ処理の基本的なシステムを知つていただかなければなりません。

ごみ処理センターは別図のよう、ごみ受入れ設備、焼却炉と共に組み込まれた

ボイラ、電力を取り出す蒸気タービンと

発電機、そして排ガスをクリーン化する排

ガス処理装置などによって構成されていますが、ごみを焼却する際に高温の燃焼ガス

が大量に発生します。

(2)原料が多種多様なごみであり燃焼状況が

しかし、発生した電力を売ることになる

とクリアしなければならない課題が多くあります。

(3)ごみ処理と発電の必要性

①原料がごみであるため、その燃焼の過程

で高温の有害ガスも多量に発生し、クリ

ーン化して放出するため、公害除去装置

を設け、万全を期していますが、焼却炉

であるといえます。炉の故障により焼却炉

を止めなければならぬこともあります。

②原料が多種多様なごみであり燃焼状況が

この高温の燃焼ガスを放出しないと連続焼却ができないため、ボイラーで熱交換し蒸気を発生させることにより燃焼熱を吸収し、タービンを回し発電しています。

(2)ごみ発電と売電（売電をするために）

旧来のごみ処理施設では、焼却の過程で発生する高温の燃焼ガスにより、蒸気を作り温水プールなどに活用する程度でしたが、技術の進歩等により大型焼却炉を持つ施設では発生蒸気を電気エネルギーに転換する廃棄物発電が広く行われるようになります。

③売電するには、処理センターから送電線を介して東京電力に接続されることになりますが、このことにより、処理センター内での電気事故の影響が東京電力の電力網に波及する危険性があります。このような事故が発生すると、市民生活等に少なからず影響が及ぶことになります。

万が一にも東京電力電力網に影響しないよう日ごろから安全・安定に配慮した運転管理が必要となります。

以上のような点が、たとえば電力会社の火力発電所が液化天然ガスというクリーンで均一な原料で発電しているのと異なる廃棄物発電の特徴と課題といえます。

●今後のごみの有効利用

(1)ごみ処理から発生する熱

日本は一般廃棄物処理において世界一高い焼却率になつていているといわれています。

本市でも、生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的に、地域特性に合わせ焼却処理を推進してまいりました。

それと同時に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の施行にみられるよ

うに循環型社会の構築に向け、今後は廃棄物のリサイクルが一層推進されると考えら

れ、本市でも「その他プラスチック」の分

セントーでは発電を行つておりません。売電は前述の課題を両処理センター職員の技術力等で克服しながら浮島処理センターおよび橋処理センターでのみ行われ、別表のように所期の成果を上げております。

(4)廃棄物発電の意義

多くの一般廃棄物はもともと焼却処理されており、廃棄物発電はその焼却熱をエネルギーとして利用するので、新たな化石燃料を使用しないため、CO₂の発生を抑制できることになります。

別収集に向けて検討が行われています。

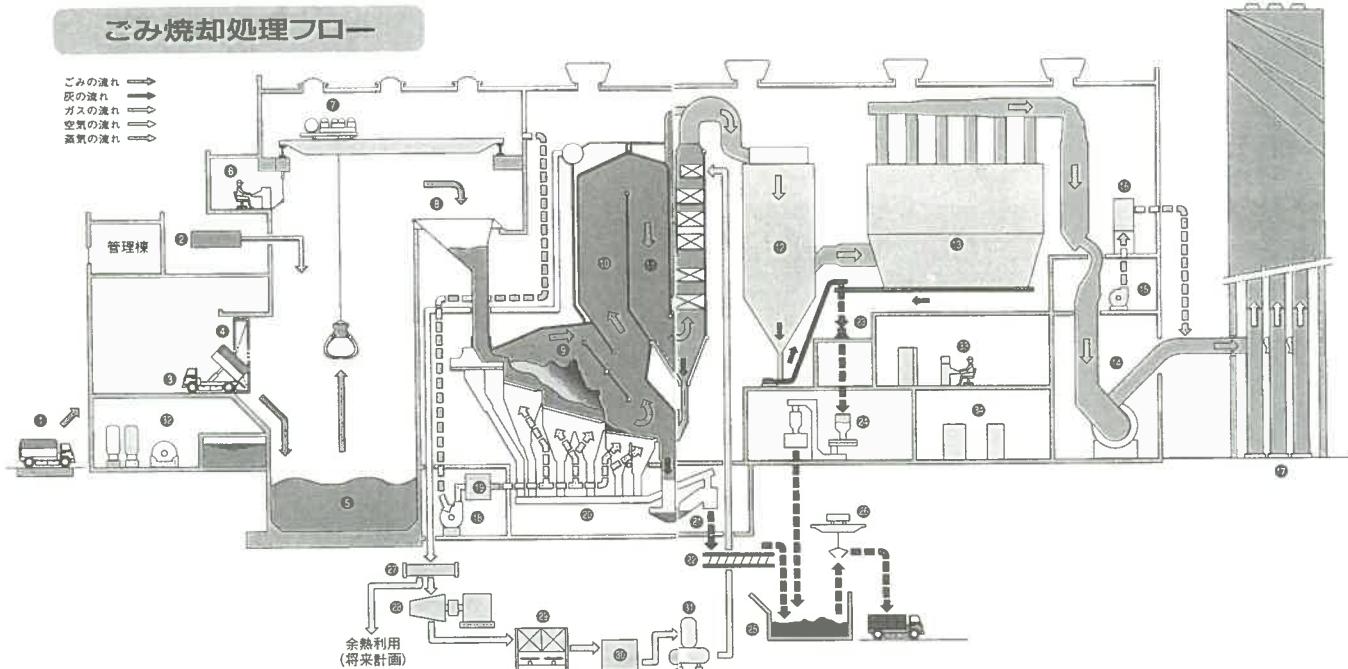
「その他プラスチック」の分別収集に伴い可燃性廃棄物の発生量の減少・発熱量の低下等も予想されます。

もちろん脱焼却処理社会を目指し「焼却」対象となる廃棄物発生の抑制(reduce)

こそ廃棄物行政が第一義に取り組むべき目標であることは、社会の一一致した認識ではあります。同時に、やむを得ず排出されるごみによる廃棄物発電は、焼却処理に伴つて発生する「熱」の有効利用(サーマルリサイクル)として今後も期待されます。

現在、本市では、浮島処理センターおよび橋処理センターのみで発電が行われていますが、建設中の「リサイクルパークあさお」ではより効率の高い発電システムの導入を計画しておりますので、早期の完成が期待されます。

別図 浮島処理センターのごみ焼却処理フロー



①ごみ計量機	…3基	②ごみクレーン	…2基	③ろ過式集じん器	…3基	④蒸気式空気予熱器	…3基	⑤灰ビット	…1基	⑥脱気器	…2基
②粗大ごみ(可燃性破碎ごみ)		③ごみ投入ホッパ	…3基	④誘引通風機	…3基	⑤落じん灰コンベヤ	…3基	⑥灰クレーン	…2基	⑦排水処理室	
③プラットフォーム		⑤焼却炉	…3基	⑥白煙防止用送風機	…3基	⑦灰押出装置	…3基	⑧高圧蒸気だめ	…2基	⑨中央制御室	
④ごみ投入扉	…10基	⑩蜜素酸化物除去反応部	…3基	⑪白煙防止用空気加熱器	…3基	⑫灰コンベヤ	…2基	⑬蒸気タービン発電機	…1基	⑭電気室	
⑤ごみビット	…1基	⑪ボイラ	…3基	⑯煙突	…1基	⑭混合ダストコンベヤ	…2基	⑮蒸気復水器	…1基		
⑥ごみクレーン操作室		⑯脱塩脱硫反応塔	…3基	⑰押込送風機	…3基	⑯飛灰安定化装置	…2基	⑯復水タンク	…2基		

別表 売電収入実績

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	計
浮島処理センター	売電収入(円)	241,561,964	279,819,751	323,267,752	256,016,047	335,040,925	345,292,261	368,998,326	363,254,290	2,513,251,316
橋処理センター	売電収入(円)			212,339	33,072,628	27,038,055	21,533,331	19,071,184	22,481,392	123,408,929
合 計	売電収入(円)	241,561,964	279,819,751	323,480,091	289,088,675	362,078,980	366,825,592	388,069,510	385,735,682	2,636,660,245

①市民合意の形成とその意義

II 新たな地域資源の形成

市民参加による水道施設の有効活用 の事例について 鷺沼プール跡地における 鷺沼プール跡地における 地域交流の拠点づくり

水道局総務部経営企画担当

川口美紀
川崎市の
地域資源の
状況

整備することを方針案として、市民に問うこととした。平成一四年一二月から平成一五年一月にかけて開催した市民説明会および意見箱やホーミページ等に寄せられた六七三件の市民意見を踏まえ、平成一五年一月、鷺沼プールの廃止、小学校の新設、保育所およびその他福祉施設の新設、広場（公園）の整備、民間活用による運動施設の整備そして鷺沼プールの代替機能の確保という市の方針を決定した（図2）。

はじめに

平成一五年三月、鷺沼プールの廃止が正式に決定し、昭和四三年にオープンしてから平成一四年までの三五年間にわたり営業したプール事業の幕が閉じた。

その跡地が、市民の手によって地域交流の拠点としての憩いの広場に生まれ変わるこになり、水道施設の新しい有効活用の方を打ち出した。ここでは、その経緯を述べ、問題点を検証するとともに、今後の課題を提示する。

鷺沼プールの歴史

鷺沼プールは、鷺沼配水池建設のための用地取得にあたり、地域貢献への要望があつたことから、昭和四三年七月、配水池上部を有効活用した庭園式プールとして営業を開始した（図1）。

開業当初は入場者も多く、鷺沼駅前の夏の風物詩として活況を呈したが、もともと低額の使用料金のみによる初期投資の回収は困難であったことに加え、公共のプール施設の整備やレジャーの多様化等による入

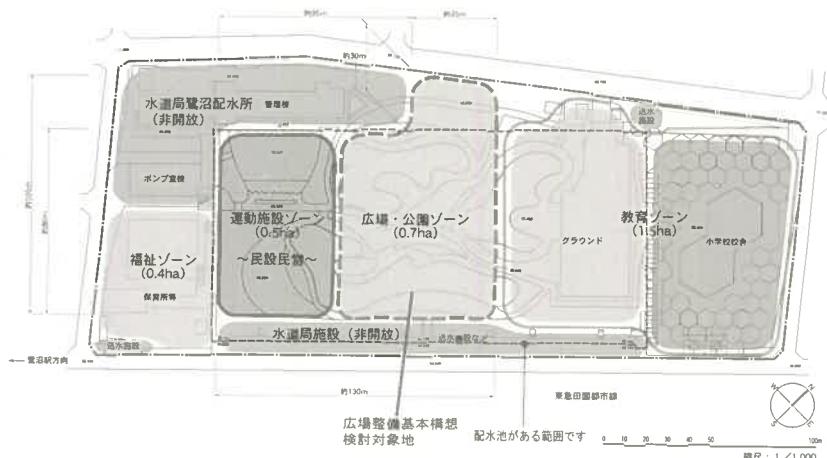
場者数の減少、施設の老朽化とともに修繕費等の増大により、プール事業の赤字は水道事業財政を大きく圧迫することとなつた。

平成二年二月、川崎市水道事業経営問題協議会により「プール事業の在り方に關する答申」が出され、将来の方向性としてプールの廃止および他施設への転換等が示された。その後、環境局への移管も検討したが、関係局と再度協議した結果、平成一四年度をもつて鷺沼プールを廃止し、跡地は行政需要を踏まえて

図1 鷺沼プール全景



図2 跡地利用ゾーニング図



平成二十五年三月、第一回市議会定例会において、川崎市水道局鷺沼プール条例を廃止する条例は全会一致で可決された。

●市民参加手法の導入

(1) 広場整備検討委員会の設置と検討経過

平成一二年の時点で、「プール事業の在り方に関する答申」が広く一般に向けて公開されなかつたことや、プール廃止の方針案を決定する前に市民意見を問わなかつたこと、さらには、廃止と跡地利用をあわせて提案したことから、市民説明会では、提示された市の方針案については、市民を無視した行政による唐突かつ一方的な施策であるとの強い批判を受けた。また、寄せられた意見の中にも、小学校および保育所等の新設を歓迎するものが多数あつた一方、プール廃止についての反対意見や廃止に至る手続に対する不満も数多くあつた。

これらを踏まえ、水道局では、局が主体となつて実施する広場の整備事業については、宮前区役所と連携をとり、市民とのパートナーシップ事業と位置付けて実施していくこととし、平成一五年九月、広く市民の意見を聴取して、利用者に親しまれる施設とする目的に、公募および周辺町会等の関係団体からの推薦による「鷺沼プール跡地における広場整備検討委員会」を設置した。(図3)

この広場整備検討委員会は、委員会内だけでの検討にとどまらず、アンケートの実施や一般参加のワークショップの開催等により、さらに多くの市民意見を収集して、及び基本設計案を策定し、管理運営等に係る提案をするものである。

平成一五年度は、検討委員会およびワーキングショップ開催のほか、調査活動として、宮前区民祭等におけるアンケート調査、周辺既存公園の利用実態調査、鷺沼跡地整備関係局へのヒアリング調査および他都市の事例観察等を実施した。これらの活動から得られた様々な意見を基に、広場の基本コンセプトとなる八つの柱(図4)を決定し、それに基づいて検討を進め、平成一五年度末に広場の基本構想案を策定した。

平成一六年度に入り、基本構想に基づいた基本設計案について検討してきたが、九月末に最終案(図5)が完成したため、一〇月末に市民報告会を開催し、市民へ向けてお披露目をした。

図3 検討委員会の位置付け

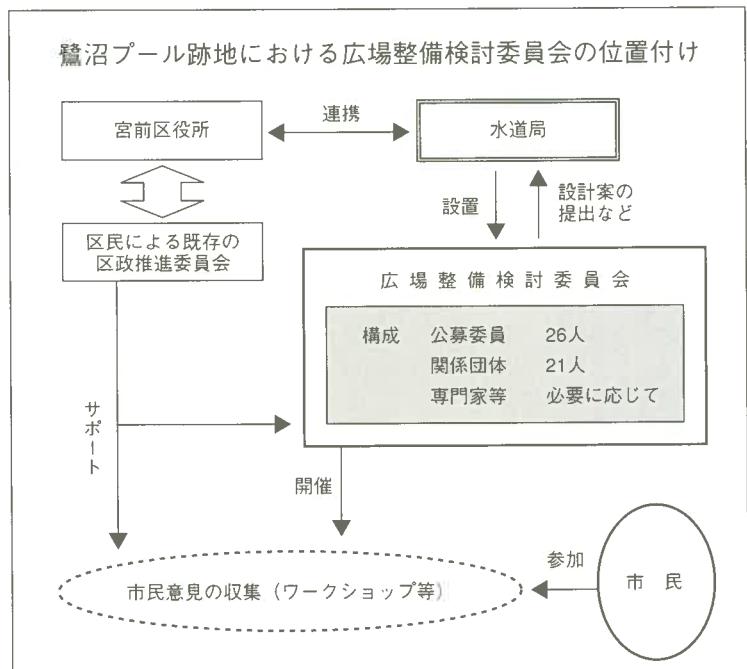


図4
大切にしたい「8つの柱」

多様な人や世代が
過ごせる
広場にしよう
(ユニバーサルデザインの視点)

みんなが関わ
り続けられる
広場にしよう
～みんなで育て、守っていく視点
(維持・管理)～

自然な要素と
触れあえる
広場にしよう

ゆったりとした感じ
広々とした感じを
大切にしよう

この広場は、いろんな世代がいろんなことに利用したいし、気軽に集まる場所にしたい。そのためには、くつろぎたい人や遊びたい人、イベントに使いたい人などが、「上手く共存できるための工夫」を考えたい。

また、小さな子どもから高齢の方、車いすを利用する方まで、ここを訪れる「みんなにとって利用しやすい作り方=ユニバーサルデザイン」の視点を持っておきたい。

完成した後も、地域のみなさんが「楽しくかかわり続けられる部分」や必要に応じて「手を加え、変えていくける部分」をつくっておきたい。そうした地域との関わりを通して、いっそう魅力的な広場へと育てていくことを自指したい。

また、計画の段階から、維持・管理に対する視点を持つておき、長く使っていける広場をつくろう。

樹木、緑、花、水、土・・・。こうした自然の要素や素材を使っていくことで、利用していて気持ちはいい広場にしていきたい。

広場の中で、季節感を感じられるようにしたい。

なんでもかんでもテンコ盛りにすると窮屈で手狭な広場になってしまふ。約0.7haの敷地をうまく使っていくことで、「ゆったり、ひろびろとした感じ」をつくり出していく。

みんなが
安全・安心、
気持ちよく利用できる
広場にしよう
～近隣住民にとてても
喜ばれるよう正面にしていく～

みんなの交流が
広がっていくような
広場にしよう

ブロック全体
としての一体感を
大切にしよう

ここにしかない
「特徴ある広場」
にしよう

この広場を利用する人が、安全に、安心して、そして気持ちよく利用できるような配慮をしていきたい。
また、近隣に暮らす方々にとてても喜んで受け入れてもらえるように、プランニング上の工夫や使い方のルールへの配慮をしていきたい。

地域のイベントが開催できたり、子育てママさんの井戸端会話の場、おじいさんやおばあさん方の日曜朝のこの場など、広場の利用者同士の交流が広がっていくような工夫を考えたい。

隣り合う小学校やフットサルコートとの境界のつくり方。福祉ゾーンや水道局施設との関係の取り方。通りから見える街並みのつくり方。

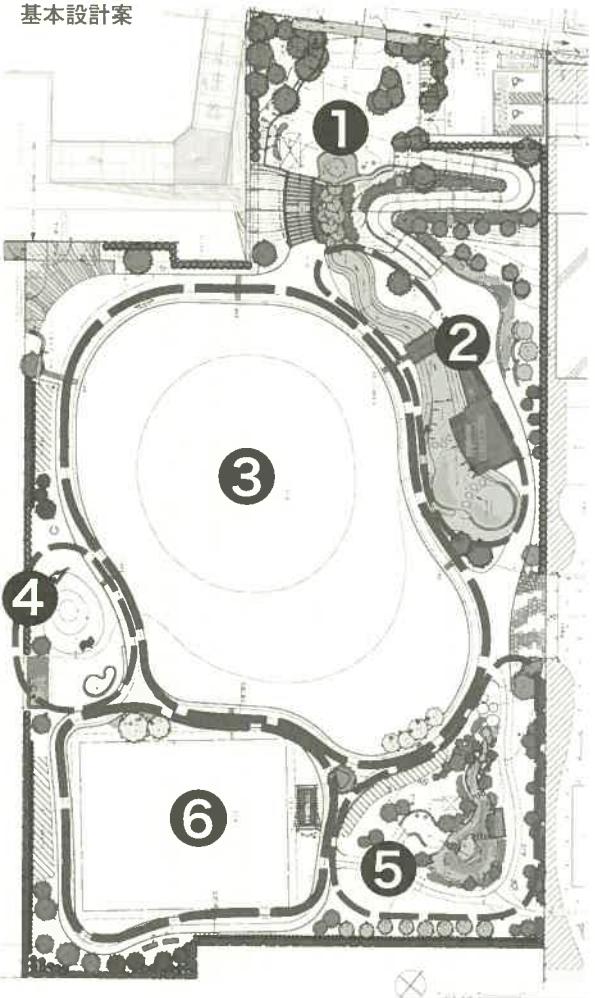
隣接するゾーンとの関係のつくり方を大切にし、街区全体として一体感の感じられるようにしていきたい。

鷺沼プール周辺には、原台公園をはじめとする既存公園がいくつもあり、こうした公園との「役割分担」や「差別化」を図る中で、ここにしかない魅力をつくり、個性的な広場にしていきたい。

① 制約条件の多さ
② 検討過程における障害

このことは、第一に配水池上部という水道施

図5 基本設計案



- ① 緑と水のある入口**
緑のトンネルをくぐり抜けると、水が湧き出し、滝からせせらぎへと続いていきます。スロープや階段を使って、下の広場に降りていきます。
- ② 芝生ゾーン**
かつてのブルーの水遊びをイメージさせるせせらぎです。深くないので、子どもも安心してじゃぶじゃぶ遊べます。また、せせらぎ沿いには木製テッキの休憩所があります。
- ③ 草っぱらゾーン**
一面に平らな芝生が広がり、そのまわりに轟路が取り囲みます。轟路には、何メートル歩いたか分かるよう自印がついています。
- ④ 遊具ゾーン**
小さな子どもたちが安心して遊べる場所です。小山や木製遊具、すな場などの遊具があります。
- ⑤ 土のグランド**
自然の水辺環境を再現したピオトープ池と草っぱらがあります。メダカやトンボなどが観察できるようになりますね。子ども達の環境教育に役立ててもらえばと思います。
- ⑥ 水遊び場**
ボール遊びなどができる。



- 設の有効活用であるため、次のとおり、制約条件が非常に多い点であつた。
- 配水池上部の耐荷重が二トン/m²であるため、建物等の構造物の建築不可（軽易なあずま屋程度なら可）
- 水道施設の安全管理上の観点から二四時間開放は不可
- 配水池への影響を考慮して、二m程度まで植樹可能とする」という判断を行い、制約を緩和したため、検討を前に進めることができた。
- 農薬の使用禁止（肥料等の使用についても制限有り）
- ヘット類の侵入禁止
- 検討の初期段階においては、陶芸センターやドッグランの整備を希望して参加した

市民もいたため、これらの条件が前提として理解され、浸透するまでは多くの時間と労力がかかった。

中でも特に問題となつたのは、植樹に関する制限である。市民には、一〇m近くに育つてしまつたサクラやケヤキの大木が生えていた、緑豊かなガーデンプールのイメージが強く残存していることに加え、また、憩いの広場づくりを諂いながら、樹陰を生み出せるような木が植えられないということで、納得してもらえない状態が続いた。

これを受け局内で再協議を重ねた結果、原則として高木を植えることはできないが、三～四m程度までであれば、樹種を選定し、根に対する処置等を施せば、配水

池に影響を与えることは無いと考えられ、植樹可能とする」という判断を行い、制約を緩和したため、検討を前に進めることができた。

②事業の枠組み

第二の障害は、運動施設の必要性である。寄せられた市民意見の中で上位にあつた広場（公園）と運動施設を求める要望を実現するにあたつては、近年の厳しい財政状況と、「民間でできるものは民間で」という方針が示されていた。

これらをかんがみ、市税や水道料金を財源とせずに、市民要望である広場および運動施設の整備を実現するための工夫として、運動施設については民設民営とし、運動施設の土地使用料収入等を財源として、広場の整備および維持管理を行うこととした。

具体的な計画として、水道局が主体となって整備する配水池上部約一・二haのうち、約〇・七haを広場とし、約〇・五ha

aを民設民営の運動施設とするゾーニングを示したが、全面が広場ではなく、はじめから運動施設のゾーンが設定されていることに対しても、なかなか理解が得られなかつた。

しかし、水道事業の独立採算を前提とした企業性や、水道事業に負担をかけずに市民要望を実現する仕組みの必要性についての説明を繰り返し、理解を得られるよう努力した。

運動施設については、平成二五年一二月、

広場整備との一体性や採算性等からフットサル施設とすること、事業者については、地域への貢献等の視点から、小・中学校の授業等でサッカー指導を行うなどのスポーツ振興に取り組み、市民にとっての身近な

スポーツとしてフットサルの普及を方針として掲げている川崎フロンターレとすることを予定し、平成二八年度の開場を目指している。

● 広場整備事業のもたらすものと今後の課題

(1) 地域交流の拠点へ

鷺沼プール跡地周辺地域は、中高層のマンションの増加に伴い、主に若い核家族の新しい住民が急増しているが、昔から住んでいる住民とは世代的に交流がなく、地域コミュニティがうまく機能していない面もあると思われる。

鷺沼プール跡地には、広場、小学校、保育所、福祉施設およびフットサル施設と複数の施設が共存することになるが、このエリアの中心に位置する広場の利用者については、地域住民のほか小学生、保育園児およびフットサル施設利用者等が想定され、

広場整備検討委員会でも、広場の基本コンセプトである「八つの柱」の一つに「多様な世代が過ごせる広場」を掲げ、小さな子から老人までの幅広い世代と、親子連れ、若者たち等、どんなグループでも楽しめる機能を広場に盛り込んできた。

また、跡地全体のゾーニング案を見て寄せられた縦割り行政による整備の弊害を危惧する声に応え、各局が連携して一体感のある整備を心がけ、芝生（校庭・広場）天然芝、フットサルコート（人工芝）や、仕様を揃えたベンチや街灯の設置による統一的な景観、また相互往来を可能にする小学校—広場間の通用口の設置等の工夫も織り込まれている。

広場のオープン後にはこれらの工夫を活かし、開かれたエリア全体でのイベントの開催や、小学生と地域住民のボランティアによるビオトープの管理等についての提案もあり、それらは、この地域における、コミュニケーションの形成、ひいてはまちの活性化に貢献していくのではないかと思われる。

この広場は、配水池という水道施設の有効活用である性質上、水道水の安全性を守る責務から、水道局が主体となつて管理運営を行うことになるが、多様な世代に愛される憩いの場として、また地域の交流拠点として根付くためには、市民を巻き込んでの管理運営の方針性についても検討することが必要である。

広場整備事業はハードとしての広場を整備して終わるのではなく、開園後も市民との協働により、広場を地域交流の拠点としての憩いの場所に育っていくことが求められており、水道事業の範囲で、何をどこまでできるのかが課題になつてくるだろう。

(2) 市民と水道事業の新しい関係に向けて

水道施設の有効活用の事例は、川崎市内においても、神奈川県内広域水道企業団が所管する西長沢浄水場の配水池上部を開放しているほか、横浜市をはじめとする他都市でも多数見受けられる。しかしながら、その多くが、昭和四〇年代から五〇年代に開放を開始しており、今回の事例のように、市民と行政が協働して水道施設の有効活用を検討したケースは、これまでほとんど無かったと思われる。

近年、まちづくり等の市民生活に対する影響の大きい施策の決定過程においては、一般的な景観、また相互往来を可能にする小学校—広場間の通用口の設置等の工夫も織り込まれている。

広場のオープン後にはこれらの方針を活かし、開かれたエリア全体でのイベントの開催や、小学生と地域住民のボランティアによるビオトープの管理等についての提案もあり、それらは、この地域における、コミュニケーションの形成、ひいてはまちの活性化に貢献していくのではないかと思われる。

この広場は、配水池という水道施設の有効活用である性質上、水道水の安全性を守る責務から、水道局が主体となつて管理運営を行うことになるが、多様な世代に愛される憩いの場として、また地域の交流拠点として根付くためには、市民を巻き込んでの管理運営の方針性についても検討することが必要である。

この広場は、配水池という水道施設の有効活用である性質上、水道水の安全性を守る責務から、水道局が主体となつて管理運営を行うことになるが、多様な世代に愛される憩いの場として、また地域の交流拠点として根付くためには、市民を巻き込んでの管理運営の方針性についても検討することが必要である。

今後は水道局においても、水道水の質、料金体系および経営のあり方等の施策の決定過程において、水道使用者を含む市民を協働の対象として、そのニーズを反映させるための市民参加を必要とする局面が増えてくると考えられるため、水道局職員のよる一層の意識の変革が求められているところである。

鷺沼プール跡地は、市民の手によって、地域の憩いの場として生まれ変わることになり、水道施設の新しい有効活用のあり方を打ち出した。川崎市水道局においてはじめての長期間にわたる市民とのパートナー

シップ事業である今回の広場整備が、市民と水道事業との距離をより近づける布石になれば幸いである。

おわりに

委員会発足から約一年半、広場整備検討委員会の事務局として学んだことは、行政として市民の信頼を得るために、府内の調整を確実に行い、きちんと整理した形で、ものごとの可否や市民と行政の役割分担等の前提条件を明確に提示しなければならないということである。そして、最も大切なのは、当然のことではあるが、投げかけられた問題に対して、誠実な対応を心がけることだと思う。

この度、完成した広場の基本設計案を見て感じるのは、作られるものに根拠や意味が生まれるからこそ市民参加が重要なのだということである。設計案の内容には、それぞれの機能の設置場所や形状等に様々な思いが込められ、行政だけでは考えが及ばない多様な来場者や様々な状況に対応できるよう工夫されている。

最後に、夜間や休日の時間を割いて、熱心にこの広場づくりの活動をしてくださった委員の方々に、心から感謝したい。

シップ事業である今回の広場整備が、市民と水道事業との距離をより近づける布石になれば幸いである。

①市民合意の形成とその意義

市民合意に基づく条例策定の実践と課題—川崎市自治基本条例—検討委員会の軌跡

(検討委員会事務局)
総合企画局政策部

袖山洋一

川崎市の
地域資源の
状況

●自治基本条例の必要性

川崎市自治基本条例（以下「基本条例」といいます。）は、平成二十三年、学識者の検討組織による検討をはじめてから足掛け四年の時を経て、平成二十六年第四回市議会において可決成立し、平成二六年一二月二二日に公布されました。

いわゆる自治基本条例とは、地方分権の時代に相応しい新たな自治システムを構築するための自治の機構と運営上の原則を体系化するものをいい、当市においては次の二つの大きな要因から、その制定が求められていました。

●自治基本条例策定過程の特徴

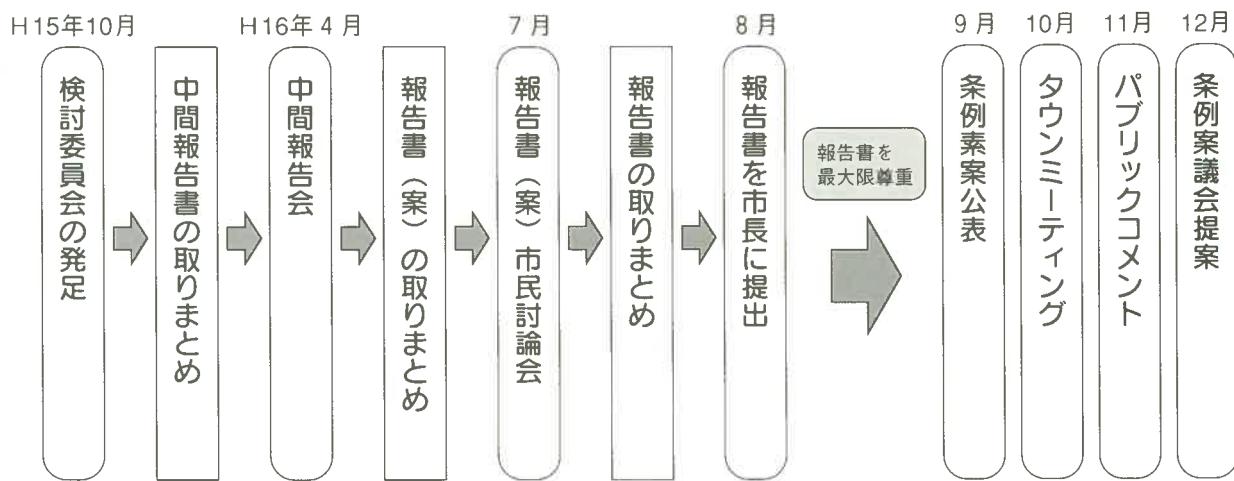
一括法の施行後、国と自治体との関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係へ転換したとされていますが、法令と条例の関係、三位一体改革の内容から明らかなように、この関係に基づいた自治体の自律的な自治が営めるような制度、体制は、まだ確立されていません。

これまで、当市が定めてきた条例は、たとえば情報公開関係条例でいえば制度を取りするもの、同様の制度であっても制度目的達成のための工夫をしているものなど、また、川崎市子どもの権利に関する条例のように子ども自身が条例づくりに参加するなど他の条例と比較して内容や策定過程などに特色を有するものがいくつもありましたが、このような当市の条例制定の歩みの中

つて委員としての要件は満たしているとたことにあつたと思われます。したがつて、委員に就任していただいた市民の方々は、二〇歳代から七〇歳代まで各年代にわたり、お住まいも各区に適度に分散していました。また、委員の方のこれまでの自治の活動歴も、町内会や自治会で、市民活動の中で、区におけるまちづくり活動の中でも様々な自治の取り組みをされていた方が多くいらっしゃる一方、いわゆる川崎都民として日本的高度経済成長を支えてきたお勤めの方で退職により地域に帰つてこられた方や現にお勤めで忙しい日々を送つての方もいらっしゃり、当市の他の審議会等における委員構成と比較して、市民のより多様なご意見をいただける場があつたと思われます。

二つ目の特徴は、平成二三年から検討が開始されたのですが、この条例策定過程において中心を担つたものが、平成二十五年一〇月に立ち上げられた川崎市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます）での討議です。この検討委員会は、三四人の委員で構成されていますが、その中心は市民の委員三〇人でした。市民の委員はすべて公募で選ばれており、四三人の応募者から、選考ではなく、抽選によって決定されたものでした。通常、当市では、こうした委員公募では申込みにあたって委員会等の設置目的や審議内容に沿つて設定されたテーマについての小論文を提出していただき、その内容によつて、より相応しい方を委員として選考することを常としています。しかしながら、この検討委員会の委員選考では、申込理由を記載していただく程度で、小論文の添付を要件とはせず、選ぶ側・行政の恣意性を極力排除し、基本条例に関心があること、つまり委員公募に申し込んでいただいた熱意をも

自治基本条例案の検討経過



川崎市自治基本条例検討委員会の検討議風景

市民委員の思いを反映させていくことが目的到達のための効率的な事務の流れではないかと考えられます。しかし、従来の手法にとらわれず、過年度の学識者委員による検討組織の成果は、この検討委員会での討議における参考資料として活用し、基本条例のあるべき姿は市民委員の手でまとめられたことです。

三つ目の特徴としては、検討委員会の委員の中での役割分担と策定作業における役割分担の明確化です。この検討委員会は市民委員と学識者委員とで構成されているものですが、議論、会議運営は市民委員が担うものとされ、学識者委員は議事の進行、討論の方向性と専門的見地からのアドバイスを担っています。また、行政は基本的に会場確保、会議資料作成など、この検討委員会の事務局の役割を務めることに心がけたことです。議論が飛躍した際の実務上のアドバイスなど事務局も意見を述べさせていただきましたが、やはり議論の中心は市民委員であり、委員同士が熱い討論の中で合意形成を図っていくことが保たれていた点であると思います。

ところで、基本条例では、当市の自治に関しての最高規範性を有するものであることが規定されていますが、当市の条例体系の中では基本条例も形式的に

は一つの条例に過ぎません。当市が自指す自治は、市民が主役の自治ではあります。主役には主役としての役割やこれに伴う責任が生じます。また、主役が安心して自治を営めるようその運営をゆだねられた事務局としての行政、その事務局（行政）が適正に事務を行っているのかの監視や自治の行方の意思決定を行う議会に対しても役割や責任が分任されます。このように、それが役割と責任を担うことによって自治を営むための基本条例であることから、自治を担う主体のそれぞれが、その制定過程に参加し、合意形成が図られることが必要であると考えられます。条例の内容そのものも当然、市の自治における最高の規範性を有するのですが、その策定過程において市民、議会、行政それぞれが積極的に関与し、合意が形成されていくことによって最高の規範性はさらに担保されるものとなります。このためにも、条例策定の入口の課題として、この検討委員会の設置、役割付けはとても重要でした。

● 市民合意とは 一二三〇万人の住民と二三〇人の市民委員

このような特徴を有する検討委員会での討議の結果、平成一六年八月一七日に報告書として阿部孝夫市長へ手渡され、この日以降、これまでの事務局は、行政として、この市民委員の合意である報告書の内容を最大限に尊重しながら条例案、条例案を策定することとなりました。

ところで、この検討委員会では、「市民委員三〇人で一三〇万人の住民の意見を代弁できるのか」との市民委員の自問のもと、折に触れ、多くの市民の参加を得る機会を

設ける必要性に言及し、四月には中間報告についてポストイット形式によるグループ別の市民討議を、七月には報告書案についてボスター・セッション形式の市民討論会を開催し、それぞれ約一三〇人の市民の参加と、インターネットなどを通じての多数の意見をいただくことによって三〇人の市民委員の合意をより広範な市民の意見に基づいた報告書へと進化させていきました。また、行政でもこのようない考え方を引き継ぎ、条例の素案について、同時に策定作業が進められていた当市の将来像を示す基本構想案とともに広報誌（市政だより「かわさき」）特別号を四四万部超発行して各戸配布して周知に努め、また、直接市長から両方の素案の概要を説明し、市民と意見交換をするタウンミーティングを全行政区で計七回開催し、二三〇〇人以上の市民の参加とインターネットなどを合わせて二八〇項目の意見を頂戴し、これら市民の方々のご意見を踏まえて条例案へと策定作業を進めました。こうした取り組みは、これまでの当市の条例策定手続でも特別なものといえますが、それでも直接的に条例策定にかかる市民は三千人程度に過ぎなかつたかもしれません。

しかしながら、検討委員会報告書における委員長（辻山幸宣・財團法人地方自治総合研究所理事・主任研究員）所感でも「異なる人生と多様な意見をもつ三〇人が同じ考え方であるはずはない。歩み寄りを求める妥協が模索された。そして今日こゝに、これまでの議論の到達点を公表する運びとなつた」とあり、一定の範囲ではありませんが、市民の合意を得た成果といつてよいのではないかと考えています。また、市民

の意見をいただくことによって三〇人の市民委員の合意をより広範な市民の意見に基づいた報告書へと進化させていきました。また、行政でもこのようない考え方を引き継ぎ、条例の素案について、同時に策定作業が進められていた当市の将来像を示す基本構想案とともに広報誌（市政だより「かわさき」）特別号を四四万部超発行して各戸配布して周知に努め、また、直接市長から両方の素案の概要を説明し、市民と意見交換をするタウンミーティングを全行政区で計七回開催し、二三〇〇人以上の市民の参加とインターネットなどを合わせて二八〇項目の意見を頂戴し、これら市民の方々のご意見を踏まえて条例案へと策定作業を進めました。こうした取り組みは、これまでの当市の条例策定手続でも特別なものといえますが、それでも直接的に条例策定にかかる市民は三千人程度に過ぎなかつたかもしれません。

しかしながら、検討委員会報告書における委員長（辻山幸宣・財團法人地方自治総合研究所理事・主任研究員）所感でも「異なる人生と多様な意見をもつ三〇人が同じ考え方であるはずはない。歩み寄りを求める妥協が模索された。そして今日こゝに、これまでの議論の到達点を公表する運びとなつた」とあり、一定の範囲ではありませんが、市民の合意を得た成果といつてよいのではないかと考えています。また、市民

の意見をいただくことによって三〇人の市民委員の合意をより広範な市民の意見に基づいた報告書へと進化させていきました。また、行政でもこのようない考え方を引き継ぎ、条例の素案について、同時に策定作業が進められていた当市の将来像を示す基本構想案とともに広報誌（市政だより「かわさき」）特別号を四四万部超発行して各戸配布して周知に努め、また、直接市長から両方の素案の概要を説明し、市民と意見交換をするタウンミーティングを全行政区で計七回開催し、二三〇〇人以上の市民の参加とインターネットなどを合わせて二八〇項目の意見を頂戴し、これら市民の方々のご意見を踏まえて条例案へと策定作業を進めました。こうした取り組みは、これまでの当市の条例策定手続でも特別なものといえますが、それでも直接的に条例策定にかかる市民は三千人程度に過ぎなかつたかもしれません。

基本条例の制定は、市民自治を確立するためのスタートラインであるといわれています。地域の課題を自ら発見し、解決していく主体としての市民は、今後、この条例を道具として使い、手にいませ、改良していくことが必要であるといえます。さらには多くの市民の方々が、日常の生活の中で、普段の活動の中で川崎市という地域における自治の主役を担っているとの意識のもと、川崎市における自治のあるべき姿を追求していくことが重要であると考えます。

そのためにも、行政は市民の事務局として基本条例の目的、趣旨、精神等の浸透に努める必要があります。また、市民の方々も、たとえば検討委員会委員として表明された方々、条例制定過程では直接的には関与しなくとも地域におけるまちづくり活動など地域の課題解決を現実に担つておられる方々などを核として、その方々の人のつながりを介して、自治の輪を広げていっていただきたいと思います。

基本条例の制定により、すぐさま川崎市の自治に変化が現れるものとはいえないが、私たち行政は、自治運営の基本原則として規定された情報共有、参加および協働の三大原則に基づいた自治運営と市民の自治の権利を保障するための行政運営に積極的に努めなければなりません。情報提供や情報公開への対応、審議会等への市民委員の登用、パブリックコメント手続の実施など具体的な取り組みを通して市民が主役の市民自治が確立されていくよう、私たち職員一人ひとりの意識改革を積み重ね、検討委員会の市民委員三〇人の合意から生まれた自治に関する財産を市民の皆さんと共に育てていかなければならぬと思っています。

○ 追記

平成一三年度、一四年度の検討組織による報告書、検討委員会における検討経過や報告書等、行政で策定した基本条例案の内容等については、当市ホームページ・<http://www.kawasaki.jp/20/20bunkan/home/site/jichi/index.htm>）でご覧になります。また、検討委員会市民委員の編集による検討委員会記録誌が平成一七年三月に発売（一部五〇〇円）される予定です。

自治に关心を持つて討議に参加し、意見を

①市民合意の形成とその意義

市政運営 市民意見を活用した

市民提案の活用と課題

総務局秘書部報道
市民の声担当主査

渡邊タヅ子

川崎市の
地域資源の
状況

●はじめに

昨今、新たな時代にふさわしい自治体のあり方が、大きく方向転換はじめている。

その一つの方向は、効率性、有効性、経済性の向上、市民との対話促進、行財政改革の推進、職員の能力向上を目指した行政評価制度や人事評価制度の導入など内なる改革の推進である。そこでは、前例踏襲に重きを置いた従来の行政のあり方を改善し、職員の意識改革を図ることが求められる。

もう一つの方向は、生活者重視の行政運営の観点から、地域の様々な課題を解決していくことで、市民満足度の向上を目指す市民本位のサービスの提供など外なる改革の推進である。

市制誕生から八〇年が経過し、人口も一三〇万人を超える川崎市は、「活力とうるおいのある市民都市・川崎」、「音楽のまち・かわさき」として、大きく変貌を遂げつづける。そうした中で川崎市は、市民が安全で安心して快適に暮せる行政運営を推し進める、「市民本位」のまちづくりを展開しており、その市民本位の行政を実現するため

に、市民生活に根ざした市民の声を施策に生かしていく仕組みとして、広聴制度をあげることができる。

広聴制度には、「市長への手紙」、「インターネット広聴」などを利用して、市民から寄せられる市政への提案、要望、苦情などの「個別広聴」と、アンケートによる市民の客観的な意見を聴取する「調査広聴」があり、こうした制度は、市民が市政に参加する手段として三〇年以上の歴史があり、その市民の声が市政に少なからず影響を与えてきた意義は大きいと思われる。

阿部市長は、平成二三年一月の就任以降、「市長への手紙」、「インターネット広聴」で寄せられた市民の声に、市長が一通一通、目を通し、対応方針を示すことにしている。市長は、その自身の姿勢について、市の広報誌である市政だよりの「市政の窓」の中で「市長への手紙は、伝わりにくく情報を市民から市長に直接伝える役割を果たしています。」「市長に情報が伝わっている状態の中では、担当職員が市民サービスを行うことに『市長への手紙』の意味があるものと思います。」と記している。



市長閲覧風景

●広聴の現状と各局区の取り組み

個別広聴である「市長への手紙」や「インターネット広聴」で寄せられる自発的な

意見は、一通の手紙やメールが市民一人ひとりと市政を結ぶバイブルとなり、市民生活に関する多種多様な市民の声を受け止め、それが契機となつて、まちづくりや制度および事業の創設、改善、見直しにつながるなど、きめ細かな行政が展開される。

また、調査広聴は「市政モニター」・「市民意識実態調査」など、事業の見直しや制度の創設など、行政運営の方向性を検討する際の調査や緊急を要する調査として、無作為抽出した不特定市民の意見をアンケート形式で聴取し、市政の参考にするために行われており、市民が市政に参加する手段として位置づけられている。

ここでは、個別広聴の「市長への手紙」・「インターネット広聴」で寄せられた市民の声を情報資源として捉え、この資源を循環型まちづくりに、どう有効活用していくかを考えていきたい。

●市長への手紙・インターネット広聴の概要とその対応

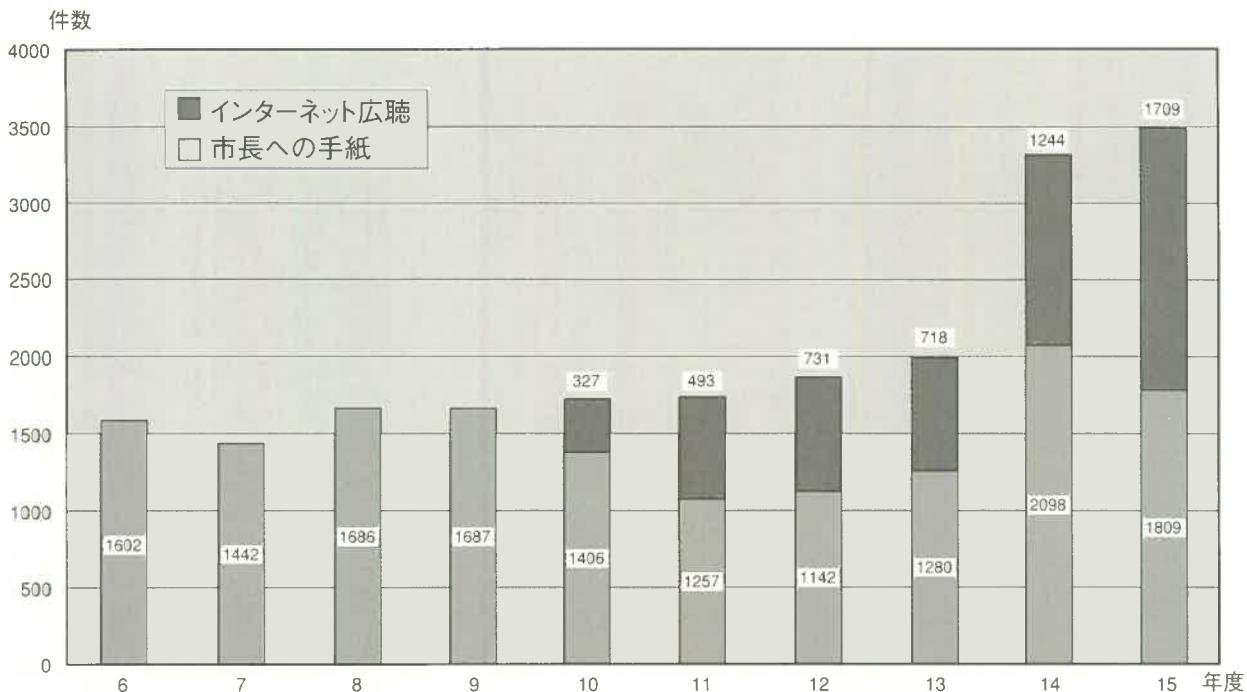
「市長への手紙」は昭和四七年度、「インターネット広聴」は平成二一年度から実施している制度であり、制度を利用した多様な市民の声は、毎年増加傾向にある。

これらの市民の声は、平成一五年四月に導入した「市民意見反映システム」により、データとして蓄積され、全局的に共有できる情報資源（データベース）として、迅速な市民対応や施策への反映につなげることに活用されている。

ここでは、平成一五年度年報による声の対応状況を検証してみる。

平成一五年度は「市長への手紙」が一、八〇九件、「インターネット広聴」が一、七

別図 投稿件数の年度別推移



※インターネット広聴は、平成10年5月から試行、平成11年度から本格実施

○九件、総件数で三、五八件あり、過去最高の件数であった(別図)。最も多く寄せられた年代は三〇歳代で、意見も多様化している。

川崎縦貫高速鉄道に関する意見や市バスの運行など通勤手段等の交通機関に関する要望、保育園、わくわくプラザ、公園など子どもの

生活の場に関するワーキングマザーからの切実な意見、要望が多くあつた。まさに行政の支援を必要としている年代である。

また内容についてみると、敬老特別乗車証(敬老バス)、道路関連や路上喫煙、駐輪関連、公園内のホームレス対策などで多くの要望が寄せられた。

これらの市民の声をどう受け止め、市民ニーズに合致したサービスをどのような形で提供するかは、職員の意識にかかっている。

寄せられた市民の声が行政運営を後押しし、行政課題や事業の見直しにつながり、

市民サービスの改善が図られた事例は多数ある。

具体的な改善への主な取り組みは、敬老特別乗車証について、従来七〇歳以上のすべての高齢者に高齢特別乗車証を交付していたが、行財政改革プランで見直しが求められ、当初、乗車証プラス百円で乗車できる案が示された。その案に対しても高齢者から多数の提案、意見が寄せられ、一ヶ月当たり千円の負担で何回も利用可能な「高齢者フリーバス」を、一ヶ月、三ヶ月、一年の有効期間の定期とし、バス利用の少ない高齢者には「高齢者特別乗車証明書」を配

別表 平成15年度の市民の声から反映された主なもの

市民の声	反映された内容
公共施設の利用予約や生涯学習情報などを確認できる「ふれあいネット」をインターネットで接続できるようにしてほしい。	「ふれあいネット」は、平成16年12月からインターネット接続によるサービスを開始し、さらに携帯電話からのサービスも、平成17年1月に開始した。
乳幼児歯科健診の際、探針が使われていて、驚いた。今後の歯科健診には参加したくない。	歯科健診はミラー(歯鏡)を用いた視診を中心として、必要な場合のみ先端が小球であるWHOプローブを歯の表面に沿って滑らせて用いることとした。
小児医療費助成制度の所得制限を無くし、就学前までの期間に変更してほしい。	所得制限については引き続き検討していくが、平成17年1月から対象年齢を0歳から5歳までに拡大した。
井田病院の呼吸器内科外来で、担当医によって予約制の人とそうでない人がいる。予約制でない医師の診察待ちは時間が長い。病院は平等な診療をすべきである。	平成16年5月から呼吸器内科の外来診療を完全予約制とした。
高津区役所で橋出張所管内の戸籍が取得できるようにしてほしい。	専用回線ファックスを引き、取得可能にした。
区役所で配布されている就学学校の指定変更申請書の書類を学校でも、もらえるようにしてほしい。	全小・中学校で配布を開始した。

布し、大人料金の半額で百円で乗車できる併用方式に見直され、選択肢の広がりにながつた。また、全国的な社会問題になつてゐるホームレス対策では、一時宿泊所の「愛生寮」が新設されたことで、川崎駅周辺のホームレスが減少するとともに、自立支援策を五か年計画で実施していくなど、

ホームレスの自立をさらに目指すことにながつた。公園内のホームレス対策としては、市民の公園利用に影響を与えていたことから、公園内ホームレス対策型シェルターの設置に向け、検討が進められている。

駐輪関連では、駅利用者の駐輪場を確保するため、鉄道事業者等に用地の提供を要請し、施設の増設に努めている。

また、路上喫煙に関する施策については、段階的に関係局で取り組んできている。平成七年には、街の美化を図る目的から、飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称・ポイ捨て禁止条例）を制定し、ポイ捨て禁止キヤンペーンなどを通じた普及啓発に努めている。さらに、平成一五年には健康増進法の施行に伴い、受動喫煙の防止対策として官公署施設や市内民間施設等における禁煙および分煙化の推進を図っているが、社会問題になつていている歩行喫煙（歩きたばこ）防止の条例化については、市民の声としての要望が後を立たない現状にあることから、歩行喫煙防止の条例化の検討が急がれている。

しかし複数の担当局にまたがる内容を、どの局が中心となつて取りまとめるかに時間が要し、改善策の検討などは、なかなか形として現れてこないのも事実である。なお、平成一五年度に寄せられた市民の声を真摯に受け止め、市民サービスの向上

に早急に取り組み、改善された主なものは、別表のとおりである。

●今後の課題と取り組み

平成一七年度には、組織改正により広聴一元化が図られるとともに、秋には市民や企業からの電話・ファックス・電子メールなどによる問い合わせ等のワンストップ窓口として、コンタクトセンターの運用が試行される。

コンタクトセンターは、区役所などへの非来訪者の問い合わせ、意見、要望などを一元的に対応し、たらい回しをしない迅速な対応（解決）を可能にすることで、市民満足度の向上により行政への信頼を図ることを目的としている。コンタクトセンターでは、主として予め各局区から収集して用意されたFAQ（よくある質問と回答集）や各種のホームページ、市民便利帳等を基に、迅速な市民対応をオペレータが行う。

今後、多種多様な市民の声をFAQデータベースとして蓄積し、そのFAQを庁内インフラネットホームページから検索できるシステムにすることで、市民と行政の情報の共有化が図られ、庁内の全職員による同一レベルでの市民対応が可能になり、より早い問題解決につながる。

また、市民意見反映システムに蓄積されている貴重な市民の声は、地域生活者の豊富で無尽蔵な声であり、その既存資源も川崎市の有効資源と捉え、さらに活用していくなければならない。

この市民意見反映システムで蓄積された市民の声を情報資源とし、全職員の共有財産としてすることで、市民の立場に立った事業の見直しや事務改善などにつなげられる。

それは、すべての職員一人ひとりに市民意見反映システムを導入し、データ検索や閲覧ができる環境を整えることで可能になる。

今後も、このシステムで蓄積された貴重な市民の声の活発な活用が図られ、それを市民サービスとして還元していく仕組みが必要であり、庁内「どこでも広聴」の実現を

目指すことで、市民への説明責任を果たすことができる。その結果として市民満足度の向上が図られる。

さらに市民の声を還元する仕組みとしては、その情報資源をインターネットホームページで公開し、より利便性の高い情報提供のサービスをしていくことにある。そこで、今後取り組むべきサービスは、

①市民自身の意見がどのように処理されているかなど、受付から回答までの進捗状況を公開（個人情報を除く）するサービス

②市民の声がどのような形で市の施策や事務の改善などにつながったか、施策への反映状況を公開するサービス

③蓄積された市民の声をFAQとして公開するサービス

などを、市のインターネットホームページで行なうことが、

①進捗状況で、回答内容、対応状況などを公開することが、回答遅延などの問い合わせの減少につながる。また、職員への意識にも影響を与えることになる。

②施策への反映状況を公開することで、行政の透明性につながる。

③FAQの公開では、市民自身が抱える問題や行政に対する質問などの自己解決につながる。

インターネットを通して市民と行政の距離が縮まり、まさに、市民の声が契機となって、市民のための施策につながる「市民の市民による市民のための情報資源循環型サイクルシステム」として、市民の声を活用することができる。

●おわりに

これからも、広く市民の声に耳を傾け、市民が今、何を最優先に求めているかという潜的な市民ニーズを把握することで、行政課題を明らかにし、市民最優先の行政サービスを実現させて行かなればならない。

い。

また、偏りのない市民の声を多角的に聴取するために、多くの手法が用意されている。重要な条例の制定改廃や基本計画の策定の際などに、行政から市民への説明とそれに対する市民意見を聴取するタウンミーティングやアンケート、そして、バブリックコメントに準じた意見募集をホームページで行なっている。このような政策決定プロセスへの市民参加が今後、自治基本条例の制定後パブリックコメント制度として定着し、市民と行政が協働して、よりよい市政を作り上げていくことになる。

将来必要なあらゆる広聴手段を駆使しながら、市民への市民参加を促進することで、市民の声が有効資源として、川崎市の可能性をますます広げていくことになる。

市民が行政に関心を持つてもらえることが、重要であると考えている。

②協働の推進

II 新たな地域資源の形成

市民と市民・市民と行政のネットワーク づくり 市民館市民自主学級・市民自主企画事業について

生涯学習推進課振興係長
教育委員会事務局

夏井美幸

川崎市の
地域資源の
状況

はじめて

平成一五年三月の中教審答申の柱の一つ

として、『新しい「公共』を創造し、二十一世紀の国家・社会の形成に主体的に参画す

る日本人の育成』ということが掲げられます。そこでは、『社会を形成する自立した個人の育成が課題であると同時に、自らが社会づくりの主体となつて社会の形成に参画する「公」の意識を持つことが重要な

なつており、生涯学習における新しい「公共」の視点として、『行政が主導して住民に学びの機会を提供する』ということよりも、個人が主体となつて社会に働きかけていくということが重要になってきています。

本市における、教育文化会館・市民館・分館の社会教育事業も、これまでの事業体系を見直し、より市民参画型の事業体系を整備する方向で、平成一五年度より、つぎの三つの基本方針を基に事業を開拓していくです。(別図参照)

この方針は、市民主体の社会教育・生涯学習への歩みをさらに力強く推進しようとするもので、新しい考え方のもとに、従来

この基本方針の考え方の根底には、市民の方々が社会や地域の課題の解決をめざして学びの場づくりに直接参画していく仕組を強化することがあります。これは自分たちの住む地域社会にどんな学びが必要なのかを提案し合い、話し合つて決めていくことと自体が自治形成のための優れた学びにななり、これによって、「市民の、市民による、市民のための社会教育・生涯学習」が川崎の地に一層深く根づいていくに違いないと考えたからです。

さらに、平成一六年度には、「市民学習・市民活動の活性化」事業の拡充を図り、より多くの方々が学習に参加できるようになると想定した。

この方針は、市民主体の社会教育・生涯学習への歩みをさらに力強く推進しようとするもので、新しい考え方のもとに、従来

- 一 人権尊重と共生社会創造の精神に基づいて行います。
- 二 まちづくり・市民活動を支援し、あらゆる場面での市民参画と協働による市民の自主的学習支援システムを構築すると共に、市民ネットワークを推進します。
- 三 市民の自治の実現をめざします。

この事業体系を「五つの柱」に組替え、事業全体の見直しを行いました。職員は、今まで実施してきた学級・講座等が育んできたものを継承しつつ、学びと人々のつながりづくりの仕事が、市民と市民・市民と職員との協働によって展開され、新たな公共性の創出に寄与できるよう努めています。

事業の五つの柱

別図にしめした五つの事業の中の三つ目の柱「市民学習・市民活動の活性化」事業においては、地域課題や生活課題の解決に向けて、市民が、自分たちで学びの場を創っていく市民自主学級・市民自主企画事業や、地域文化・芸術を創造していくとする表現・舞台活動支援の事業を新たに設けました。

このように、平成一六年度には、「市民学習・市民活動の活性化」事業の拡充を図り、より多くの方々が学習に参加できるようになると想定した。

この方針は、市民主体の社会教育・生涯学習への歩みをさらに力強く推進しようとするもので、新しい考え方のもとに、従来

市民自主学級は地域や社会の課題などの解決に向けての継続的な学習で、学習方法は講義だけでなく、話し合い、ワークショップ、実習、見学、調査など、市民からのいろいろなアイディアで学習を展開しています。また、市民自主企画事業では、地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や市民の交流・ネットワーク活動などの事業を市民と行政が協働で実施し、交流会、発表会、展示会、イベントや集会、見学会、調査研究など多様な形態の学習活動が展開されています。

企画案の公募・決定

学級・企画事業の企画提案は、市民グループまたは市民(個人)からの公募とし、開設条件の適否の決定や、開設予定数を超えた場合の調整については、提案者自らが参加する館ごとの企画提案会で行っています。企画提案会の開催方法は、館ごとに定めていますが、当事者同士での協議の場の設定、第三者の立場の市民の参加、公開性に配慮し、実施しています。

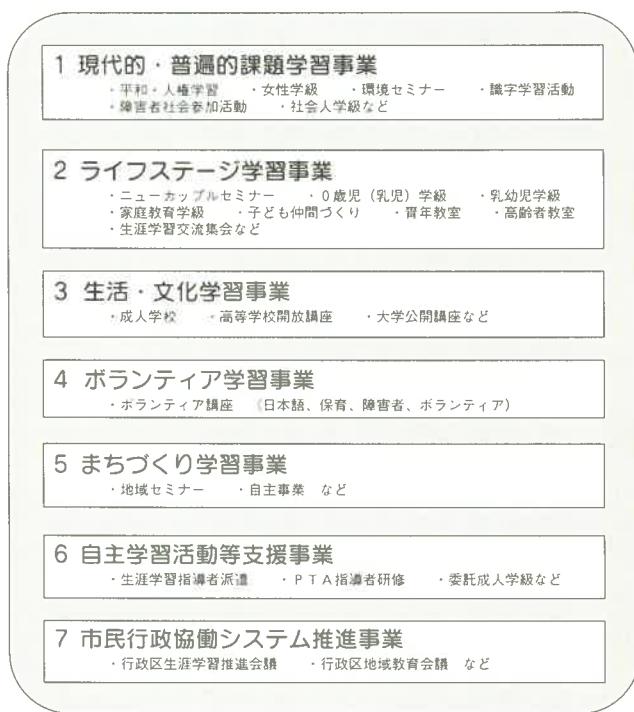
このように学級・事業の開設にあたっては、市民が担い手になつて市民同士の学び合いの場をつくることを通して、新しい公共性の模索を期待して、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとしています。

平成一五年度の応募状況は、教育文化会館・市民館七館と分館六館の合計三館で、市民自主学級は四六件、市民自主企画事業は六〇件、合計一〇六件の提案が出されました。企画提案会の結果、市民自主学級は

別図 教育文化会館・市民館 社会教育事業体系イメージ図

平成15・16年度

平成14年度



市民自主学級のようす



三五学級、市民自主企画事業は市民会館か
らの提案もふくめて六五事業、合計一〇〇
事業が開設されることとなり、延べ約三万
一、〇〇〇名に参加いただきました。

事業内容は、多岐にわたり、子育て期の
学習、小学生の異年齢を対象とした子ども
仲間づくり、環境学習、地域の歴史学習な
どジャンルも対象も幅ひろく実施されました。
平成一六年度の応募状況は、市民自主学
級九二件、市民自主企画事業一二二件、合
計二〇四件の企画が提案され、企画提案会
の結果、市民自主学級は六〇学級、市民自
主企画事業は九九事業、合計一五九の事業
を実施しているところです。

事業の予算も拡充したこともありますが、
一五年度と比較すると応募数は二倍に増え、
事業数も約一・五倍になり充実されました。
● 学習の成果の共有

参加した市民からは、「悩みや課題が解
決できた」などの学習の成果に加えて、「仲
間づくりができた」「世代間交流ができた」、
「多文化共生が図られた」、「引き続き学習
したいので自主グループができた」などの
意見が寄せられました。
また、各館では、市民自主学級・市民自
主企画事業の報告会や生涯学習交流集会に
より、事業の企画者・受講者や関心のある
市民・職員で意見交換し、より良い学級・
事業のあり方も探っています。

● 今後の課題

「市民がつくる学びの場」からは、それ
ぞ成績が上がっていますが、さらに充実
し築いていくには、次のようにいくつかの

課題も浮かび上がっています。

一 プログラム作成までの時間が不足して
いる。

二 企画者によつては、企画提案したが、
実際のプログラム作成・学級・事業の運
営の負担が大きく、さらなる職員の支
援・協力を必要としている。

三 もつと地域に広げていく方法は、どの
ようにならよいか、など。

● おわりに

地域には、学びの対象となる特色ある地

域の「知識・技術・能力」の学習資源が豊
富に存在しています。そして、歴史的背景
や学術的価値に関する情報、関連する生涯
学習の講座の情報等を加えながら、さらに
学習資源の体系的な収集・蓄積を推進して
いくことが生涯学習では重要であります。
また、各地域や個人が自ら創り上げ、自ら
探した学習資源を発信することや、これら
の学習資源を利用した学習者がさらに自ら
の学習成果を付け加えていくことにより、
創造、発信、蓄積、共有の循環が生まれ、
より深みのある学習資源が形成されること

II 新たな地域資源の形成

特集 成熟社会における地域資源とまちづくり—低成長時代における自治体運営への示唆を求めて

② 協働の推進

市民が市民を支える 仕組みづくり—井田病院の市民ボランティア

井田病院の市民ボランティア

健康福祉局
井田病院医事課

早田清

川崎市の地域資源の状況



方がボランティアとして活動している。
ここでは、当院のボランティア活動の内
容を紹介しつつ、運営上の問題点等につい
ても触ることとしたい。

● 井田病院でのボランティアの活動 内容について

ている。さらには緩和ケア（ホスピス）の
場においてもボランティアの方が一〇数名
活動されている。こうした活動は、患者の
QOL（Quality of Life）の向上に寄与
していると考えられる。

(1) 病院内・図書ボランティア

当院のボランティアは、主に(1)案内・図
書ボランティア、(2)病棟ボランティア、(3)
園芸ボランティアの三つに大別され、その
他に院内コンサートや絵画展なども行われ
てあげたり、冷房で寒い患者にはひざ掛け

ができると思われます。
あわせて、今後の課題にもあるような企
画のアイディアはあつても、企画・運営の
ノウハウを持っていない市民に向けての研
修の機会も必要であると考えます。さらに、
「市民学習・市民活動の活性化事業」だけ
でなく他の学習活動でも、企画委員会方式、
市民ボランティアとの協働学習など市民参
画の拡充を図っていくことが、市民と行政、
市民と市民のネットワークにつながってい
くことと思います。

ができると思われます。

あわせて、今後の課題にもあるような企
画のアイディアはあつても、企画・運営の
ノウハウを持っていない市民に向けての研
修の機会も必要であると考えます。さらに、
「市民学習・市民活動の活性化事業」だけ
でなく他の学習活動でも、企画委員会方式、
市民ボランティアとの協働学習など市民参
画の拡充を図っていくことが、市民と行政、
市民と市民のネットワークにつながってい
くことと思います。

代わりのバスタオルを渡してあげたりするなど、患者により近い視点からの目配りで世話をあたっている。ローテーションを組んで、週一～二回程度活動を行っている。

また、ボランティアは、院内にある図書の整理も行っている。院内の図書は外来お

よび各病棟に専用のコーナーを設け、患者が自由に持ち出せるようになっているもので、図書 자체は市立図書館より除籍になつたものを譲り受けたり、患者に限らず市民や病院職員からの寄贈によつていている。今年度からは、ボランティアが本をワゴンに入れて病室に伺い、病室から出られない人でも利用できるサービスを開始した。

(2) 病棟ボランティア

病棟の中に入り、食事の配膳や話し相手、配茶、車椅子介助、洗髪、シーツ交換、買物、病室の環境整備などを行つている。なお、医療行為に関する（包帯の交換など）や感染が心配されること（清拭など）はボランティアの活動範囲外である。病棟で活動される方は、ヘルパーの資格がある方以外は原則として当院で行われるボランティア養成講座を受講していくことになつていて。病棟で活動される方は週一回程度、活動していただいている。特に朝食の時間帯は看護師が二～三名しかおらず、食事の配膳だけで精一杯で配茶には手が回らないことが多い。そんな時ボランティアが配茶を行い、話し相手になつてもらえるティアの存在は大きいものとなつていて。

(3) 園芸ボランティア
井田病院は自然が残された中に建てられているが、病院内でも緑を多く取り入れ、

よりよい「癒しの環境づくり」を目指している。活動場所は七箇所にわたり、各自でグループを組んで活動に当たつていて。院内の各所に飾られているセントボーリアは栽培が特に難しく、病院内の一室で細心の注意を払つて育てられている。中庭やハーブガーデンは、車椅子でも散策できるよう整備されているので、リハビリ訓練の患者が立ちより、手入れをしているボランティアと植物の話をしている姿がみられる。外来患者へのアンケートを見ても、「この病院には緑が多くて素晴らしい」等の意見が寄せられている。

(4) コンサート・ボランティア

院内の単調な毎日に変化を付けていただき、明日への活力につなげてもらおうと、月一回程度、玄関ホールで院内コンサートを行つていて。内容としては、ピアノ、コートラス、管楽器演奏、マリンバ等多岐にわかつていて。出演される方は無償で行つてくださり、恒例となつていてコンサートを地域住民の方も楽しみにしている。またコンサートにおける患者の病室からの送迎もボランティアが当たつていて。

(5) 緩和ケアボランティア

活動内容自体は病棟ボランティアとほぼ同様であるが、より微妙な部分のケアによるので、経験のある方に入つていただき、毎週木曜日の午後にティーサービスを行つていて。患者や家族が病棟内のサンルームに集まり、ボランティアがお茶とお菓子のサービスを行うのである。同時に季節のイベント（餅つきなど）や絵手紙会・アロママッサージ等のプログラムがボランティアにより運営されている。

ここで、病院に寄せられた、現在ボラン



院内コンサートの様子

ティアとして活動されている緩和ケア入院 患者の家族のお便りを紹介したい。

（略）コーヒーが好きだった父は大変楽しんでおり、部屋から出て行けない

時には、ボランティアの方がコーヒーを部屋まで持ってきてくださって、香りだけでも心が和みました。現在の私は、木曜日のお茶の日にお邪魔をしています。なぜかここに来ると、気持ちが落ち着き、父に会えるような気がします。（以下略）

●ボランティア活動の原則について

当院においては、一般的にいわれている「ボランティア活動の四原則」に、地域性・継続性の二原則を加えて六つをボランティア活動の原則としている。この原則に沿つて活動してもらうことで、活動される方にとつても受け入れの方にとつてもボランティア活動を円滑に進めることができる。ここでは、「市民が市民を支える」本質であるこの原則について述べることとする。

(1)「自主性・主体性」の原則

ボランティア活動は、個人の自由意志に基づいてなされる活動であり、他から強制されたり義務として行うものではない。自

主性に導かれた主体的な活動として行うものである。

(2)「社会性・連帯性」の原則

ボランティア活動は、生命の尊さを考えそれを守り、育てあう活動である。「人が人としてともに生きる」というノーマライゼーションの考え方方に根ざしている。

(3)「無償性・無給性」の原則

ボランティア活動は、精神的な報酬を得る活動であつて、報酬や金銭的な見返りを目的にするものではない。ただし、材料費等の実費弁済については無償の範囲内である。

(4)「創造性・開拓性・先駆性」の原則

現状に甘んじることなく、常に拓かれた視点から活動を見直すことが大切である。

地域社会の様々なニーズに積極的にかかわり、より豊かな福祉社会を目指す創造性、先駆性が求められている。

(5)「地域性」の原則

身近なところで活動をまずははじめてみると、自分の地域をよく知ることができる。

(6)「継続性」の原則

細くともよいから長く活動を続けることで、信頼性、自信が生まれ、より豊かな人間関係を築くことができる。

●ボランティアを受け入れる体制等について

ボランティアを迎えるにあたって、病院内に「市民交流委員会」を発足させ、メンバーを各部署から満遍なく選出した。市民交流委員会の役割は、ボランティアと病院とを結ぶ橋渡しとしての役割が主であり、ボランティアに関連する催しの企画・運営も行っている。委員会では、全体会議を毎月一回開催し、ボランティア活動に関する問題点等について話し合い、ボランティアに関連する催しの打ち合わせを行つてている。また、院内外にボランティアについての広報活動を行つてている。

院内で活動されるボランティア同士および病院職員との交流を目的としてボランティア交流会を年二～三回実施している。交流会では、打ち解けた雰囲気の中でボランティア活動を行うに当たつての病院に対する要望を聞くことができる。

ボランティアの集め方としては、(1)ボランティア養成講座を通して、(2)既に活動しているボランティアの紹介（友人等）、(3)かわさき市民活動センター等からの紹介となつていて、病院に直接ボラ

ンティア希望の旨を申し入れる人も多い。

(2) (3) および希望者に対しては面接を行つて随時受け入れている。ボランティア活動をボランティア団体に一括して依頼するところもあるが、当院のボランティアは個別に登録を行つていている。

ボランティアを受け入れたら、最初は先輩のボランティアと一緒に活動してもらうようにして、要領を知った上で一人でも活動できるようになっている。

当院では、ボランティアに活動していただくに当たり、「週一回、三～四時間程度」の活動をお願いしているが、時間帯等は個別に相談の上、無理なく続けられる範囲で活動していただいている。また、楽しく続けられるよう、活動内容において自主性を尊重するようにしている。

●今後のボランティアにおける問題点について

(1)ボランティアの高齢化

当院のボランティアに限つたことではないが、定年後にボランティアをはじめる方が多い。長年にわたつて活動すると、体力的に厳しくなっていくのは致し方のないことである。

今年度になつて、長年グループで食事援助のボランティアを行つてきた方々が活動を休止した。理由は本人が高齢により継続が厳しくなつたからである。ある方がボランティアを辞められるのに当たつて次の人へ引き継げるようにしていく必要がある。

(2)病院側のボランティアに関する執行体制について

当院では、市民交流委員会の活動は本来の業務に組み込まれておらず、ボランティアに

アに関する業務は、時間外等で行つてているのが現状である。また、立ち上げ時から特定の職員が携わってきたことから、その職員が定年等で病院を離れるとき引き継ぐ人がいないので、残された職員の対応が困難となる。

病院側のフォローが不十分ということ、ボランティアを辞めるケースも存在する。病院としての体制を練り直す必要がある。

(3)病院職員のボランティアに対する理解について

ボランティアとして活動された方が、半年も経たないうちにやめるケースが続いたことがある。病棟に独りで入り、病棟スタッフのフォローがなかつたため、活動が評価されないと感じたのが原因であった。病院職員が活動を評価しないとボランティアがやる気を失うことにつながるので職員に対する啓発活動も必要である。

●おわりに

病院にとつては、外部からボランティアの方に入つていただくことによって、より緊張感をもつて職務にあたることができるだけでなく、ボランティアが患者により近い視点から病院の問題点を指摘してくれるので非常に助かつているというメリットもある。

ボランティアの方にとつても、先ほどのお便りではないが、活動を通して、命の尊さ・優しさなどに触れられ、人間的に成長できるなど多大なメリットがある。

当院のボランティアは、その役割からすれば、もっと多くの人が必要になる。そういうことで、今いるボランティアの負担感が減り、より安心して活動できるようにならねば、もっと多くの人が必要になる。そういうことで、今いるボランティアの負担感が減り、より安心して活動できるようにならねば、

②協働の推進

II 新たな地域資源の形成

川崎の農を助け農地を 守る人材の育成 —農(みのり)の寺子屋—

川崎市の
地域資源の
状況

(主任) 米川源人
勝田麻美子

経済局 農業振興セクター 農地課

全地域の管理を受託している「黒川観光農業振興会」に打診したところ、受けたいただけることになりました。研修期間ですが、三年間じっくり行うことにしました。これは農業者の方から「ちょうど農作業をかじつた人が派遣されてもかえって足手まといになる」とご意見をいただいたからです。

塾生の構成

農の寺子屋の研修に参加している市民

(以下「塾生」という。)は、円滑に事業が

立ち上げられるよう、初年度は、川崎市農業委員会が黒川地区で開催した「都市住民

と農業者との交流事業」の参加者と、黒川

地区で里山の管理活動を行っている「くろ

かわグリーンネットワーク」の活動隊員を

母体に参加者を募り、平成一五年五月から

開講しました。二年目からは川崎市の市政

だよりによる公募で欠員補充を行い、平成

一六年四月現在三四名の塾生が受講してい

ます。

作業日が平日であることから、塾生は主婦や定年退職後の男性が大半です。平均年

齢が念頭におかれていることから、本市で

実施場所は、遊休農地総合対策事業の対象から市街化区域が除外され、農業振興地

域が念頭におかれていることから、本市で

ある農業振興地域に絞られました。当時、

黒川では地域資源を活用した農業振興地域

の活性化を目指した農業公園づくり事業を

実施しており、①農業者に都市住民とのつきあい方に慣れてほしいこと、②最大の地域資源である「農地」と農地と一体として

多摩丘陵の農業を育んできた「里山」を保全するためにはボランティアの活躍が期待されること、③実習ほ場を借りる見込みがあつたことから、黒川上地区を選定しました。

しかし、これでは効果的ではないと考えました。それは、①援農である以上、川崎市で行われている慣行的かつ経済的な農法

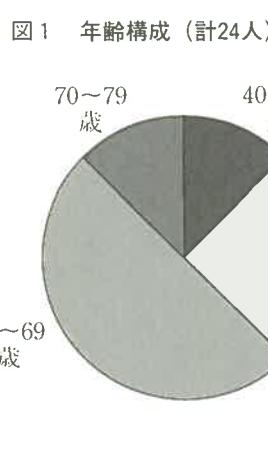


図1 年齢構成 (計24人)

事業化前夜

他都市の事例を調査したところ表1のとおり実施されていることがわかりました。

これをみると、園芸試験農場が実施して職員が講師をつとめているところもあります。

しかし、これでは効果的ではないと考えました。それは、①援農である以上、川崎

代の農家の主人は接ぎ木、誘引、摘果、ホルモン剝塗布、収穫など次から次へとある作業に手がまわらず困っていました。何でも施設園芸を始めた八〇年代はじめ、麻生区黒川の尾根を越えた西側に広がる多摩二ユータウンの圃地に住んでいる主婦をパートタイムマーとして雇っていたそうですが、そんな彼女たちもおばあちゃんに…。折り

「農の寺子屋(みのりのてらこや)」。寺子屋とは江戸時代六歳から一二歳の子供たちに読み、書き、そろばん等の実務的処理等の基礎教育を行った民間の教育施設で、寺社等で僧侶や神職、医師あるいは浪人の武士が教え、武士の子も農民の子も商人の子も机を並べて勉強したといいます。農業技術を年齢、性別、職業を問わずに学べる塾Ⅱ研修会をイメージしてこの名前をつけました。

「昔は圃地の主婦をパートに雇っていたのですが…」農の寺子屋はこの農業者の一言からはじまりました。温室でトマトやきゅうりなどの果菜類を栽培している七〇歳代の農家の主人は接ぎ木、誘引、摘果、ホ

ルモソ剝塗布、収穫など次から次へとある作業に手がまわらず困っていました。何でも施設園芸を始めた八〇年代はじめ、麻生区黒川の尾根を越えた西側に広がる多摩二ユータウンの圃地に住んでいる主婦をパートタイムマーとして雇っていたそうですが、そんな彼女たちもおばあちゃんに…。折り

しもバブル経済がはじまり、パートの時給相場は上がる反面、農産物自由化で価格は低迷。パートタイマーの雇用は難しくなってしまいました。

他方、遊休農地の増大は食料自給率の低下を招き、有事の際、食料生産の再開を危うくする…。農林水産省は遊休農地総合対策事業のなかの新しい事業として「ボランティア活用モデル事業」を平成一四年度に創設しました。本市でも遊休農地が増えることが予想され、その対策を考えていた矢先でした。

そこで、すでに他都市で事業化されていました、援農ボランティア研修を本市でも事業化することになりました。

他都市の事例を調査したところ表1のとおり実施されていることがわかりました。これをみると、園芸試験農場が実施して職員が講師をつとめているところもあります。

しかし、これでは効果的ではないと考えました。それは、①援農である以上、川崎

委託先は、現在、農村広場や広町緑の保

在住者ですが、時間をかけて中原区から通川地区に位置するので塾生の七割が麻生区ともに最も多く、全体の半分を占めています（図1参照）。

また、実習ほ場が川崎市北部の麻生区黒川地区に位置するので塾生の七割が麻生区とともに最も多く、全体の半分を占めています（図1参照）。

つてくる人もいます。

研修プログラム

表1 各市の援農ボランティア研修事業の概要

自治体名称	研修の名称	事業主体	受託者	指導者	ほ場	研修期間
札幌市	さっぽろ農学校	市	(直営)	農業関係機関 O B、市職員	市施設	基礎コース 1年間 就農コース 1年間
仙台市	せんだい農楽校	市	当初 直営、2年目から財団法人仙台市農業園芸振興協会に委託	財団職員、市職員、農業者	市施設、農業者所有地	1年間
千葉市	農業研修	市	(直営)	市職員	市施設	2日間
東京都	東京の青空塾	財団	東京都農林水産振興財団	(講義) 財団職員、都職員等、(実習) 農業者	農業者所有地	6か月間(講義2回、実習10回、視察1回)
川崎市	農の寺子屋	市	黒川観光農業振興会	振興会会員、市職員	農業者所有地	3年間(欠員編入者は2年間)
横浜市	市民農業大学講座	市	(直営)	農業者、市職員	市施設	ふれあいコース 20回、実践コース 10日間
名古屋市	市民農業講座	市	直営(財団法人名古屋市みどりの協会も関与)	(講義) 外部講師、(実習) 農業者、財団職員	市施設、農業者所有地	9か月間(6月~2月)
京都府		府	深草農業ふれあい体験団	体験団会員(農業者)	農業者所有地	1年間
神戸市	新規就農希望者研修事業	市	(直営)	農業者、市職員、県職員	市(合理化法人)所有農地	3か月間
福岡市	ふくおかアグリ塾	ふくおか農業サポートセンター育成協議会	直営(協議会の構成員はJA、普及C、市)	農業者、普及C職員	講義 県普及C、実習 農業者所有地	11月間(28回)

表2 農の寺子屋作業内容(H15年度)

月	主な作業内容
5	果菜類苗の植え付け、エダマメ播種
6	サツマイモの植え付け、ジャガイモ収穫
7	果菜類の収穫、エダマメ収穫
8	果菜類の収穫、ジャガイモの植え付け
9	ダイコン、タマネギの播種
10	コマツナの播種、サツマイモ収穫
11	エンドウの播種、座学
12	緑肥の播種、ネギの収穫
1	竹林伐採
2	炭焼き、座学、発表会準備
3	発表会

修期間中は地元農業者（黒川観光農業振興会会員）の技術指導により、定例作業として月二～三回の実践講習を全員で行うこととされています。さらに、塾生を班分けし、春～秋にかけては各班とも月三回程度、塾生による農地の管理作業を行っています。研修内容の大半はほ場での農作業が占めていますが、室内での講義を行うことで雨天による研修の中止を防ぐとともに研修内容の充実を図っています。

作物の作付計画に関しては、初年度は黒川観光農業振興会と市とで内容を検討し、約二〇種類の作物を栽培しました。次年度からは前年度の内容を基本として、塾生の意見を取り入れながら年に二回行われる運営委員会で計画を立てています。

主な作物としては、早春から初夏にかけてのじやがいもにはじまり夏野菜の代表ともいえるトマト・きゅうり・えだまめ、秋

から冬には、こまつな・はぐさい・だいこん、翌春収穫のたまねぎ・さやえんどうなど、果菜類、根菜類、葉菜類、豆類の様々な種類があります（表2）。

農作業初体験という塾生もいる中で、最初は指示されたことを丁寧に行うことに集中していたようですが、回を重ねることに自主性も高まり、より的確で手際の良い作業をしようとしている様子がうかがえます。定例作業への出席率も約九割を維持し、塾生同士の連携も強まっています。

園芸福祉、食農教育への取り組み

これまで紹介してきたとおり、研修を実施してきたところ、平成一五年初夏、その成果を実践する機会が訪れました。麻生区古沢で水田を農地造成により埋め立てる畠地転換したものの遊休農地化していただき、農業委員会が耕作を指導していました。しかし、所有者が自ら耕作するのが難しいため、耕作する人が見つかることまでの約半年の間、市がその農地を借り受けることとなり、農の寺子屋の塾生有志がさつまいもを作付けて、白鳥保育園の園児と柿生学園（知的障害者更生施設）の利用者に掘取りを体験してもらいました。

農の寺子屋では安全上の配慮から塾生に耕うん機などの機械を使わせません。そのため、耕うんは歩行型耕うん機で職員が、畠たては塾生が手ぐわで行い、黒川東地区的農業者の協力と農業委員会委員の指導により、さ

かから冬には、こまつな・はぐさい・だいこん、翌春収穫のたまねぎ・さやえんどうなど、果菜類、根菜類、葉菜類、豆類の様々な種類があります（表2）。

農作業初体験という塾生もいる中で、最初は指示されたことを丁寧に行うことに集中していたようですが、回を重ねることに自主性も高まり、より的確で手際の良い作業をしようとしている様子がうかがえます。定例作業への出席率も約九割を維持し、塾生同士の連携も強まっています。

园芸福祉、食農教育への取り組み

これまで紹介してきたとおり、研修を実施してきたところ、平成一五年初夏、その成果を実践する機会が訪れました。麻生区古沢で水田を農地造成により埋め立てる畠地転換したものの遊休農地化していただき、農業委員会が耕作を指導していました。しかし、所有者が自ら耕作するのが難しいため、耕作する人が見つかることまでの約半年の間、市がその農地を借り受けることとなり、農の寺子屋の塾生有志がさつまいもを作付けて、白鳥保育園の園児と柿生学園（知的障害者更生施設）の利用者に掘取りを体験してもらいました。

農の寺子屋では安全上の配慮から塾生に耕うん機などの機械を使わせません。そのため、耕うんは歩行型耕うん機で職員が、畠たては塾生が手ぐわで行い、黒川東地区的農業者の協力と農業委員会委員の指導により、さ



図2 ハクサイの植え付けの様子

関東ローム層の赤土はさつまいもに大変適しています。はじめての経験にもかかわらず、その秋、立派なさつまいもを福祉施設の園児・利用者に掘っていたらしくことができ、大変喜ばれました。

こうした取り組みを通じて、塾生が農の寺子屋を卒業した後の活躍の場の一つとして、園芸福祉や食農教育の援助ができるのではないかと思うようになりました。

それは「農の寺子屋の卒業生だから、必ず農業者の援農をしなければ…。」といった、画一的な考えでは、卒業生を活かせないと考えたからです。それというのも、研修内容、作業日程の都合から五〇歳代以上の主婦が多く、体力的に農業者の求人とマッチしない可能性があること。福祉施設でのボランティア経験または興味がある塾生が多いことがわかつたからです。

また、近年、福祉施設から「園芸福祉や園芸療法を取り入れたいので、貸してもらえる農地や指導してくれる者を探している」といった問い合わせを農業委員会にいただくようになりニーズを感じるとともに、零細規模で分散した遊休農地の解消に役立てることができるのではないかと考えました。なぜなら、一圃として一〇アール未満の農地は生産効率が悪く、認定農業者を中心とする担い手層が農業経営の一環として耕作するには不適ですが、福祉施設が農業体験の一環として利用するなら、適当な規模であるためです。

偶然、柿生学園のほ場が遊休農地化していることがわかり、平成一六年度からは塾生がじやがいも、さつまいも、えだまめ、だいこん、チンゲンサイなどを作付け、学園のイベントで来園者にふるまつたり、給

食で利用者の方に食べていただきました。また、作業が比較的簡単なさつまいもについては、比較的障害の程度が軽い利用者の方に作業訓練を兼ねて掘取り体験を行つてもらいました。

今後も継続して取り組むことで、園芸福祉のノウハウを身につけ、柿生学園でのボランティア活動を充実するとともに、将来、他の施設でも塾生が活躍できれば良いと考えています。

活動報告会

研修一年目が終了するころになると、塾生の知識や技術も向上し、援農ボランティアとして派遣できる目途が立ちました。また復習の意味から、一年間の研修内容をまとめ、互いに発表し合う必要も考えられました。そこで毎年三月に行われている川崎市遊休農地活用推進協議会において、農の寺子屋の宣伝を兼ねて、一年間の研修成果を発表することにしました。

川崎市遊休農地活用推進協議会は、川崎市内に四箇所ある農業振興地域の農業者の代表が集まり、遊休農地の解消方法について意見の交換を行う場ですが、農の寺子屋の塾生が遊休農地解消の担い手としての立場から、発表を行うことは有意義であると考えたからです。

発表の準備には、定例作業二回分の時間を充てました。一回目の作業では、班ごとに相談してテーマと発表者を決め、発表内容の検討を行いました。また二回目の作業では、引き続き発表内容の検討を行うとともに、発表内容を写真やイラストを用いて模造紙二、三枚程度にまとめました。

発表会は麻生区役所会議室を会場に、川

崎市遊休農地活用推進協議会委員一五名および一般市民四一名の出席のもと開催されました。

A班は「サツマイモ」をテーマに、土壤条件の異なるほ場で栽培したサツマイモの生育や食味の違いについてまとめ、その原因について考察を行いました。

B班は「塾生はキュウリと共に育つ」をテーマに、キュウリの栽培を通じて、誘引（主）に失敗したり病害虫に悩まされながら塾生が日々レベルアップしてきたことを発表しました。

また、C班は「野菜と土壤の相性」をテーマに、一年間栽培した野菜の出来を比較し、植え付け場所の土壤条件が野菜の出来不出来に大きく影響したのではないかと考察しました。出席した委員や市民は塾生の発表に興味深く聞き入っていました。

課題と問題点

農の寺子屋の塾生は熱心な方が多く、指導員の懇切・丁寧な指導のもと、彼らの知識や技術は日増しに向かっています。また最近では、指導員からの指示がなくとも、自主的に作業が行えるほどです。ですから農家に派遣しても、雇用者の二一〇にこたえることができるほど、援農ボランティア

の資質としては問題ないと考えます。

問題は、農家と援農ボランティアとをどのように結びつけるかという点にあります。

たしかに、農家は慢性的な人手不足状態で

あり、農繁期にパートタイマーを雇う場合も少なくありませんので、援農ボランティアの需要は多いと推察されます。他方、農

の寺子屋の塾生は、労働意欲が旺盛であり、派遣先でも農家の期待にこたえてくれるで

しょう。

しかし、農家の間では、援農ボランティアの存在が十分認識されていないようです。農作業経験のない素人を雇うと、余計なことをされてしまったり、事細かに指示を出さなければならぬので、かえって煩わしいという意見も聞かれます。農家にとって農業は生活の糧ですから、その農業を、手伝いとはいえ、海のものとも山のものとも分からぬ人間に任せるとなれば、無理もない話とは思います。

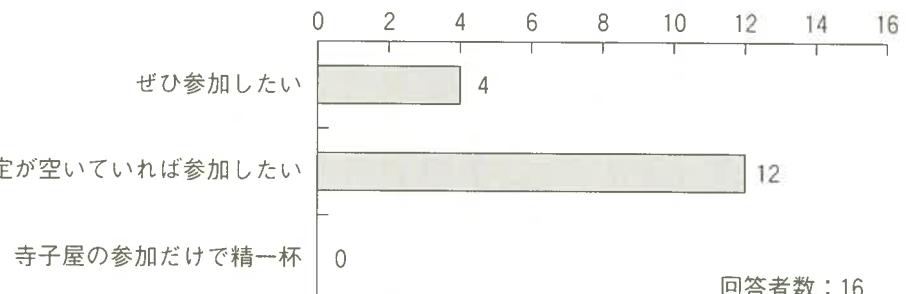
援農ボランティアを広めるためには、農家の不信感を払拭することができるかどうかが鍵になると想っています。まず、農作業の手伝いを行う援農ボランティアという人材が存在するということ、彼らは農作業研修修了者であるということを知つてもらうことです。その意味で、川崎市遊休農地活用推進協議会において、農の寺子屋の宣伝を兼ねて活動報告を行ったことは大変効果的であったと思います。また、宣伝だけではなく、それなりの成果を示さねばなければ、農家も半信半疑でしょう。三年間の研修期間はまだ終了していませんが、福祉との連携や地域の遊休農地の解消を通じて、援農ボランティアの実績を徐々に作っていくことが重要であると考えています。

農の寺子屋では運営委員会でアンケートを取り、塾生の意識や意見把握に努めています。その結果、今後の活動について図3のような結果が出たことから、単にボランティアとして派遣するだけではなく、卒業生が組織的に農作業の一部を受託したり、園芸福祉の指導員を行うことも、活動の選択肢として考えています。そこで、塾生有志からなる「農の協力会」を発足させ、引

員会委員、柿生学園、白鳥保育園の皆様方に深く感謝いたします。

注 作物を整った形にするよう、枝や茎を支柱や棚に導くこと（農業小辞典）

図3 今後の活動意向



き続き柿生学園でのボランティア活動を展開するとともに、農業者の協力を得て、休耕地で実践研修を行うこととしています。

おわりに

まだまだ、活動は始まつたばかりですが、あせらず着実に育てて生きたいと思います。

最後にこの事業の実施にあたり、御協力いただいた、黒川観光農業振興会会員、黒川地区・古沢地区的農業者、川崎市農業委

